大和証券
Daiwa Securities

〈個人のお客様〉

ダイワの
取引約款・規定

大和証券
Daiwa Securities

0710-1401(D) 07.06 2025.06

目　　次

個人情報の利用目的…… 1
個人データの共同利用について …… 1
大和証券総合取引約款…… 2
第１章　総合取引 …… 2
第２章　有価証券の保護預り取引 …… 4
第３章　振替決済取引 …… 7
第４章　積立投資取引 …… 21
第５章　株式累積（積立）投資取引 …… 26
第６章　国内外貨建債券取引 …… 31
第７章　お取引コースの利用 …… 33
第８章　証券総合サービスの利用 …… 33
第９章　振込先指定方式の利用 …… 34
第10章　ダイワ・カードの利用 …… 35
第11章　雑則 …… 37
外国証券取引口座約款…… 41
外国為替取引約款…… 52
特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款… 54
特定管理口座約款…… 61
非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定
非課税累積投資約款…… 63
ダイワのＮＩＳＡ取扱規定…… 81
オンライントレード・コンタクトセンター取扱規定…… 87
抽選参加サービス取扱規定…… 93
取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定… 98
スウィープサービス取扱規定 …… 100
最良執行方針…… 104

＜個人情報の利用目的＞

大和証券株式会社（以下「当社」といいます）は、個人情報の保護に関する法律等に基づき、お客様の個人情報及び個人番号（以下「個人情報等」といいます）を下記事業及び利用目的の達成に必要な範囲内において取扱いいたします。個人番号については、法令で定められた範囲内でのみ取扱いいたします。

また、金融分野における個人情報保護に関するガイドライン等に定義される機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）その他の特別な非公開情報は、適切な業務の運営その他の必要と認められる目的以外の目的に取得、利用または第三者提供をいたしません。

◇当社の事業内容

1. 金融商品取引業務（有価証券の売買業務、デリバティブ取引業務、有価証券の売買の取次ぎ、媒介、または代理業務、デリバティブ取引の取次ぎ、媒介、または代理業務、有価証券の引受け業務、有価証券等管理業務、投資一任契約に係る業務等）及び金融商品取引業務に付随する業務
2. 保険募集業務、商品取引業、貸金業等、法律により金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務
3. その他金融商品取引業者が営むことができる業務及びこれらに付随する業務（今後取扱いが認められる業務を含む）

◇当社がお客様の個人情報等を取扱う際の利用目的

1. 金融商品取引法に基づく有価証券・金融商品等の勧誘・販売、サービスに関する情報提供等を行うため
2. 当社または関連会社、提携会社等の他の事業者の金融商品その他の商品の勧誘・販売、サービスに関する情報提供・広告等を行うため（今後取扱いが認められる商品を含む）
3. 法令諸規則・当社社内規則・適合性の原則等に照らした商品・サービスのご提供の妥当性を判断するため
4. お客様ご本人であること、またはご本人の代理人であることを確認するため
5. お客様に対し、取引結果、預り残高などの報告やセミナー等の参加確認を行うため
6. お客様との取引に関する各種事務を行うため
7. 市場調査、データ分析やアンケートの実施等により、金融商品等やサービスの研究、開発、改良を行うため
8. 他の事業者等から個人情報の取扱いの全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
9. 当社が法令や協会規則等により義務づけられている事項を遵守するため
10. 当社の業務遂行にかかわる必要に応じてご連絡を行うため
11. その他、お客様とのお取引を適切かつ円滑に履行するため
12. 前各号の個人情報の利用目的に関わらず、個人番号は、「金融商品取引に関する口座開設の申請・届出事務」「金融商品取引に関する法定書類の作成・提出事務」「金融商品取引に関する振替機関への提供事務」に限り利用いたします。

＜個人データの共同利用について＞

当社は、グループ各社の専門性を活かしつつ、より付加価値の高いサービスや金融商品等を提供するため、個人データを共同利用することがあります。

なお、当社は、金融商品取引業等に関する内閣府令に規定する非公開情報など、法令等で共同利用が制限される場合は、お客様から同意書を取得した場合等法令等で認められた場合を除き、共同利用は行いません（個人データの共同利用の詳細については、当社ホームページのプライバシーポリシーをご覧ください）。

以　上

大和証券総合取引約款

第１章　総　合　取　引

１．約款の趣旨

この約款は、有価証券の保護預り取引、振替決済取引、積立投資取引、株式累積（積立）投資取引及び国内外貨建債券取引又はそれらを組合わせた取引等（以下「総合取引」といいます。）について、お客様と大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

２．総合取引の利用

（1）　お客様は、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引をご利用いただけます。

①　第2章に定める有価証券（外国証券、第4章で定める積立投資取引及び第5章で定める株式累積（積立）投資取引に係るものを除く。）の保護預り取引

②　第3章に定める振替決済取引

③　第4章に定める積立投資取引

④　第5章に定める株式累積（積立）投資取引

⑤　第6章に定める国内外貨建債券取引

⑥　第8章108．に定める自動運用買付・換金取引

⑦　有価証券（外国証券を含みます。）、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品の果実（配当金については、国内上場外国株式及び下記43．の株式数比例配分方式を選択された株式等の配当金を指します。）、償還金、売却代金又は解約代金のうち、当社において支払われるものを第4章に定める積立口へ入金する取引

（2）　お客様は、上記（1）⑦の取引については、次の各号に掲げる取引方法によりご利用いただけます。

①　有価証券（外国証券を含みます。）、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品から発生する果実（配当金については、国内上場外国株式及び下記43．の株式数比例配分方式を選択された株式等の配当金を指します。）のうち、当社において円貨で支払われるものを当社が応じる範囲内で、第４章に定める積立口（ダイワ外貨ＭＭＦ積立口を除く。）へ入金する方法。

②　外国証券、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品から発生する果実、償還金のうち、当社において外国通貨で支払われるものを当社の応じ得る範囲内で、ダイワ外貨MMF積立口へ同一外国通貨をもって入金する方法。

ただし、当該入金の取扱いは、ダイワ外貨MMF積立口で取扱う外国通貨に限ります。

２-２．反社会的勢力でないこと並びにマネー・ローンダリング及びテロ資金供与を行わないことの確約

（1）　お客様は、あらかじめ当社所定の方法により次の事項につき確約いただきます。お客様が、①のいずれかに該当し、もしくは②のいずれかに該当する行為をし、又は①に基づく確約に関して虚偽の申告をしたと相当の事由をもって当社が判断した場合には、取引が停止され、又は通知により口座は解約されます。また、当社は、これにより生じたお客様の損害は、その責を負わないものとします。

①　日本証券業協会の「定款の施行に関する規則」に定める反社会的勢力（以下、単に「反社会的勢力」といいます。）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと。

＜反社会的勢力＞

i. 暴力団

ii. 暴力団員

iii. 暴力団準構成員

iv. 暴力団関係企業
v. 総会屋等、社会運動標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
vi. その他前各号に準ずるもの

② 自ら又は第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をし又は暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用い又は威力を用いて貴社の信用を毀損し又は貴社の業務を妨害する行為等を行わないこと。

(2) お客様が、当社のサービスの利用を申込む場合、当社と有価証券の売買その他の取引等を行う場合又は当社のサービスを利用する場合は、次に掲げる事項を確約いただきます。当社に預け入れようとする資金についてお客様が①を確約いただけない場合、もしくはお客様が、②又は③のいずれかに該当する行為をした場合には、取引が停止され、又は通知により口座は解約されます。また、当社は、これにより生じたお客様の損害について、その責を負わないものとします。

① 当社に預け入れようとする資金が犯罪による収益の移転防止に関する法律に定める「犯罪による収益」に該当しないこと。

② 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律その他関連法令に違反する等、マネー・ローンダリング又はテロリストへの資金供与を行わないこと。

③ 日本、米国その他外国又は国際機関等が定める経済制裁対象者に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと、また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと。

(3) 前各項に関し、又はその他当社が必要と判断した場合において、当社は、お客様に対し、資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断した事項を確認するために情報提供を求めることがあります。

3．申込方法等

(1) お客様は、当社所定の手続きにより、当社が定める本人を確認する書類を提示又は提出のうえ総合取引を申込むものとし、当社が承諾し、口座開設等当社所定の手続きを完了した時点から、総合取引を開始することができます。ただし、申込みは本邦居住の個人のお客様に限らせていただきます。また当社が認める場合を除いて、口座開設はお一人様一口座に限らせていただきます。

(2) お客様が、上記(1)の申込みをされる場合には、原則次の申込みを同時にしていただきます。

① 第7章に定めるお取引コースの利用

② 第8章に定める証券総合サービスの利用

③ 第9章に定める振込先指定方式の利用

4．共通番号の届出

お客様は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令等の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令等が定める場合に、お客様の共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。

4-2．届出事項

(1) お客様は、総合取引開始時、又は当社が別途定める時に住所、氏名、共通番号等のお届出をいただきます。ただし、すでにそのお届出がされている場合には、その住所、氏名、共通番号等がお届出となりますので、改めてお届出いただく必要はありません。

(2) お客様が本邦の国籍を有しない場合は、上記(1)の申込みの際にその旨をお届出いただきます。この場合、「在留カード」等の書類をご提出いただくことがあります。

5．既存取引等の継続

お客様が総合取引を開始される際、すでに当社で利用されている上記2.、3.(2)に掲げる取引及び取扱いは、継続してこの約款に基づく取引及び取扱いとしてご利用いただきます。なお、上記2.(2)の積立口への入金の方法を当社所定の手続きにより指定された場合は、上記2.(1)⑥の規定にかかわらず、優先してその取扱いとなります。

5-2．特定口座の源泉徴収に伴う特約

特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款11.に規定する源泉徴収が、国外公社債等の償還やダイワ外貨MMFの譲渡等（以下、「当該譲渡等」といいます。）に起因して発生し、当社が必要と認める場合に限り、当社が以下に定める取扱いを行うことにご同意いただいたものとします。

① 当該譲渡等の償還金や譲渡金額のお預り金を外貨でお受取りされ、源泉徴収額（円貨）に充当できず不足金が発生することが見込まれる場合、お客様に連絡することなく、当該お預り金（外貨）のうち、不足金（円貨）に相当する外貨を以て充当を行います。

② 上記①の不足金（円貨）に充当すべき外貨が、源泉徴収すべき日にスウィープサービス取扱規定第4条に基づき指定金融機関お客様口座へ送金されている場合、当社は同規定第4条第3項に従い指定金融機関に対し、充当すべき外貨の送金を依頼します。

③ 上記①において、外貨と円貨との換算は源泉徴収すべき日における当社が定めるレートによります。

④ 同一日において複数の通貨による当該譲渡等が発生する場合において、当社の定める順位に基づく外貨を以て不足金（円貨）に充当を行います。

⑤ 当該取扱いに伴うお客様口座の金銭の授受については定期的に交付する取引残高報告書にてご確認いただきます。

⑥ 別に定める契約やサービス又は他の有価証券の買付取引等により、充当すべき外貨が不足する場合、上記各号の取り扱いは行いません。

第2章　有価証券の保護預り取引

6．本章の趣旨

本章は、お客様と当社との間の証券の保護預りに関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

7．取引の申込み

お客様は、本章の内容を承認し、第1章に定める方法により、当社との間に有価証券の保護預りに関する契約（以下本章において「契約」といいます。）を締結します。

8．保護預り証券

(1) 当社は、金融商品取引法第2条第1項各号に掲げる証券について、本章の定めに従ってお預りします。ただし、これらの証券でも市場性のないもの等都合によりお預りしないことがあります。

(2) 当社は、上記(1)によるほか、お預りした証券が振替決済に係るものであるときは、金融商品取引所及び決済会社が定めるところにより本章の規定に従ってお預りします。

(3) 本章に従ってお預りした証券を「保護預り証券」といいます。

9．保護預り証券の保管方法及び保管場所

当社は、保護預り証券について金融商品取引法第43条の2に定める分別管理

に関する規定に従って次のとおりお預りします。

(1)　保護預り証券については、当社において安全確実に保管します。なお当社における保護預り証券の保管等は、別途第三者機関に委託することがあります。

(2)　金融商品取引所又は決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。

(3)　保護預り証券のうち上記(2)に掲げる場合を除き、債券又は投資信託の受益証券については、特にお申出のない限り他のお客様の同銘柄の証券と混合して保管することがあります。

10. 削 除

11. 混合保管等に関する同意事項

上記9. の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

①　お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数又は額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。

②　新たに証券をお預りするとき又はお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預り又はご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客様と協議を要しないこと。

12. 混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い

上記9.(3)の規定により混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定及び償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

13. 保護預り証券の口座処理

(1)　保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

(2)　金融商品取引所又は決済会社の振替決済に係る証券については、他の口座から振替を受け、又は他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、株式会社証券保管振替機構(以下「機構」といいます。)が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、機構に預託されている証券の振替が行われないことがあります。

14. 担保に係る処理

お客様が保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合の担保の設定についてのみ行うものとし、この場合、当社所定の方法により行います。

15. 受益者の通知等に係る処理

受益証券発行信託の受益証券をお預りした場合には、受益証券の受託者(受益証券発行信託の受益証券の受益権原簿管理人を含む。以下本項において同じ。)に対するお客様の権利は、信託契約の定める方法により取扱います。

16. お客様への報告・連絡事項

(1)　当社は、保護預り証券について、次の事項をお知らせします。

①　保護預り証券において提供を要する場合には、その期日

②　混合保管中の債券について上記12. の規定に基づき決定された償還額

③　最終償還期限

④　残高照合のためのお預り残高

(2)　ただし、上記(1)④のご報告は、1年に1回以上取引残高報告書をもって行います。

(3)　また、取引のある場合には、法律の定めるところにより原則四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め取引残高報告書をもって行います。その内容にご不審の点があるときには、すみやかに当社の内部管理担当部署等にご連絡ください。

(4)　当社は、上記(2)及び(3)の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの上記(2)に定める残高照合のためのご報告に関する事項についての照会に対してすみやかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

(5)　市場性のない有価証券等については、上記(1)①から③の連絡を行わない場合があります。

17. 名義書換等の手続きの代行等

(1)　当社は、ご依頼があり、かつ当社の応じ得る場合に限り、株券等の名義書換、併合、分割又は株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。ただし、対象となる有価証券が株式等振替制度によるものは除きます。

(2)　当社は、お客様からのご依頼があり、かつ当社の応じ得る場合に限り、受益証券発行信託の受益証券について、信託契約の定めに従って信託財産への転換請求及び当該受益証券発行信託の受益証券への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国又は地域の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)。なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める規則などにより管理することがあります。

(3)　上記(1)、(2)の場合は、所定の手続料をいただきます。

18. 償還金等の代理受領

保護預り証券の償還金(混合保管中の債券について上記12. の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ。)又は利金(分配金を含みます。以下同じ。)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの償還金又は利金の支払状況によっては、お客様へのお支払いが当該予定日より遅延する場合もございます。

19. 受益証券発行信託の受益証券の信託財産の配当等の処理

受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る配当又は収益分配金等の処理、新株予約権等(新株予約権の性質を有する権利又は株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、受託者が処理することとします。

20. 受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る議決権の行使

受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る株主総会(受益者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、お客様の指示により、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

21. 受益証券発行信託の受益証券に係る議決権の行使等

受益証券発行信託の受益証券に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

22. 株主総会の書類等の送付等

受益証券発行信託の受益証券の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び受益証券発行信託の受益証券に係る信託決算の報告書の送付等は、当該受益証券発行信託の受益証券の受託者が信託契約に定める方法により行います。

23. 受領証の交付

(1)　当社は、当社の本支店又は営業所において金銭を受入れた場合並びにお手持ちの有価証券を保護預りとしてお預りしたときは、当社所定の「受領証」を交付します。

(2)　当社の本支店又は営業所において金銭を受入れた場合並びにお手持ちの有価証券を保護預りとしてお預りしたとき、やむを得ない事由により「受領証」をお渡しできない場合は、当社所定の「仮受領証」を交付します。この場合は、「受領証」をすみやかにお届けします。

24. 保護預り証券等の返還

(1)　保護預り証券又は金銭の返還をご請求になるときは、当社所定の方法によりお手続きください。

(2)　当社が保護預りしている有価証券が、無効(株券の発行者が債務超過の場合において株式の全部を零にする資本金の額の減少を行ったとき、当該発行者が清算結了の登記を行った等)となった場合は、あらかじめ当社がご通知のうえ定める日までにお客様から返還のご請求がない限り、当該有価証券を破棄する場合があります。

25. 保護預り証券の返還に準ずる取扱い

当社は、次の場合には保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。

①　保護預り証券を売却される場合

②　当社が上記18. により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合

③　保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合

26. 料金

(1)　当社は、本章の保護預りについて所定の料金を申受けることがあります。

(2)　当社は、上記(1)の所定の料金を申受ける場合、保護預り口座を設定した時及び保護預り口座設定後1年(特にお申出があったときは3年)を経過するごとに当社が別途定める手数料体系に基づき所定の料金をいただきます。ただし、保護預り口座設定時からの1年又は3年の期間の計算は、保護預り口座を設定した月の翌月から起算します。

(3)　当社は、上記(1)、(2)の場合、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、保護預り証券の返還のご請求又はお取引の執行には応じないことがあります。

(4)　上記(2)の料金の計算期間の中途で契約を解除された場合は料金はお返ししません。ただし、次の場合には、それぞれに定める金額をお返しします。

①　下記137. (1)③から⑫により上記(2)の料金の計算期間の中途で契約を解除する場合は、上記(2)の料金から保護預り口座を設定していた期間(契約を解除した月を除き月数で計算します。)に相当する額を控除した金額

②　上記(2)の規定に基づき3年を計算期間とする料金(割引料金)をお支払いになった場合において、その計算期間の中途で契約を解除されたときは、お支払いになった料金から保護預り口座を設定していた期間(契約を解除した月を含め、1年未満は1年に切上げて年数で計算します。)に相当する額(割引料金で計算します。)を控除した額

27. 契約の解除

下記137. (1)の規定は、本章においてこれを準用します。

28. 届出事項の変更

下記139. の規定は、本章においてこれを準用します。

29. 免責事項

下記140. の規定は、本章においてこれを準用します。

第3章　振替決済取引

30. 本章の趣旨

(1)　本章は、「社債、株式等の振替に関する法律」(以下「振替法」といいます。)に基づく振替決済制度において取扱う有価証券(以下「振替証券」といいます。)に係るお客様の口座を、当社に開設するに際し、当社とお客様との間の権利義務関係を明確にするための取決めです。

(2)　本章に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより国債(以下「振替国債」といいます。)については日本銀行、一般債(以下「振替一般債」といいます。)、投資信託受益権(以下「振替投信」といいます。)、株式(以下「振替株式」といいます。)、新株予約権(以下「振替新株予約権」といいます。)、新株予約権付社債(以下「振替新株予約権付社債」といいます。)、協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資(以下「振替優先出資」といいます。)、投資口(以下「振替投資口」といいます。)、新投資口予約権(以下「振替新投資口予約権」といいます。)及び受益証券発行信託受益権(以下「振替受益権」といいます。)(以下「振替株式」から「振替受益権」及び振替投信のうち機構が定める株式等の振替制度により取扱う上場投資信託受益権(以下「振替上場投信」といいます。)を総称して「振替株式等」といいます。)については機構を指します。

(3)　また、振替一般債、振替投信及び振替株式等の範囲については、機構が定める業務規程に定めるものとします。

31. 振替決済口座

(1)　振替証券に係るお客様の口座(以下「振替決済口座」といいます。)は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が管理する振替口座簿において開設します。

(2)　振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、振替国債については種別及び内訳区分、振替一般債、振替投信及び振替株式等については内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替証券の記載又は記録をする内訳区分(以下「質権欄」といいます。)と、それ以外の振替証券の記載又は記録をする内訳区分(以下「保有欄」といいます。)とを別に設けて開設します。

(3)　当社は、お客様が振替証券についての権利を有するものに限り振替決済口座に記載又は記録いたします。

(4)　当社は、機構において取扱う振替一般債、振替投信及び振替株式等のうち、当社が定める一部の銘柄の取扱いを行わない場合があります。

(5)　当社は、当社における振替一般債、振替投信及び振替株式等の取扱いについて、お客様からお問合せがあった場合には、お客様にその取扱いの可否を通知します。

32. 振替決済口座の開設

(1)　振替決済口座の開設に当たっては、あらかじめお客様から当社所定の手続きによりお申込みいただきます。

(2)　当該約款適用日においてすでに改正前の「大和証券総合取引約款」に基づく保護預り口座の開設が行われている場合には、第一回目の振替証券の買付又は振替等による振替口座簿への記載又は記録をもって振替決済口座の申込みが行われたものとします。

(3)　振替決済口座は、この約款に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令並びに振替機関が定める業務規程その他の定めに従って取扱います。

(4)　お客様には、振替法その他の法令、振替機関が定める業務規程及び振替機関が講ずる必要な措置に従うこと並びに振替機関が定める振替業の業務処理方法に従うことにつき、本約款の交付をもって、ご同意頂いたものとして取扱います。

32の2. 振替口座簿記載事項の証明書の交付又は情報提供の請求

(1)　お客様は、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書面(振替法第277条に規定する書面をいいます。)の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供

することを請求することができます。

(2)　当社は、当社が備える振替口座簿のお客様の口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客様の口座に記載又は記録されている事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接又は機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付又は当該事項に係る情報を電磁的方法による提供をします。

(3)　上記(1)の場合は、当社の定めるところにより、所定の料金をいただきます。

32の3. 振替新株予約権付社債に係る振替口座簿記載事項の証明書の交付請求

(1)　お客様(振替新株予約権付社債権者である場合に限ります。)は、当社に対し、振替口座簿のお客様の口座に記載又は記録されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第222条第3項に規定する書面をいいます。)の交付を請求することができます。

(2)　お客様は、上記(1)の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

(3)　上記(1)の場合は、当社の定めるところにより、所定の手続料をいただきます。

33. 加入者情報の取扱いに関する同意

当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等に係る記載又は記録がされた場合には、お客様の加入者情報(氏名、住所、生年月日、法定代理人に係る事項、その他機構が定める事項。以下同じ。)について、機構が定める株式等の振替制度により取扱うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

34. 加入者情報等の機構等への通知の同意

(1)　振替口座簿に記載又は記録されているお客様に関する事項及び機構の定める加入者情報について、機構が定めるところにより、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(2)　当社が上記(1)に基づき機構に通知した加入者情報(生年月日を除きます。)の内容は、機構を通じて、お客様が他の口座管理機関に口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(3)　当社は、お客様の共通番号情報（氏名又は名称、住所、共通番号）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構、機構を通じて振替株式等の発行者及び受託者に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(4)　当社は、お客様が、発行者に対する代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(5)　上記(4)の発行者に対する届出の取次ぎは、お客様が新たに取得した振替株式、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替投資口、振替新投資口予約権、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権については、次の各号に定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取り扱います。

①　総株主通知、総新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知又は総受益者通知

②　個別株主通知、個別投資主通知又は個別優先出資者通知

③　株主総会資料、投資主総会資料又は優先出資者総会資料の書面交付請求

35. 発行者に対する振替決済口座の所在の通知

当社は、振替株式の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客様が同法第198条第1項に規定する株主又は登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客様の振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

36. 株式等の振替制度で指定されていない文字の取扱い

お客様が当社に対して届出を行った氏名又は住所のうちに機構が定める株式等の振替制度で指定されていない文字がある場合には、お客様から特段のお申出がない限り、当社が、その全部又は一部を振替制度で指定された文字に変換して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

37. 振替決済制度への転換に伴う移行手続き等に関する同意

(1)　振替法に基づく振替決済制度において、当社が口座管理機関として取扱うことのできる有価証券のうち、当社がお客様からお預りしている有価証券であって、お客様から同制度への転換に関しご同意いただいたものについては、同制度に基づく振替決済口座の開設のお申込みをいただいたものとしてお手続きさせていただきます。この場合、この約款の交付をもって、当該振替決済口座を開設した旨の連絡に代えさせていただきます。

(2)　振替法の施行に伴い、当社がお客様からこの約款に基づきお預りしている有価証券のうち、特例国債、特例社債、特例地方債、特例投資法人債、特例特定社債、特例特別法人債又は特例外債(以下「特例社債等」といいます。)、特例投資信託受益権(既発行の投資信託受益権についても振替法の適用を受けることとする旨の投資信託約款の変更が行われたもの。以下「特例投信」といいます。)について、振替法に基づく振替決済制度へ転換するために、振替法に基づきお客様に求められている下記①、②に掲げる諸手続き等を、特例社債等については当社が代わって行うこと、特例投信については、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、当社が代わって行うこと並びに下記③から⑤までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

①　振替法附則第14条(同法附則第19条、第27条から第32条又は第36条において準用する場合を含む。)において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請

②　その他振替法に基づく振替決済制度へ転換するため必要となる手続き等(振替法に基づく振替制度に移行するために、当社から他社に預け替える場合の当該預け替えの手続き等を含みます。)

③　移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと

④　振替口座簿への記載又は記録に際し、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があること

⑤　振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等、特例投信については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当社が本章に定めるところにより管理すること

(3)　振替法の施行に伴い、お客様が有する特例社債等、特例投信について、振替法に基づく振替決済制度へ転換するために、お客様から当該特例社債等、特例投信の証券(当該特例社債等が社債等登録法第3条第1項の規定により登録されているものである場合には、登録内容証明書)のご提出を受けた場合には、振替法に基づきお客様に求められている下記①、②に掲げる諸手続き等を、特例社債等については当社が代わって行うこと、特例投信については、投資信託約款に基づき振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請についてお客様から代理権を付与された投資信託委託会社からの委任に基づき、当社が代わって行うこと並びに下記③から⑤までに掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

① 振替法附則第14条（同法附則第19条、第27条から第32条又は第36条において準用する場合を含む。）において定められた振替受入簿の記載又は記録に関する振替機関への申請
② その他振替法に基づく振替決済制度へ転換するため必要となる手続き等
③ 移行前の一定期間、証券の引出しを行うことができないこと
④ 振替口座簿への記載又は記録に際し、当社の口座（自己口）を経由して行う場合があること
⑤ 振替法に基づく振替制度に移行した特例社債等、特例投信については、振替法その他の関係法令及び振替機関の業務規程その他の定めに基づき、当社が本章に定めるところにより管理すること

38．総株主等の通知等に係る処理

（1） 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者確定日、振替上場投信及び振替受益権にあっては受益者確定日）における株主（振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替優先出資にあっては優先出資者、振替投資口にあっては投資主、振替新投資口予約権にあっては新投資口予約権者、振替上場投信及び振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます。）の氏名、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を報告します。

（2） 機構は、上記（1）の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主等通知対象銘柄である振替株式等の発行者に対し、通知株主等の氏名、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客様について、当社又は他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客様と同一の者であると認めるときは、その同一の者に係る通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。

（3） 当社は、機構の定める一定の日における、お客様が有する振替株式等に係るお客様の氏名、住所、お客様の有する振替株式等の銘柄及び数量、その他機構が定める事項を機構を経由して発行者に通知することがあります。

39．機構からの通知に伴う振替口座簿の記載又は記録内容の変更に関する同意

機構から当社に対し、お客様の氏名もしくは住所の変更があった旨又はお客様が法律により振替株式等に係る株主名簿への記載の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記載又は記録内容を当該通知内容のものに変更する場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

40．個別株主通知等の取扱い

（1） お客様は、当社に対し、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます。）の取次ぎの請求をすることができます。

（2） お客様は、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。

（3） 上記（2）の場合は、所定の手続料をいただきます。

41．振替の申請

（1） お客様は、振替決済口座に記載又は記録されている振替証券について、次に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。
① 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
② 法令の規定により禁止された譲渡又は担保に係るものその他振替機関が定めるもの
③ 振替一般債の償還期日又は繰上償還期日において振替を行うもの
④ 振替一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日又は利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
⑤ 振替投信の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの
⑥ 振替投信の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替を行うもの
⑦ 振替投信の償還日翌営業日において振替を行うもの
⑧ 振替投信（振替上場投信を除く。）の販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日
ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日
ニ 償還日前営業日
ホ 償還日
ヘ 償還日翌営業日
⑨ 振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けないもの
⑩ その他、機構の定める振替制限日を振替日とするもの

（2） 上記（1）に基づき、お客様が振替の申請を行うに当たっては、あらかじめ、次に掲げる事項を当社にご提示いただかなければなりません。
① 当該振替において減少及び増加の記載又は記録がされるべき振替証券の銘柄及び金額又は数量
② 振替国債においては、お客様の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分、振替一般債、振替投信及び振替株式等においては、内訳区分
③ 振替先口座
④ 振替先口座において、振替国債については増加の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分、振替一般債、振替投信及び振替株式等については増加の記載又は記録がされるべき内訳区分
⑤ 振替を行う日
⑥ 上記②の振替決済口座において減少の記載又は記録がされるのが質権欄である場合には、当該記載又は記録されるべき振替株式等についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、優先出資者、投資主、新投資口予約権者もしくは受益者（以下「株主等」といいます。）の氏名及び住所並びに上記①の数量のうち当該株主等ごとの数量
⑦ 特別株主、特別受益者、特別優先出資者もしくは特別投資主の氏名及び住所並びに上記①の数量のうち当該特別株主等の数量
⑧ 上記④の口座において増加の記載又は記録がされるのが質権欄であ

る場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量並びに当該株主等の氏名及び住所並びに当該株主等が法律により株式等に係る株主名簿への記載の制限が行われている場合の外国人等であること等

(3)　上記(2)①の金額又は数量は、振替国債についてその振替国債の最低額面金額、振替一般債についてその振替一般債の各社債等の金額の整数倍、その振替上場投信及び振替投信について1口の整数倍(振替投信においては、投資信託約款に定める単位(同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位)が1口超の整数の場合は、その単位の整数倍とします。)となるよう提示しなければなりません。

(4)　振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、上記(2)③の提示は必要ありません。また、上記(2)④については、「振替先口座」を「お客様の振替決済口座」として提示してください。

(5)　当社に振替国債、振替一般債及び振替株式等を売却又は振替投信の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに振替証券の振替の申請があったものとして取扱います。

(6)　お客様の口座に記載又は記録されている機構非関与銘柄(機構の社債等に関する業務規程により、償還金及び利金を取扱う銘柄以外の銘柄の振替一般債をいいます。)について、お客様が振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申出ください。

(7)　当社は、振替口座簿への記載又は記録に際し、振替手続き上、当社の口座(自己口)を経由して行う場合があります。

(8)　当社は、お客様から振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客様からの振替の申請において示された振替先口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

(9)　お客様が当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客様から同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

(10)　お客様が振替株式等の質入れ、担保差入れ又は株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求若しくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客様から同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座に係る加入者口座情報が機構に登録されているか否かについての照会をすることがあります。

(11)　上記(2)の振替の申請(振替先欄が保有欄であるものに限ります。)を行うお客様は、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権を上記(2)③の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権の株主、投資主、優先出資者もしくは受益者の氏名又は名称及び住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

(12)　上記(1)の場合は、当社の定めるところにより、所定の手続料をいただきます。

42. 振替受益権の信託財産に係る権利処理

(1)　当社は、お客様からのご依頼があり、かつ当社の応じ得る場合に限り、振替受益権について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎを行います(信託財産の発行者が所在する国又は地域の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)。なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める規則などにより管理することがあります。

(2)　当社は、お客様からのご依頼があり、かつ当社の応じ得る場合に限り、振替受益権の信託財産について、信託契約及び機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います(信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行及び信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます。)。

(3)　振替受益権の信託財産に係る配当金又は収益分配金等の処理、新株予約権等その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

(4)　振替受益権の信託財産に係る株主総会(受益者集会を含む。以下同じ。)における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。振替受益権の信託財産に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利又は利益に関する諸通知及び振替受益権に係る信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

(5)　振替受益権に係る受益者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

42の2. 振替受益権の証明書の請求等

(1)　お客様は当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。

(2)　お客様は、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることはできません。

43. 配当金等に関する取扱い

(1)　お客様は、金融機関預金口座又は株式会社ゆうちょ銀行から開設を受けた口座(以下「預金口座等」といいます。)への振込みの方法により配当金(振替上場投信及び振替投資口にあっては分配金。以下本条において同じ。)を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金を受領する預金口座等の指定(以下「配当金振込指定」といいます。)の取次ぎの請求をすることができます。

(2)　お客様は、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座(以下「登録配当金受領口座」といいます。)への振込みにより、お客様が保有するすべての銘柄の配当金を受領する方法(以下「登録配当金受領口座方式」といいます。)又はお客様が発行者から支払われる配当金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客様のために開設する振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量(当該発行者に係るものに限ります。)に応じて当社に対して配当金の支払いを行うことにより、お客様が配当金を受領する方式(以下「株式数比例配分方式」といいます。)を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して上記(1)の配当金振込指定の取次ぎの請求をしなければならないものとします。

(3)　お客様が上記(2)の株式数比例配分方式の利用を内容とする配当金振込指定の取次ぎを請求する場合には、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

①　お客様の振替決済口座に記載又は記録がされた振替株式等の数量に係る配当金の受領を当社又は当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること

② お客様が他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記載又は記録された振替株式等の数量に係る配当金の受領を当該他の口座管理機関又は当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に機構を通じて通知することについては、当社に委託すること

③ お客様に代理して配当金を受領する口座管理機関の商号又は名称、当該口座管理機関が配当金を受領するために指定する金融機関預金口座及び口座管理機関配当金受領口座ごとの配当金の受領割合等については、発行者による配当金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること

④ 発行者が、お客様の受領すべき配当金について、機構が上記③により発行者に通知した配当金受領口座への入金を当社が確認でき次第、お客様の口座に繰り入れること

⑤ お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数比例配分方式を利用することはできないこと

イ 特別口座に記載又は記録されている株式の名義人である場合

ロ 機構に対して株式数比例配分方式に基づく配当金の受領を行わない旨の届出をした口座管理機関より加入者として通知されている場合

ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券に係る株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る。）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券に係る株券喪失登録者である加入者又は会社法第223条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者

(4) 登録配当金受領口座方式又は株式数比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

44．単元未満株式の買取請求等

(1) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求及び発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次ぎ停止期間は除きます。

(2) 上記(1)の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。

(3) お客様が当社に対し、上記(1)の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行った場合、当社は当該買取請求に係る単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を受けたものとして取扱います。

(4) お客様が当社に対し、上記(1)の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行った場合、当該売渡請求に係る発行者への売渡代金の支払いは、当社お客様口座より振替いたします。

(5) お客様が当社に対し、上記(1)の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行った場合、当社は当該取得請求に係る取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を受けたものとして取扱います。

(6) 上記(1)の場合は、所定の手続料をいただきます。

45．振替新株予約権等の行使請求等

(1) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日及びその前営業日又は元利払期日には当該新株予約権行使請求の取次ぎを行うことはできません。

(2) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄に係る株主確定日の2営業日前から株主確定日までの間は当該新株予約権行使請求の取次ぎを行うことはできません。

(3) お客様は、当社に対し、お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新投資口予約権について、発行者に対する新投資口予約権行使請求及び当該新投資口予約権行使請求に係る払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新投資口予約権行使により交付されるべき振替投資口の銘柄に係る投資主確定日の2営業日前から投資主確定日までの間は当該新投資口予約権行使請求の取次ぎを行うことはできません。

(4) 上記(1)、(2)又は(3)の発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求及び当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求に係る払込の取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。

(5) お客様が当社に対し、上記(1)、(2)又は(3)に基づき、振替新株予約権付社債、振替新株予約権、振替新投資口予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行った場合、当社に対し、当該新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求をする振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は新投資口予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただいたものとして取扱います。

(6) お客様が当社に対し、上記(5)に基づき、振替新株予約権又は振替新投資口予約権について新株予約権行使請求又は新投資口予約権行使請求を行った場合、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使又は新投資口予約権行使に係る払込金の振込みを委託していただいたものとして取扱います。

(7) お客様は、当社に対し、上記(1)の請求と同時に当該請求により生じる単元未満株式の買取請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

(8) お客様の振替決済口座に記載又は記録されている振替新株予約権又は振替新投資口予約権について、新株予約権行使期間又は新投資口予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権又は振替新投資口予約権の抹消を行います。

(9) 上記(1)、(2)、(3)、(7)の場合は、所定の手続料をいただきます。

46．振替新株予約権付社債等の取扱廃止に伴う取扱い

(1) 振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券を発行するときは、お客様は、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券又は新投資口予約権証券は、当社がお客様に代わって受領し、第2章に定める保護預り口座にてお預りいたします。

(2) お客様は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権又は振替新投資口予約権の取扱廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱廃止日におけるお客様の氏名及び住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

47．分離適格振替国債等の取扱い

分離適格振替国債に係る元利分離申請並びに分離元本振替国債及び分離利息振替国債に係る元利統合申請は当社において取扱いません。

48. 会社の組織再編等に関する手続き

当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、会社分割、株式の償却、併合、分割又は無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加もしくは減少の記載又は記録を行います。

48の2. 振替上場投信等の併合又は分割手続き

(1) 当社は、振替上場投信又は振替受益権の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

(2) 当社は、振替上場投信の信託の併合又は振替受益権の信託の併合又は分割に際し、機構の定めるところにより、お客様の振替決済口座に増加又は減少の記載又は記録を行います。

48の3. 振替上場投信等の抹消手続き

(1) 振替決済口座に記載又は記録されている振替上場投信又は振替受益権について、お客様から当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客様に代わってお手続きさせていただきます。

(2) 振替上場投信又は振替受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることができません。

49. 取得条項が付された振替株式等に係る手続き等

取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部又は一部を取得しようとする場合には、当社は、お客様の振替決済口座における取得対象銘柄である振替株式等の記載又は記録の抹消及び取得対価銘柄である振替株式等の増加の記載又は記録等の手続きを行います。

50. みなし抹消申請

振替決済口座に記載又は記録されている振替証券が償還(分離利息振替国債にあっては、利金の支払い。振替一般債については繰上償還及び定時償還、振替新株予約権付社債、振替上場投信又は振替受益権については繰上償還を含む。)された場合には、お客様から当社に対し、当該振替証券について、振替法に基づく抹消の申請があったものとして、当社がお客様に代わってお手続きさせていただきます。

51. 担保に係る処理

お客様の振替証券について、担保を設定される場合は、当社所定の手続きにより振替を行います。

51の2. 登録質権者となるべき旨のお申出

お客様が質権者である場合には、お客様の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式、振替投資口又は振替優先出資について、当社に対し、登録株式質権者、登録投資口質権者又は登録優先出資質権者となるべき旨のお申出をすることができます。

51の3. 担保設定者となるべき旨のお申出

(1) お客様が質権設定者になろうとする場合で、質権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、質権者となる者の振替決済口座の質権欄に記載又は記録されている質権の目的である振替株式等(登録質の場合は振替株式、振替投資口又は振替優先出資)について、当社に対し、振替株式等の質権設定者(登録質の場合は登録株式質権設定者、登録投資口質権設定者又は登録優先出資質権設定者)となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

(2) お客様が特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者になろうとする場合で、担保権者となる者にその旨の申出をしようとするときは、担保権者となる者の振替決済口座の保有欄に記載又は記録されている担保の目的である振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権又は振替受益権について、当社に対し、特別株主、特別投資主、特別優先出資者又は特別受益者となるべき旨の申出の取次ぎを請求することができます。

51の4. 権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に係る特約

(1) 当社が、お客様による権利確定日(権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。以下本条において同じ。)を受渡日とする上場株券等(取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券又は受益証券発行信託の受益証券をいいます。以下本条において同じ。)の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者又は渡方登録金融機関から当社に対し当該買い付けた上場株券等の引渡しが行われないこと(以下「フェイル」といいます。)を確認した場合について、当該権利確定日に係るお客様の株主等(株主、優先出資者、受益権者又は投資主をいいます。以下本条において同じ。)としての権利を保全するため、お客様は当社との間で次に定める事項について同意するものとします。

① 当社が、お客様から当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとすること

② 上記①のお客様からの申込みに対し、当社は、お客様の株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること(需給状況等により、当社はお客様からの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。)及び本件貸借取引(上記①のお客様からの申込みに対し、この②により成立した貸借取引をいいます。下記③において同じ。)に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本特約の定めに従い処理されること

③ 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客様の貸借料は無償とすること

④ 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客様に貸し出すこと

⑤ お客様は、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供すること及び当社がお客様から担保として受け入れた上場株券等を上記④記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること

⑥ 権利確定日の翌営業日に、当社はお客様から担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客様は当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること

⑦ 上記④、⑤に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客様、当社及び日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、上記⑥の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること

(2) 次に掲げる事由がお客様又は当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客様から担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合又は当社がお客様に貸し出した上場株券等をお客様が返済できなくなった場合、当社がお客様から提供を受けた上場株券等に係る返還請求権と当社がお客様に貸し出した株券等貸借取引の貸出しに係る返済請求権とを相殺するものとします。

総合取引約款

① 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始又は特別清算開始の申立てがあったとき
② 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
③ 租税公課の滞納により差押えを受けたとき
④ 支払を停止したとき
⑤ 本特約上相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押え又は差押えの命令、通知が発送されたとき、又は当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡又は質権設定の通知が発送されたとき
⑥ 手形交換所又は電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
⑦ 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
⑧ 書面により、本特約上相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、又は支払能力がないことを認めたとき

(3) 上記(1)、(2)に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡又は質入れすることはできません。

(4) お客様から担保として提供を受けた上場株券等について、当社及び当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客様を権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。

(5) お客様が当社との間で本件特約とは別に「株券等貸借取引に関する基本契約書」を締結している場合でも、上記(1)から(4)、下記(6)、(7)の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客様は、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。

(6) 上記(1)に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間に加えお客様名及び当社名を記載した書面(お客様から担保として提供された上場株券等について、上記(1)⑤に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄及び株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます。)を交付いたします。(電磁的方法により通知する場合：第1項に基づき、当社がお客様に対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量及び貸出期間について、電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により提供いたします。)。

(7) 上記(6)にかかわらず、お客様と当社は、お客様から特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

52. 償還金等の代理受領

振替決済口座に記載又は記録されている振替証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金(繰上償還金及び定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。)、解約金、収益分配金及び利金の支払いがあるときは、振替国債においては日本銀行が国庫から、振替一般債及び振替新株予約権付社債においては支払代理人が発行者から受領したうえ、当社がお客様に代わって振替国債においては日本銀行、振替一般債及び振替新株予約権付社債においては支払代理人、振替投信においては受託銀行からこれを受領し、お客様のご請求に応じて当社からお客様にお支払いします。

53. お客様への報告・連絡事項

(1) 当社は、振替証券について、次の事項をお知らせします。

① 最終償還期限(償還期限がある場合に限ります。)
② 残高照合のための報告

(2) ただし、上記(1)②のご報告は、1年に1回以上取引残高報告書をもって行います。

(3) また、取引のある場合には、法律の定めるところにより原則四半期に1回以上、残高照合のための報告内容を含め取引残高報告書をもって行います。
その内容にご不審の点があるときは、速やかに当社の内部管理担当部署等にご連絡ください。

(4) 当社は、上記(2)及び(3)の規定にかかわらず、お客様が特定投資家(金融商品取引法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。)の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。)をいいます。)である場合であって、当該お客様からの上記(2)に定める残高照合のためのご報告に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより残高照合のためのご報告を行わないことがあります。

54. 当社の連帯保証義務

振替機関が、振替法等に基づき、お客様(振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。)に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証いたします。

① 振替証券(分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債を除きます。)の振替手続きを行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた振替証券の超過分(振替証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。)の償還金、解約金等、収益の分配金及び利金の支払いをする義務
② 分離適格振替国債、分離元本振替国債又は分離利息振替国債の振替手続きを行った際、日本銀行において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記載又は記録されたにもかかわらず、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振替国債及び当該国債と名称及び記号を同じくする分離適格振替国債の超過分の元金の償還をする義務又は当該超過分の分離利息振替国債及び当該国債と利金の支払期日を同じくする分離適格振替国債の超過分(振替国債の取得した者のないことが証明された分を除きます。)の利金の支払いをする義務
③ その他、振替機関において、振替法に定める超過記載又は記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

55. 料金

(1) 当社は振替決済口座を設定したときは、所定の料金を申受けることがあります。

(2) 当社は、上記(1)の所定の料金を申受ける場合、振替決済口座を設定した時及び振替決済口座設定後1年(特にお申出があったときは3年)を経過するごとに当社が別途定める手数料体系に基づき所定の料金をいただきます。ただし、振替決済口座設定時からの1年又は3年の期間の計算は、振替決済口座を設定した月の翌月から起算します。

(3) 当社は、上記(2)の場合、売却代金、解約金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、料金のお支払いがないときは、振替証券の償還金、解約金等、収益の分配金又は利金のお支払いのご請求又はお取引の執行に応じないことがあります。

(4)　上記(2)の料金の計算期間の中途で契約を解除された場合は料金はお返ししません。ただし、次の場合には、それぞれに定める料金をお返しします。

①　下記137.(1)③から⑫により上記(2)の料金の計算期間の中途で契約を解除する場合は、上記(2)の料金から振替決済口座を設定していた期間(契約を解除した月を除き月数で計算します。)に相当する額を控除した金額

②　上記(2)の規定に基づき3年を計算期間とする料金(割引料金)をお支払いになった場合において、その計算期間の中途で契約を解除されたときは、お支払いになった料金から振替決済口座を設定していた期間(契約を解除した月を含め、1年末満は1年に切上げて年数で計算します。)に相当する額(割引金額で計算します。)を控除した金額

56. 契約の解除

下記137.(1)の規定は、本章においてこれを準用します。

57. 届出事項の変更

下記139.の規定は、本章においてこれを準用します。

58. 免責事項

下記140.の規定は、本章においてこれを準用します。

第4章　積立投資取引

59. 本章の趣旨

本章は、お客様と当社との間の有価証券の積立投資取引に関する取決めです。

60. 取引の申込み

(1)　お客様は、本章の内容を承認し、第1章に定める方法により、当社との間に積立投資(財形貯蓄、株式累積(積立)投資、ミリオンを除く。)に関する契約(以下本章において「契約」といいます。)を締結します。

(2)　お客様は、買付けを希望する有価証券の種類に応じた積立投資口座(以下「積立口」といいます。)ごとに契約の申込みを行うものといたします。ただし、上記(1)の方法により申込みが行われ、契約が締結されているときは、第一回目の払込金の払込みをもって当該積立口の契約の申込みが行われたものとします。

(3)　ダイワ外貨MMF積立口をご利用される場合、外国証券取引口座を設定されていないお客様は、外国証券取引口座約款に基づく同口座を設定していただきます。

(4)　買付を希望する有価証券の種類が機構において取り扱う投資信託受益権である場合は、振替決済口座を設定いただきます。

61. 取得の申込み及び金銭の払込み

(1)　お客様は、有価証券の買付けに充てるため、随時その代金(以下本章において「払込金」といいます。)をその積立口に払込み、取得の申込みを行うことができます。

なお、一部の積立口には、下記65.に係る返還金の他の積立口への払込み(以下「乗換え」といいます。)ができ、その内、乗換えに係る払込みに限る積立口もあります。

(2)　ダイワMRF(マネー・リザーブ・ファンド)(以下この約款において「ダイワMRF」といいます。)、公社債投信については、お客様は1回の払込みにつき次の各号に定める金額以上の払込金をその口座に払込むことができます。ただし、当社が別途定める払込方法については、次の各号以外の払込単位とさせていただきます。

①　ダイワMRF　1円

②　公社債投信　5,000円

(3)　ダイワ外貨MMFについては、お客様は1回の払込みにつき各ポートフォリオごとに次の各号に定める金額以上の払込金を外貨又はその円貨相当額でその口座に払込むことができます。

ただし、当社が別途定める払込方法については、次の各号以外の払込単位とさせていただきます。

①　米ドルポートフォリオ　1米セント

②　豪ドルポートフォリオ　1豪セント

③　加ドルポートフォリオ　1加セント

④　NZドルポートフォリオ　1NZセント

(4)　投資信託受益証券又は受益権の払込金については、別途定める目論見書の記載に従い取得の申込みを行うことができます。

62. 取得方法、時期及び価額

(1)　当社は、お客様から投資信託受益証券又は受益権の取得の申込みがあった場合には、目論見書記載の基準及び方法に従い、遅滞なく当該投資信託受益証券又は受益権をお客様に代わって取得します。ただし、目論見書において申込不可日とされている日には、取得の申込みができません。

(2)　上記(1)の取得価額は投資信託受益証券又は受益権の場合は目論見書記載のところによる価額とし、所定の手数料を加えた額とします。

(3)　ダイワMRF、ダイワ外貨MMFについては、次の各号の定めに従い取得を行います。ただし、目論見書に別途定める記載がある場合は、その記載に従い取得を行います。

①　ダイワMRFについては、お客様から取得の申込みがあった日(営業日)の正午以前に払込金の受入れを当社が確認できたものについては当日に、正午を過ぎて払込金の受入れを当社が確認できたものについては申込日の翌営業日にお客様に代わって取得します。また、お客様から取得の申込みがあった日が営業日以外の日であれば、当該申込日の翌営業日正午以前に取得の申込みがあったものとして取扱い、申込日の翌営業日にお客様に代わって取得します。ただし、払込金を申込日の正午以前に受入れようとする場合において、申込日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口＝1円)を下回っているときは、取得の申込みに応じないものとします。なお、上記の「払込金の受入れを当社が確認できたもの」とは、お取扱部店内で確認されたものに限ります。

②　ダイワ外貨MMFについては、お客様から取得の申込みがあった日の翌取引日にお客様に代わって取得します。ただし、申込みの締切時間は当社が別途定める時間とします。

③　上記①、②における取得価額は、取得日の前日の基準価額とします。

④　ダイワMRFについて申込日の正午を過ぎて払込金を受入れた場合及び営業日以外の日に払込金を受入れた場合において、申込日の翌営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口＝1円)を下回ったときは、上記①の規定にかかわらず、申込日の翌営業日以降最初に取得に係る基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口＝1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日にお客様に代わって取得します。

⑤　ダイワ外貨MMFについて取得の申込みがあった場合において、一定の事由により申込日の翌取引日の前日の基準価額の計算が停止されたときは、上記②、③の規定にかかわらず、当該取得の申込みを停止します。

(4)　取得された有価証券の所有権及びその果実又は元本に対する請求権は、当該取得のあった日からお客様に帰属するものとします。

63. 有価証券の管理

(1)　当社は、この契約による有価証券のうち機構にて取り扱う投資信託受益権については、振替口座簿への記載又は記録により管理します。

(2)　ダイワ外貨MMFについては他の金融機関に管理を再寄託することがあります。

(3)　上記(2)の規定により管理する有価証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

①　この契約によって取得された有価証券は、これを他の寄託契約により保管する同一種類の有価証券と混合して保管する場合があること。

②　この契約による有価証券については、その保管に際し、これを大券に取りまとめて行うことがあること。

③　寄託された有価証券と同銘柄の有価証券に対し、寄託された有価証券の額に応じて共有権又は準共有権を取得すること。

④　新たに有価証券を寄託するとき又は寄託された有価証券を返還するときは、その有価証券の寄託又は返還については、同銘柄の有価証券を寄託している他のお客様と協議を要しないこと。

(4)　お客様は、その指定する有価証券と同一種類の有価証券に限り、この契約以外によって取得したものを、この契約に基づく有価証券として、当社に管理の委託をすることができます。

(5)　当社は、当該管理に係る有価証券の管理料を申し受けることがあります。

64. 果実等の再投資

(1)　積立投資に係る収益分配金は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該積立口に繰り入れてお預りし、その全額をもって、上記62. に準じて同一種類の有価証券を買付けます(なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。)。ただし、お客様からあらかじめ別段の指示があった場合(ただし、当社の定める条件を満たすときに限ります。)はこの限りではありません。

(2)　ダイワMRF、ダイワ外貨MMFについては、次の各号の定めに従い果実等の再投資を行います。ただし、各ファンドの目論見書に別途定める記載がある場合は、その記載に従い取得を行います。

①　ダイワMRFについては、前月の最終営業日(その翌日以降に取得した場合については、当該取得日)から当月の最終営業日の前日までの収益分配金を、当月の最終営業日にお客様に代わって当社が受領のうえ、これを当該積立口に繰入れ、その全額をもって当月最終営業日の前日の基準価額で取得します。

②　上記①の規定にかかわらず、当月の最終営業日の前日の基準価額が当初設定時の1口の元本価額(1口＝1円)を下回ったときは、最終営業日以降、最初に、取得に係る基準価額(営業日の前日の基準価額)が当初設定時の1口の元本価額(1口＝1円)に復した計算日の基準価額により、当該計算日の翌営業日に、お客様に代わって当社が収益分配金を受領のうえ、これを当該積立口に繰入れ、その全額をもって取得します。

③　ダイワ外貨MMFについては、前月の最終取引日(その翌日以降に取得した場合については、当該取得日)から当月の最終取引日の前日までの収益分配金を、当月の最終取引日にお客様に代わって当社が受領のうえ、所定の国内源泉税を控除後、これを当該積立口に繰入れ、その全額をもって当月最終取引日の前日の基準価額で取得します。

④　上記③の規定にかかわらず、一定の事由により当月の最終取引日の前日の基準価額の計算が停止されたときは、当該取得の申込みを停止します。

65. 有価証券又は金銭の返還

(1)　当社は、この契約に基づく有価証券又は金銭については、お客様からその返還をご請求されたときに返還します。ただし、目論見書において申込不可日とされている日には、返還の請求ができません。

(2)　上記(1)の請求は、当社所定の手続きによってこれを行うものとし、お取扱部店においてお客様に返還します。ただし、返還は、投資信託受益証券又は受益権の場合は目論見書に記載された価額により各有価証券を換金し、所定の手数料等及び所定の信託財産留保額を差引いた金銭を引渡すことにより、これに代えるものとします。

(3)　ダイワMRF、ダイワ外貨MMFについては、次の各号の定めに従い金銭の返還を行います。ただし、目論見書に別途定める記載がある場合は、その記載に従い金銭の返還を行います。

①　ダイワMRFについては、お客様から返還の請求を営業日の正午以前に受入れ申込日の受取をお申出されたときは当日を、正午を過ぎて受入れたとき又は正午以前に受入れ翌営業日の受取をお申出されたときは翌営業日をお支払日(以下本章において「受渡日」といいます。)として換金のうえ、その代金をお支払いすることにより返還します。また、お客様から返還のご請求を営業日以外の日に受入れたときは翌営業日を受渡日として換金のうえ、その代金をお支払いすることにより返還します。

②　ダイワ外貨MMFについては、お客様から当社が別途定める時間までに返還のご請求を受けた時は、その翌取引日以降を受渡日として換金のうえ、その代金を外貨又はその円貨相当額でお支払いすることにより返還します。

③　上記①における換金価額は受渡日の前日の基準価額とします。

④　上記①に係るダイワMRFについての、取得日(前月以前の取得分については前月の最終営業日)から受渡日の前日までの決算分の果実は、下記108. に定める自動運用買付・換金取引に基づく取扱いを解除する場合を除き、換金代金とともにはお支払いしません。

⑤　上記②に係るダイワ外貨MMFについての、取得日(前月以前の取得分については前月の最終取引日)から受渡日の前日までの決算分の果実は、所定の国内源泉税を控除後、外貨又はその円貨相当額で換金代金とともにお支払いします。

(4)　クローズド期間のある積立口についての当該クローズド期間中の上記(1)、(2)の取扱いは、次の各号の事由に該当する場合に限ります。ただし、下記67. に定める定期引出の契約を締結した場合はこの限りではありません。

①　お客様が死亡したとき。

②　お客様が天災地変その他不可抗力により財産の大部分を滅失したとき。

③　お客様が破産宣告を受けたとき。

④　お客様が疾病により生計の維持ができなくなったとき。

⑤　その他前各号に準ずる事由があるものとして、当社が認めるとき。

(5)　上記(1)、(2)の返還請求時に、上記61. (1)に掲げる乗換えによる払込みの場合、当該返還金については、お客様にお支払いすることなくご指定の積立口への払込金に充当します。

(6)　当社はお客様からの買付けの中止をお受けした場合には、当該お申出のときにおける積立口の残金を上記(2)に準じて返還します。

66. キャッシング(即日引出)

(1)　お客様が、上記65. (3)①に定める、営業日の正午を過ぎて受入れたもしくは営業日以外の日に受入れたダイワMRFの返還請求に基づき、当社が引渡すべき金銭相当額について返還の請求を行う当日に受取りを希望する場合は、次の各号(以下「キャッシング」といいます。)により取扱います。なお、キャッシング(提携ATMご利用時のキャッシングを含む)の利用申込書の提出は不要とします。

①　キャッシングの申込みがあった場合、当社は、ダイワMRFの残高と申込日の前日までの果実に基づき計算した返還可能金額又は各々500万円のうち、いずれか少ない金額を限度として、ダイワMRFを担保に、金銭を貸出すことができます。ただし、お客様の取引状況により、貸出しをしない場合もあります。

なお、返還可能金額は、次の計算式により算出します。

返還可能金額＝解約口数×基準価額

②　上記①のキャッシング申込日に、当社は、当該請求日の前日までの計算

に基づき、上記①のキャッシングの貸出しによる金銭に相応するダイワMRFについて、当該貸出しの担保としてその受益権に質権を設定すると同時に、上記65.(3)①に定める営業日の正午を過ぎて受入れた、もしくは営業日以外の日に受入れたダイワMRFの返還請求に基づく換金手続きを行います。

③　上記②の換金手続きに基づく金銭の受渡日には、この金銭をもって自動的に貸出残高金額の返済に充てます。当該金銭とは別に、上記①のキャッシング申込日から当該受渡日の前日までの果実から源泉税相当額を差引いた金額に相当する金額は、次の計算式により算出し、貸出利息として当該受渡日の属する月の最終営業日に当社がもらい受けます。

A＝(a：解約口数×キャッシング請求日の翌営業日前日までの分配金単価合計(円未満四捨五入))－a ×所得税率(円未満切捨)－a ×地方税率(円未満切捨)

B＝(b：解約口数×キャッシング請求日の前日までの分配金単価合計(円未満四捨五入))－b ×所得税率(円未満切捨)－b ×地方税率(円未満切捨)

貸出利息＝A－B

なお、当該貸出利息に相当する果実の明細はお客様にお知らせしないことがあります。

④　当社は、上記②の換金を行う際の基準価額が、当初設定時の1口の元本価額(1口＝1円)を下回ったときは、上記②の換金手続きに基づく金銭と上記①のキャッシングの貸出しによる金銭及びその利息との差額を、お客様に請求できるものとします。

(2)　上記(1)の申込みは、当社所定の手続きによってこれを行うものとします。

67. 定期引出

お客様は、別途定めるところにより、積立投資に基づく有価証券及び金銭の定期的返還を受ける契約(以下本章において「定期引出契約」といいます。)を当社と締結することができます。

68. 積立口の解約

(1)　積立口は、次の各号のいずれかに該当したときに、解約されるものといたします。

①　お客様から解約のお申出があったとき。

②　払込金が引続き1カ年を越えて払込まれなかったとき。ただし、前回買付けの日から1カ年以内に管理している有価証券の果実又は償還金によって指定された有価証券の買付けができる場合、又は定期引出契約が締結されている場合の当該契約については、この限りではありません。

③　当社が積立投資業務を営むことができなくなったとき。

④　投資信託受益証券又は受益権が償還されるとき。

⑤　前各号のほか、やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約の申出をしたとき。

(2)　当社は、引続き3カ月を越えて払込金のない契約については、これを解約させていただくことがあります。ただし、上記(1)②のただし書に係る契約については、この限りではありません。

(3)　この契約が解約されたときには、当社は、遅滞なく管理している有価証券及び積立口の残金をお取扱部店においてお客様に返還します。

(4)　この解約の手続きは、上記65.(2)、(3)に準じて行います。

69. 契約の解除

下記137.(1)の規定は、本章においてこれを準用します。

70. 届出事項の変更

下記139.の規定は、本章においてこれを準用します。

71. 免責事項

下記140.の規定は、本章においてこれを準用します。

72. その他

(1)　当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子、その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

(2)　お客様が、積立投資の利用を開始される際、すでに当社で利用されている各積立口の積立投資約款に基づく取引及び取扱いは、継続して本章に基づく取引及び取扱いとしてご利用いただきます。

第5章　株式累積(積立)投資取引

73. 本章の趣旨

(1)　本章は、お客様と当社との株式、ETF、REIT、及び協同組織金融機関の優先出資に関する法律に規定する優先出資証券等(以下本章において「株式等」といいます。)の中から当社が選定する銘柄の累積(積立)投資に関する取決めです。

(2)　お客様は、本章の内容を十分に把握し、自らの判断と責任において株式等の累積(積立)投資を行うものとします。

74. 申込方法

(1)　お客様は、本章の内容を承認し、第1章に定める方法又は当社が別途定める方法により、当社との間に累積(積立)投資契約(以下本章において「この契約」といいます。)を締結します。

(2)　この契約が締結されたときは、当社は、ただちに株式累積(積立)投資口座(以下本章において「口座」といいます。)を開設します。

(3)　上記(1)(2)にかかわらず、下記81.(1)ただし書きの場合において行われる株式等の管理の委託があった場合は、この契約の申込みが行われたものとし、この契約を締結し、口座を開設します。

75. 金銭の払込

(1)　お客様は株式等の買付にあてるため、予めお客様が申出た金銭(以下本章において「払込金」といいます。)をその口座に払込むものとします。

(2)　お客様は以下の規定に基づき払込金を当社に払込むものとします。

①定期入金　定期入金については、当該買付銘柄ごとに10,000円以上1,000円の整数倍の金額で、予めお客様が当社に申込みされた内容に基づき、毎月定期に払込むものとします。

②臨時入金　臨時入金については、当該買付銘柄ごとに10,000円以上1円単位の金額で、申込みの都度当社に払込むものとします。

(3)　上記(2)においてお客様の払込金の合計額は、同一銘柄につき月間100万円未満の金額とします。

(4)　お客様は、下記78.の当該払込金の受入最終日迄に当社に申し出ることにより払込金の額を変更又は取消することができます。

(5)　払込金がお客様の給与等から控除した金銭である場合は、お客様の事業主と当社との間における「株式累積(積立)投資の事務の取扱いに関する覚書」に基づいて、事業主が当社に払込みます。

(6)　上記(1)から(3)にかかわらず、お客様のうち当社の定める金融商品取引業者(以下本章において「指定金融商品取引業者」といいます。)は、1円以上の金銭を払込むことができるものとします。この場合、指定金融商品取引業者は、当該買付銘柄を月間100万円を超えて買付けることもあります。

76. 払込の休止・再開

(1)　お客様は、所定の手続きによって当社に払込の休止を申し出ることにより、いつでも払込を休止することができます。

(2)　上記(1)の場合、所定の手続きによって当社に払込の再開を申し出るこ

とにより、いつでも払込の再開をすることができます。

77. 買付株式等の選定・除外

(1)　この契約において買付のできる株式等は、当社が選定する銘柄(以下本章において「選定銘柄」といいます。)とします。

(2)　お客様は、上記(1)の選定銘柄の中から指定した1以上の銘柄(以下本章において「指定銘柄」といいます。)について買付の申込みを行うものとします。ただし、お客様に係る指定銘柄の数は当社が定める銘柄数を超えることはできません。

(3)　上記(1)でお客様が2以上の銘柄を指定銘柄とするときには、各指定銘柄ごとに払込金の額を予め当社に申し出ることとします。

(4)　お客様は、所定の手続きによって当社に申し出ることにより、いつでも指定銘柄を変更することができます。

(5)　選定銘柄が次の各号のいずれかに該当したときには、当社は当該銘柄を当社の選定銘柄から除外することができるものとします。この場合、当該選定銘柄の共有持分を有するお客様に遅滞なく通知するものとします。

①　当該選定銘柄の発行会社等が更生手続開始、再生手続開始もしくは破産の申立てがあったとき又は営業活動の停止があったとき

②　当該選定銘柄が上場廃止となったとき

③　当該選定銘柄の買付口座数が当社の定める所定の口座数以下となり、1年間経過したとき

④　一定期間売買取引が成立しない等その他当社が必要と認めるとき

(6)　上記(5)の規定により選定銘柄が除外された場合には、原則として下記80. の規定に準じて遅滞なくお客様の当該選定銘柄に係る持分を換金のうえお客様に返還します。また、お客様の口座に当該選定銘柄の買付に係る払込金等があるときは、あわせてお客様に返還します。

(7)　下記81. (2)の規定により機構で管理している株式等については、機構が業務規程の定めに従って当該銘柄に係る株式等の取扱いを廃止した場合、当社はこの契約に基づきお客様から当社に管理の委託を受けている当該株式等を抹消することとします。

78. 買付の方法、買付時期及び価格

(1)　当社は、お客様の一の指定銘柄の払込金と、この契約を締結し同一の銘柄を指定された他のお客様の払込金を合算した金額をもって、当社が選定銘柄ごとに予め指定した国内の金融商品取引所が開設する取引所金融商品市場(以下本章において「指定金融商品取引所」といいます。)において、当該指定銘柄の株式等の共同買付を行います。ただし、当社内で当該指定銘柄の株式等の共同買付に対当させる事があります。

(2)　上記(1)の買付に際し、すべてのお客様の払込金の総額について株式等の買付価額の総額に満たない金額が生ずるときは、当社がその差額を払込むことによりお客様と共同して買付けるものとします。

(3)　上記(1)の買付に際し、当社の定める所定の手数料(消費税を含む)(以下本章において「委託手数料等」といいます。)をお客様の当該買付に係る払込金の中から申し受けます。

(4)　当社は、お客様からの払込金の受入に基づいて生じた預り金をもって次の各号の定めに従い、指定金融商品取引所において原則として寄付きに成行きで、立会取引開始前に買付注文の執行を行います。

①　払込金の受入日が毎月1日から10日(同日が休日の場合はその直前営業日)までの間のものは、原則として毎月10日(同日が休日の場合はその直前営業日)の翌々営業日。

②　払込金の受入日が毎月11日から20日(同日が休日の場合はその直前営業日)までの間のものは、原則として毎月20日(同日が休日の場合はその直前営業日)の翌々営業日。

③　払込金の受入日が毎月21日から末日(同日が休日の場合はその直前営業日)までの間のものは、原則として毎月末日(同日が休日の場合はその直前営業日)の翌々営業日。

(5)　上記(4)の買付について、売買取引が成立しない場合には、当社は翌営業日に、指定金融商品取引所において原則として寄付きに成行きで、立会取引開始前に買付注文の執行を行います。また、翌営業日以降、売買取引が成立しない場合も、同様の方法で買付注文の執行を行うものとします。

(6)　上記(4)の買付について、当該買付銘柄の価格下落等により、当社の発注した株数等が、当該買付銘柄を指定銘柄とするお客様の払込金を合算した金額をもって買付けるべき株数等に不足した場合には、当社は、当該不足分について買付注文の執行を遅滞なく行うものとします。

(7)　上記(4)の買付について、当該買付銘柄にストップ高での買付約定しかなく、かつ、比例配分となって約定株数等が当該買付銘柄を指定銘柄とするお客様の払込金を合算した金額をもって買付けるべき株数等に不足した場合には、当社は、当該不足分について、買付注文の執行を翌営業日に寄付きに成行きで行うものとします。

(8)　上記(6)、(7)の場合において、一の指定銘柄について、約定単価が複数となった場合には、お客様の当該指定銘柄の買付価格はその加重平均価格とします。

(9)　上記(4)の買付注文の約定日から起算して3営業日目を当該株式等の買付日とします。

(10)　当社は、買付ける銘柄について売買規制等により上記(4)から(7)の買付注文の執行ができない場合は、当該買付注文の執行が可能となったときに遅滞なく買付注文の執行を行うものとします。

(11)　上記(4)から(10)、下記(12)における買付注文の執行について、発注株数等執行方法は、当社が定める方法によるものとします。

(12)　当社は、お客様の1回当たりの払込金の額(お客様が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額)が、お客様が予め申出ている1回当たりの払込金の額(お客様が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、払込金の総額)に達しないときは、お客様の当該払込金に係る買付について、指定銘柄(お客様が2以上の銘柄を指定銘柄としている場合においては、指定銘柄すべて)の買付を行わないものとします。ただし、大和ネクスト銀行積立資金専用円普通預金から払込を行う場合においては、この限りではありません。

79. 持　分

(1)　お客様は、買付けた株式等につき共同して所有権を有し、払込金の割合に応じて持分を有することになります。この場合、上記78. (2)によって当社が払込む差額については、その金額の割合に応じて当社の持分とします。

(2)　お客様の持分は、1売買単位未満第10位を切上げて確定します。

(3)　当該株式等の所有権、その果実に対する請求権その他当該株式等に係る権利については当該株式等の買付日よりお客様に帰属するものとします。

(4)　この契約に基づく株式等の名義は当社株式累積投資口名義とします。

(5)　上記(1)から(3)にかかわらず、当社株式累積投資口名義の株式等に係る発行会社に対する権利の行使は当社が行うものとします。なお、お客様は、当該株式等に係る発行会社の各株主総会等における議決権の行使について、当社に対して何らの指示も与えることはできません。

(6)　お客様は、当社株式累積投資口名義の株式等のお客様に係る持分について、当社に対して次に掲げる事項の請求はできません。

①　発行会社等への買取請求の取次ぎ

②　お客様の他の口座の残高との合算

総合取引約款

③　お客様の他の口座への振替指図

④　当社又は第三者への質権その他の担保権の設定

80. 売　却

(1)　当社がお客様より持分の売却の申込みを受けたときには、当社がその相手となってお客様の当該持分を買取るものとします。ただし、当社は、当該持分が株式会社大和証券グループ本社株式であるときには、当該持分についての売却注文を指定金融商品取引業者に取次ぐものとし、指定金融商品取引業者が、当該持分を買取るものとします。

(2)　上記(1)において、この契約に基づき買付を行った株式等の持分のうち当該買付注文の約定日に買付約定した当該持分について当該約定日と同日において売却の申込みはできません。

(3)　上記(1)における当社及び指定金融商品取引業者の買取価額は、金融商品取引所に上場する株式等については、原則として売却申込日の翌営業日における指定金融商品取引所の寄付き価格に当該持分を乗じた金額とします。

(4)　上記(1)の買取に際して、当社は当該株式等の1売買単位未満の持分売却の申込みしか受付けません。また、お客様は当該持分の一部の売却申込をするときには1売買単位株数等の10分の1 以上1千分の1単位の株数等で指定するものとします。

(5)　上記(1)の買取に際して、当社は買取価額から委託手数料を差引いた金額を、買取日から起算して3営業日目にお客様にお支払いします。

81. 株式等の管理

(1)　お客様は、この契約以外によって取得した株式等を、この契約に基づく株式等として、当社に管理の委託をすることはできません。ただし、当該株式等の管理の委託を受けることが適当であると当社が特に認める場合は、この限りではありません。

(2)　当社は、当該株式等を機構で管理することができるものとします。

(3)　この契約により管理する株式等については、次の事項につきご同意いただいたものとしてお取扱いします。

①　管理している株式等と同銘柄の株式等に対し、その株数等に応じて共有権、又は、準共有権を取得すること。

②　管理している株式等を返還又は売却換金するときは、同銘柄の株式等を管理している他のお客様と協議を要しないこと。

(4)　当社は、お客様の持分が単元株式数等に達したときには、単元株等に分割することとし、当該単元株等についてはこの契約の適用を受けないものとします。

82. 配当金・増資・株式分割等諸権利処理

(1)　共有株式等にかかる配当金、収益分配金、権利交付金等の果実、及び株式等の分割等諸権利で取得する株式等は、お客様に代わって当社が受領のうえ、これをお客様に当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れて管理します。お預かり金は、口座に繰入れ後、上記78. の規定に準じて買付を行うことにより再投資します。ただし、お客様からあらかじめ別段の指示があった場合（ただし、当社の定める条件を満たすときに限ります。）はこの限りではありません。

(2)　当社は、共有株式等について新株予約権等(共有株式等と同種のものを目的とするものに限る。以下同じ)が付与された場合は、当該新株予約権等を当該権利の基準となる日におけるお客様の当該株式等に係る持分に応じて比例按分したうえ、権利落ちとして指定金融商品取引所が定める期日にすべて当社が買取るものとします。ただし、当社は、当該共有株式等が株式会社大和証券グループ本社株式であるときには、お客様の当該新株予約権等の売却について、指定金融商品取引業者に取次ぐものとし、この場合、指定金融商品取引業者が当該新株予約権等を買取るものとします。

(3)　上記(2)において当社又は指定金融商品取引業者が買取る当該新株予約権等の買取価額は下の算式により算出された価額とします。

$$\text{旧株式等の権利付数量} \times \left\{ \begin{array}{l} \text{権利付売買最終日の旧株式等の終値} \\ \text{旧株式等の終値} \end{array} - \left(\frac{\text{権利付売買最終日の旧株式等の終値} + \text{新株式等の払込額} \times \text{新株式等の割当率}}{1 + \text{新株式等の割当率}} \right) \right\}$$

(4)　当社は、上記(2)において、当社又は指定金融商品取引業者が当該新株予約権等を買取ったときには、買取価額を当該銘柄の権利付売買最終日における売買取引の決済日の翌営業日にお客様の口座に繰入れてお預りします。お預り金は、口座に繰入れ後、上記78. の規定に準じて買付を行うことにより再投資します。

(5)　当社は、株主・投資主・優先出資者等(以下本章において「株主等」といいます。)への優待等の名目で支給される物品その他(以下本章において「株主等への優待物等」といいます。)については、お客様に代わって受領のうえ、遅滞なく換金し、これをお客様の当該権利の基準となった日における持分に応じて比例按分し、口座に繰入れてお預りします。お預り金は、口座に繰入れ後、上記78. の規定に準じて買付を行うことにより再投資します。

(6)　当社は、上記(5)の株主等への優待物等の換金については、容易に換金できるものとして当社が認める株主等への優待物等をお客様に代わって受領し、当社の定める方法により換金することとします。

(7)　当社は、共有株式、共有優先出資証券について、株式、優先出資証券及び共有株式の新株予約権付社債又は新株予約権証券の株主優先募入に係る株主等の権利及び共有株式の新株予約権付社債又は新株予約権証券の株主への割当発行に係る株主の権利は行使しないものとします。

(8)　上記(1)、(2)、(3)及び(5)において、再投資に係る預り金は、円単位未満を切り捨てることにより確定します。

(9)　上記(1)、(2)、(4)及び(5)において、預り金を口座に繰入れたときに、お客様が当該銘柄を指定銘柄としていない場合あるいはこの契約が解約されている場合には、当社はお客様の当該銘柄について再投資を行わないものとします。

(10)　お客様の、新株式等に係る持分について、当社が当該株式等を受領し、当該権利の基準となった日におけるお客様の持分に応じて比例按分し配分を行います。なお、お客様は当該権利の基準となった日の翌々営業日から売却の申込みを行うことができます。

(11)　共有株式等について、この条に規定のない権利等が付与される場合には、当社が適当と認める方法により処理します。

83. 累投口座管理料

(1)　当社は、お客様がこの契約に基づき口座を設定したときは、その設定時及び口座設定後1年を経過するごとに当社の定める所定の累投口座管理料を申受けることがあります。ただし、口座設定時からの1年の期間の計算は、口座を設定し、第1回目の払込金の払込があった翌月から起算します。

(2)　当社は、上記(1)の場合、配当金、収益分配金、権利交付金、売却代金等の預り金があるときは、それから充当することがあります。また、累投口座管理料のお支払がないときは、お客様の持分の返還及び売却換金のご請求には応じないことがあります。

(3)　上記(1)の料金の計算期間の中途でお客様がこの契約を解除された場合は、上記(1)の料金はお返ししません。ただし、下記84. (2)④により上記(1)

の料金の計算期間の中途でこの契約を解除する場合は、上記(1)の料金から口座を設定していた期間(契約を解除した月を除き月数で計算します。)に相当する額を控除した金額をお返しします。

84. 解　約

(1)　下記137.(1)の規定は、本章においてこれを準用します。

(2)　当社は、上記(1)のほか、お客様が次の各号のいずれかに該当したときは、この契約を解約することができるものとします。

①　払込金が引続き1カ年を超えて払込まれなかったとき
ただし、お客様が上記76.の規定に従って払込の休止を申し出ている場合はこの限りでない

②　お客様の指定銘柄が上記77.(5)の規定に従い選定銘柄から除外された場合で、お客様が当該指定銘柄以外の銘柄を指定していなかったとき

③　お客様から所定の累投口座管理料が支払われず、当社から相当の期間を定めて通知したにもかかわらず、支払われなかったとき

④　当社が株式等の累積(積立)投資業務を営むことができなくなったとき

(3)　この契約が解約されたときにお客様が当該口座に持分を保有している場合には、当社は、当該持分を上記80.の規定に準じて遅滞なく換金のうえお客様に返還します。また、お客様の口座に払込金等があるときは、あわせてお客様に返還します。

85. 取引及び残高の通知

当社は、この契約に基づくお客様への取引明細及び残高明細の通知を下記(1)から(4)により行うものとします。

(1)　当社は、上記78.の取引明細については、1年に1回以上お客様に取引残高報告書を交付します。なお、当該取引残高報告書には、当該期間中の売却明細についても記載するものとします。

(2)　当社は、上記(1)について、お客様の払込金が賃金等から控除した金銭である場合には、お客様の事業主を経由して行うことがあります。

(3)　当社は、上記80.の取引明細について、約定成立後、遅滞なくお客様に「取引報告書」を交付します。

(4)　当社は、この契約に基づく口座に係る金銭及びお客様の持分について、1年に1回以上お客様に取引残高報告書を交付します。

86. 申込事項等の変更

下記139.の規定は、本章においてこれを準用します。

87. 免責事項

下記140.の規定は、本章においてこれを準用します。

88. その他

(1)　当社は、この契約に基づいてお預りした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いしません。

(2)　お客様は、この契約に係る共有持分について、他人に譲渡し又は担保に差入れる等一切の処分をすることはできません。

(3)　当社は、上記85.の規定に従い、お客様に対し当社よりなされたこの契約に関する諸通知が、転居、不在、その他お客様の責に帰すべき事由により延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

(4)　お客様が、株式累積(積立)投資取引の利用を開始される際、すでに当社で利用されている口座の株式累積(積立)投資約款に基づく取引及び取扱いは、継続して本章に基づく取引及び取扱いとしてご利用いただきます。

第6章　国内外貨建債券取引

89. 本章の趣旨

(1)　本章は、お客様と当社との間で行う国内外貨建債券(日本国内で発行された外貨建の債券(募集及び売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの又は利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含む。)をいう。以下同じ。)の取引に関する取決めです。

(2)　有価証券の保護預り取引又は振替決済取引に基づき当社に保管された国内外貨建債券に関する権利義務関係は、本章の定めがある場合を除き、第2章又は第3章に定めるところによるものとします。

90. 取引の申込み

お客様は、本章を承認し、第1章に定める方法により、当社との間に国内外貨建債券取引に関する契約(以下本章において「この契約」といいます。)を締結します。

91. 受渡期日

受渡期日はお客様が当社と別途取決めている場合を除き、約定日から起算して3営業日目とします。

92. 国内外貨建債券に関する権利の処理

当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

(1)　当社に保管された国内外貨建債券の利子及び償還金(記名式債券に係る利子及び償還金を除きます。以下同じ。)は当社が代わって受領し、お客様宛にお支払いします。ただし、有価証券の保護預り取引又は振替決済取引に基づいて当社が保管する有価証券の利子等の受取方法についての特約にはこの国内外貨建債券の利子又は償還金のうち外貨で支払われることとされているものは含めないものとします。また、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客様負担とし、当該利子又は償還金から控除するなどの方法によりお客様から徴収します。

(2)　国内外貨建債券に関し新株予約権(新株予約権証券を除きます。)が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を上記(1)の規定に準じて処理します。

(3)　転換権付社債の転換権行使によりお客様が指示しない場合には、別途当社が交付した外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。

(4)　国内外貨建債券に関し、上記(1)、(2)以外の権利が付与される場合は、お客様が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を上記(1)の規定に準じて処理します。

(5)　債権者集会における議決権の行使又は異議申立てについては、お客様の指示に従います。ただし、お客様が指示しない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

93. 諸料金等

お客様の指示による特別な扱いについては、当社の要した実費をその都度当社に支払うものとします。

94. 外貨の受払い・金銭の授受等

(1)　国内外貨建債券の取引に係る外貨の授受は、原則としてお客様が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(2)　国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客様との間における金銭の授受は、円貨又は当社が応じ得る範囲内でお客様が指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。また、お客様が外貨で受領又はお支払いを希望する場合には、あらかじめ当社に申出るものとします。

(3)　上記(2)の換算日は、売買代金については約定日、上記92.(1)から(4)までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

95. 諸報告書等

当社は国内外貨建債券の取引に関し当社がお客様宛交付する諸報告書等については、外国証券取引に使用されるもので取扱うことができるものとします。

96. 契約の解除

下記137.（1）の規定は、本章においてこれを準用します。

97. 届出事項の変更

下記139. の規定は、本章においてこれを準用します。

98. 免責事項

下記140. の規定は、本章においてこれを準用します。

第７章　お取引コースの利用

99. 本章の趣旨

本章は、お客様と当社との間の取引全般に関し、当社がお客様に提供する取引、情報及びサービスの内容及び提供方法並びに手数料を異にするお取引コース（以下「お取引コース」といいます。）を設け、これに関する取扱いを定めることを目的とするものです。

100. お取引コースの申込み

（1）　お客様は、本章の内容を承認し、第1章に定める方法により、当社との間にお取引コースに関する契約（以下本章において「この契約」といいます。）を締結します。

また、お客様は、この契約の申込みにあたり、当社が指定する場合を除き、以下の2つのお取引コースのいずれかを指定するものとします。

①　ダイワ・コンサルティング　担当者が資産形成などのコンサルティングを行います。また、店舗、コンタクトセンター及びオンライントレードもご利用になれます。

②　ダイワ・ダイレクト　店舗、コンタクトセンター及びオンライントレードにてサービスをご提供します。

（2）　お取引コース毎に、当社がお客様に提供する取引、情報及びサービスの内容及び提供方法並びに手数料を別途定めるものとします。

（3）　お客様は、上記（1）に定めるお取引コースについて、当社が認める場合を除いて、異なる種類のお取引コースを指定する契約を申込むことはできないものとします。

（4）　当社は、お客様に通知することなく、お取引コースの内容（手数料を含みます。）を変更することがあります。

101. お取引コースの変更

お取引コースを変更されるときは、当社所定の手続きに従って当社にお届出いただくものとします。

102. 契約の解除

下記137.（1）の規定は、本章においてこれを準用します。

103. 届出事項の変更

下記139. の規定は、本章においてこれを準用します。

104. 免責事項

下記140. の規定は、本章においてこれを準用します。

第８章　証券総合サービスの利用

105. 本章の趣旨

本章は、お客様が当社との間で行う証券総合サービスの取扱いに関する取決めです。

106. 証券総合サービスの申込み

（1）　お客様は、本章の内容を承認し、第1章に定める方法により、当社との間に証券総合サービスに関する契約（以下本章において「この契約」といいます。）を締結します。

また、お客様は、この契約の申込みにあたり、下記事項を指定するものとします。

①　当社が定める買付・換金対象受益権（以下「指定受益権」といいます。）

②　その他必要事項

（2）　お客様が上記（1）の申込みを行う場合には、ダイワMRF積立口を設定していただくものとします。

107. 証券投資情報の利用

（1）　お客様は当社が別途定める利用方法により、当社所定の種類、内容の証券投資情報等を取得できるものとします。

（2）　お客様は当該証券投資情報をお客様自身の証券投資に利用するものとし、その目的の如何にかかわらず第三者への提供は行わないものとし、証券投資の判断はお客様自身の判断によるものとします。

108. 自動運用買付・換金取引の利用

（1）　取得

有価証券、その他当社において取扱う証券・証書・権利又は商品の果実、償還金、売却代金又は解約代金等のうち、当社において支払われるものについて、そのお支払いがあった時には本章に基づき指定受益権の取得の申込みがあったものとし、特にお客様からのお申出がない限りは、申込みに基づき取得を行います。

また、お客様が、有価証券等の買付代金等のお支払いの為に入金を行った場合、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日以上ある時は、当該入金額をもって本章に基づき指定受益権の取得の申込みがあったものとし、特にお客様からお申出がない限りは、当該入金額に基づき取得を行います。

（2）　換金

当社は、お客様の有価証券等の買付代金等の不足が生じる場合、もしくは、お客様からの金銭の引出可能額以上の金銭の引出請求があった場合には、その不足分もしくは差額分の指定受益権の換金の申込みがあったものとし、換金します。

109. 収納代行契約

この契約を締結されたお客様は、当社とクレジットカードの利用代金等の収納代行をご利用いただけます（ただし、新たな収納代行契約を締結することはできません。）。収納代行を行うための引き落とし方法は別にお客様が当社に依頼する方法によるものとし、収納代行の対象は当社が定めるものに限ります。なお、この契約の解除が行われたときは、本収納代行契約も解除されるものとします。

110. 契約の解除

下記137.（3）の規定は、本章においてこれを準用します。

111. 届出事項の変更

下記139. の規定は、本章においてこれを準用します。

112. 免責事項

下記140. の規定は、本章においてこれを準用します。

第９章　振込先指定方式の利用

113. 本章の趣旨

（1）　本章は、お客様が当社との間で行う振込先指定方式の取扱いに関する取決めです。

（2）　上記（1）の振込先指定方式とは、お客様の当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客様に支払うこととなった金銭（以下「金銭」という。）をお客様のあらかじめ指定する預貯金口座（以下「指定預貯金口座」という。）に振込む方式をいいます。

114. 振込先指定方式の申込み

お客様は、本章の内容を承認し、第1章に定める方法により、当社との間に振込先指定方式に関する契約（以下本章において「この契約」といいます。）を締結します。

また、お客様は、この契約の申込みにあたり、指定預貯金口座を指定するものとします。

115. 指定預貯金口座の取扱い

（1） 指定預貯金口座は当社の口座名義と同一としてください。

（2） すでに当社に振込先の預貯金口座をお届出になっている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。

（3） 上記（2）にかかわらず、利金・収益分配金（以下本章において「利金等」という。）について当社の定める方法にて振込先の預貯金口座を指定されている場合には、特にお客様からその旨の指示がないときは利金等に限り従前の指定による口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。

116. 指定預貯金口座の変更

（1） 指定預貯金口座を変更されるときは、当社所定の手続きによりお届出いただきます。

（2） 変更申込み受付け後の取扱いは上記115. に準じて行うものとします。

117. 金銭の受渡精算方法の指示

（1） 金銭の受渡精算方法については、お客様からその都度、本章に基づく振込みをするのか、その他の受渡精算方法によるのかをご指示いただきます。

（2） 当社は、利金等についてはあらかじめ振込みのご指示のある場合には上記（1）のご指示をいただかずに指定預貯金口座に振込みます。ただし、指定預貯金口座をお届けいただいた後に、利金等をそれと異なる預貯金口座に継続して振込むことを希望される場合には、その預貯金口座を当社所定の手続きによりお届出いただきます。また、当社がお客様に対して源泉徴収、上記 26.（2）の料金、有価証券等の買付代金等に係る請求権を有するときは、利金等を当該請求権に充当の上、その残額を指定預貯金口座に振込むことができます。

（3） 上記（1）、（2）に基づき振込みをする場合には、お客様からその都度の受領書の受入れは不要とします。

118. 手続料

振込みに係る手続料は当社所定の額をお客様にご負担していただくことがあります。

119. 契約の解除

下記137.（3）の規定は、本章においてこれを準用します。

120. 届出事項の変更

下記139. の規定は、本章においてこれを準用します。

121. 免責事項

下記140. の規定は、本章においてこれを準用します。

第10章　ダイワ・カードの利用

122. 本章の趣旨

本章は、お客様が当社との間で行うダイワ・カード（以下本章において「カード」といいます。）の利用に関する取決めです。

123. カードの申込み

お客様は、本章の内容を承認し、第1章に定める方法により、当社との間にカードの利用に関する契約（以下本章において「この契約」といいます。）を締結します。

また、お客様はこの契約の申込みにあたり、暗証番号をお届出いただきます。

124. カードの発行

当社は、この契約を締結したお客様にカードを発行し貸与します。

125. 所有権等

カードの所有権は当社に属し、お客様は善良なる管理者の注意をもって使用し、保管するものとします。

126. 譲渡・質入・貸与の禁止

（1） カードはお客様本人のみが利用できるものとし、他人に譲渡、貸与、質入又は担保に供することはできません。

（2） お客様は、当社から請求があった場合には、直ちにカードを当社に返還するものとします。

127. 削 除

128. 削 除

129. 削 除

130. 提携ATMによる利用

（1） お客様は、当社の提携先により設置された提携ATMにおいて、当社がカードを確認し、所定の取扱方法により、当社と次の取引を行うことができます。

① お預り金等のお引出し及びお預り金等の残高照会

② ご入金（提携先によりご利用いただけない場合があります。）

③ その他当社が定めた取引

（2） 上記（1）については、当社所定の申込みを行い、当社が認めたときに限り利用可能とします。

131. 提携ATMでの取扱方法

（1） お取引

上記130. に定めた取引を行うときは、提携ATMの設置者が定めた方法により操作するものとします。

（2） 手数料

提携ATMにおいて当社よりお預り金等のお引出しを行う場合に、所定の手数料を定めている場合には、当該手数料をお支払いいただきます。

（3） 手数料の徴収

上記（2）の手数料は、提携ATMよりお預り金等のお引出しを行う際に、当該引出金額とは別にお支払いいただき、当該お引出し金額と手数料の合計額がお預り金等の残高に満たない場合には、お引出しはできません。

（4） 手数料の割引

上記（2）、（3）にかかわらず、別に定める条件を満たす場合には、当社は所定の割引を行えるものとします。

（5） 提携ATMの故障時等の取扱い

停電、故障、運営上の都合により提携ATMによる取扱いができないときは、提携ATMの設置者の窓口での取扱いはできません。

132. カードの管理、暗証番号の選択・管理

（1） カードは他人に使用されないよう保管してください。暗証番号は生年月日・電話番号等の他人に推測されやすい番号の利用を避け、他人に知られないよう管理してください。

（2） 盗難・焼失その他によりカードを紛失した場合、カードが、偽造、盗難、紛失等により他人に使用されるおそれが生じた場合又は他人に使用されたことを認知した場合には、すみやかにお客様からお取扱部店にお届出ください。また、当社所定の手続きが必要となります。

（3） カードを紛失した場合のカードの再発行は、当社所定の手続きにより行います。この場合、再発行には相当の期間を置くとともに、保証人を求めることがあります。

133. 契約の解除

下記137.（3）の規定は、本章においてこれを準用します。

134. 届出事項の変更

下記139. の規定は、本章においてこれを準用します。

135. 免責事項

下記140. の規定は、本章においてこれを準用します。

第11章　雑　　則

136. 営業日

この約款における営業日とは、原則として国内の金融商品取引所の休業日以外の日を指します。

137. 契約の解除

(1)　上記2. (1)及び上記3. (2)①の各契約は、次の場合に解約されます。

①　お客様が当社に対し上記2. (1)及び上記3. (2)①の各契約の解約のお申出をしたとき。

②　上記2. (1)①、②、④で上記26.、上記55. 及び上記83. の料金の計算期間が満了し口座残高がないとき。

③　お客様が上記2. (1)及び上記3. (2)①の各契約の条項の一に違反し、当社が当該契約の解除を通告したとき。

④　お客様、又はお客様の代理人等が反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し又はお客様との取引を継続することが適切でないと認められる以下の事由があると、相当の事由をもって当社が判断し、当社がお客様に対し上記2. (1)及び上記3. (2)①の各契約の解約の申出をしたとき。

i. 反社会的勢力がお客様の経営を支配している

ii. 反社会的勢力がお客様の経営に実質的に関与している

iii. お客様が反社会的勢力を利用している

iv. お客様が反社会的勢力に対して資金の提供その他便宜の供与をしている

v. お客様が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している

⑤　お客様が不公正取引を行い、当社が注意喚起を行ったにもかかわらず、その後改善されない場合

⑥　お客様が当社との取引において脅迫的な言動もしくは暴力を用いたとき、又は風説を流布し、偽計もしくは威力を用いて当社の信用を毀損しもしくは当社の業務を妨害したとき、その他これらに類する事由により、当社がお客様に対し上記2. (1)及び上記3. (2)①の各契約の解除の申出をしたとき。

⑦　お客様との取引を継続するうえで、お客様との信頼関係を維持することが困難であるとの判断に基づき、当社よりお客様に対し一定の猶予期間をおいて上記2. (1)及び上記3. (2)①の各契約の解除の申出をしたとき。

⑧　お客様が口座開設時にした反社会的勢力に関する表明・確約に関して虚偽の申告をしたと相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約の申出をしたとき。

⑨　やむを得ない事由により当社がお客様に対し上記2. (1)及び上記3. (2)①の各契約の解約の申出をしたとき。

⑩　お客様のいずれの口座においても金銭及び有価証券の残高がないまま相当な期間が経過し、かつ、当社がこの約款に基づく取引又はサービスの提供を停止する措置を取ったとき。

⑪　上記2-2. (3)に基づき、お客様に情報提供を求めた場合で、お客様が当社が必要と認める情報提供を行わなかったとき。

⑫　お客様が犯罪による収益等の隠匿又は収受等に関与したと当社が相当の事由をもって判断したとき。

(2)　上記(1)により上記2. (1)及び上記3. (2)①の各契約が解約されたときは、上記2. (1)及び上記3. (2)の各契約(ただし、これらに限定されません。)も解約されるものとします。

(3)　上記3. (2)②、③の各契約は、次の場合に解約されます。

①　お客様が当社に対し解約のお申出をしたとき。

②　お客様が上記3. (2)②、③の各契約の条項の一に違反し、当社が当該契約の解除を通告したとき。

③　やむを得ない事由により当社がお客様に対し解約のお申出をしたとき。

(4)　カードの利用を取り止める場合は、カードをお取扱部店に返却してください。又、カードの改ざん、不正使用等、当社がカードの利用を不適当と認めたときは、当社からカードの利用をお断りすることがあります。このときは当社からの請求があり次第直ちにお取扱部店にカードを返却してください。

137の2. 取引の制限

相当な期間、取引がない口座においては、当社は、お客様に通知することなく、入出金を含むお客様の取引又はサービスの提供の全部又は一部を停止又は制限することがあります。取引又はサービスの提供を再開するにあたり、当社は、お客様に対し、改めて本人確認に必要な事項、又は資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断した事項に関する情報提供を求めることがあります。また、上記2-2. (3)に基づき当社がお客様に情報提供を求めた場合で、お客様が当社が必要と認める情報提供を十分に行わない場合においても同様とします。

138. 公示催告等の調査等の免除

当社は、お預りしている有価証券に係る公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り株券に係る喪失登録等についての調査及びご通知はしません。

139. 届出事項の変更

(1)　住所、氏名、共通番号、お届出の印鑑等の事項に変更があったとき、及び以下に掲げる者(以下「上場会社等の役員等」という。)に該当することとなった場合には、お客様は当社所定の手続きに従って遅滞なくお取扱部店にお届出ください。

〈上場会社等の役員等〉

①　上場会社等の役員(執行役員その他役員に準ずる役職にある者を含む。以下「役員」という。)

②　上場会社等の主要株主(総株主の議決権の10%以上を所有する者)

③　上場会社等の役員の配偶者及び同居者

④　上場会社等の大株主(直近の有価証券報告書、半期報告書又は四半期報告書に記載されている大株主をいう。上記②を除く。)

⑤　上場会社等の使用人その他の従業者のうち金融商品取引法第166条に規定する上場会社等に係る業務等に関する重要事実(以下「重要事実」という。)を知り得る可能性の高い部署に所属する者(上記①を除く。)

⑥　上場会社等の役員、上場会社等の親会社又は主な子会社の役員でなくなった後1年以内の者

⑦　その他上場会社等の経営情報に接する者

⑧　上場会社等の親会社の役員又は上場会社等の親会社の重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者

⑨　上場会社等の主な子会社の役員又は上場会社等の主な子会社の重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する者

(2)　カードの暗証番号を変更するときは、直ちにお客様ご自身が当社があらかじめ定めた手続きに従って、お届出ください。このお届出以前に生じた損害については、当社は一切責任を負いません。

(3)　お客様が本邦非居住者となる場合には、あらかじめお届出いただくものとします。

(4)　上記(1)から(3)によりお届出があった場合は、必要に応じて印鑑証明書、

戸籍抄本、住民票等の本人確認書類をご提出又は個人番号カード等をご提示いただきます。

(5)　上記(1)から(3)によりお届出があった場合は、当社は相当の手続きを完了した後でなければ、お客様の口座で管理する資産の返還その他の取引には応じません。

140. 免責事項

(1)　当社は、次に掲げる事項により生じたお客様の損害は、その責を負わないものとします。ただし、当社の故意又は重大な過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

①　当社所定の証書等に押捺された印影とお届出の印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお申出いただいた事項に応じたことにより生じた損害。

②　当社が上記117. により金銭を指定預貯金口座へ振込んだ後に発生した損害。

③　カードの電磁的記録によって、提携ATMの操作の際に使用されたカードを当社が交付したものとして処理し、入力された暗証番号とお届出の暗証番号の一致を確認してお支払いしたことにより生じた損害。

④　当社所定の手続きによる申出がなかったため、又は、印影がお届出の印鑑と相違するためにお申出いただいた事項に応じなかったことにより生じた損害。

⑤　当社が所定の期日までに名義書換等の手続きを要する旨の通知をしたにもかかわらず、お客様よりご依頼がなかったことにより生じた損害。

⑥　お預り当初から、保護預り証券について瑕疵又はその原因となる事実があったことにより生じた損害。

⑦　天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により生じた損害。

⑧　電信又は郵便の誤謬、遅滞又はシステム、回線、機器の障害等当社の責に帰すことができない事由により生じた損害。

⑨　お客様が当社に連絡なしに当社の指定する預貯金口座に宛てて送金を行ったことにより、当社が当該送金を行ったお客様を特定するために相当の期間内に相当の注意を払う必要性が生じ、お客様口座への入金が遅延等したことによる損害。

⑩　この約款又は法令の定めに則って、取引又はサービスの提供が停止・制限され、もしくは取引内容が変更され、又は契約が解約されたことによる損害。

(2)　上記(1)③にかかわらず、偽造又は変造カードを用いた提携ATMからの現金の不正引出しについては、原則として当該引出し額(引出しに係る手数料も含みます。以下同様です。)を補償します。ただし、お客様の故意による場合又はお客様に重大な過失が認められる場合は、この限りではありません。

(3)　上記(1)③にかかわらず、お客様がカードの盗難に気づいた後、すみやかに当社にお届出いただいた場合は、盗難されたカードによる提携ATMからの現金の不正引出しについては、当社所定の手続きを経た上で、原則として当該引出し額を補償するものとし、お客様に過失が認められる場合は、当該引出し額の4分の3を補償するものとします。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りではありません。

①　お客様の故意による場合

②　お客様に重大な過失が認められる場合

③　お客様の配偶者、二親等内の親族、同居の親族、その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合

④　お客様が、被害の状況についての当社に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

⑤　戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じ又はこれに付随してカードが盗難にあった場合

⑥　カードの盗難が発生した日(当該盗難が発生した日が明らかでないときは、不正な引出しが最初に行われた日。)から当社が届出を受けた日の前日までに2年以上が経過している場合

⑦　当該引出しが、当社が届出を受けた日から30日(届出受付当日を除いて数えお客様の届出の遅れについて、やむを得ない事情がある場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)遡った日よりも前に行われていた場合

141. 通知の効力

お客様あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

142. この約款の変更

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

143. 合意管轄

この約款に関するお客様と当社との間で生ずるすべての訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

附　則

この約款は、2023年7月10日より適用されます。

以　上

総合取引約款

外国証券取引口座約款

第１章　総　　則

（約款の趣旨）

第１条　この約款は、お客様（以下「申込者」という。）と大和証券株式会社（以下「当社」という。）との間で行う外国証券（日本証券業協会又は金融商品取引所が規則に定める外国証券をいう。以下同じ。）の取引に関する権利義務関係を明確にするための取決めです。

2　申込者は、外国証券の国内取引所金融商品市場における売買その他の取引（以下「国内委託取引」という。）、外国証券の売買注文を取り次ぐ方法により我が国以外で執行する取引（以下「外国取引」という。）及び外国証券の国内における店頭取引（以下「国内店頭取引」という。）並びに外国証券の当社への保管（当該外国証券の発行に係る準拠法において、当該外国証券に表示されるべき権利について券面を発行しない取扱いが認められ、かつ、券面が発行されていない場合における当該外国証券に表示されるべき権利（以下「みなし外国証券」という。）である場合には、当該外国証券の口座に記載又は記録される数量の管理を含む。以下同じ。）の委託については、この約款に掲げる事項を承諾し、自らの判断と責任においてこれを行うものとします。

なお、上記の国内委託取引、外国取引及び国内店頭取引については、信用取引に係る売買及び信用取引により貸付けを受けた買付代金又は売付有価証券の弁済に係る売買を除くものとします。

（外国証券取引口座による処理）

第２条　申込者が当社との間で行う外国証券の取引に関しては、売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等そのすべてを「外国証券取引口座」（以下「本口座」という。）により処理します。

（遵守すべき事項）

第３条　申込者は、当社との間で行う外国証券の取引に関しては、国内の諸法令並びに当該証券の売買を執行する国内の金融商品取引所（以下「当該取引所」という。）、日本証券業協会及び決済会社（株式会社証券保管振替機構その他当該取引所が指定する決済機関をいう。以下同じ。）の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に従うとともに、外国証券の発行者（預託証券については、預託証券に係る預託機関をいう。以下同じ。）が所在する国又は地域（以下「国等」という。）の諸法令及び慣行等に関し、当社から指導のあったときは、その指導に従うものとします。

第２章　外国証券の国内委託取引

（外国証券の混合寄託等）

第４条　申込者が当社に寄託する外国証券（外国株式等及び外国新株予約権を除く。以下「寄託証券」という。）は、混合寄託契約により寄託するものとします。当社が備える申込者の口座に当該申込者が有する数量が記録又は記載される外国株式等及び外国新株予約権（以下「振替証券」という。）については、当社は諸法令並びに決済会社の定める諸規則、決定事項及び慣行中、外国証券の売買に関連する条項に基づき、顧客の有する権利の性質に基づき適切に管理するものとします。

2　寄託証券は、当社の名義で決済会社に混合寄託するものとし、寄託証券が記名式の場合は、決済会社が当該寄託証券の名義を決済会社の指定する名義に書き換えます。振替証券は、次項に規定する現地保管機関における当社に係る口座に記載又は記録された当該振替証券の数量を、当該現地保管機関における決済会社の口座に振り替え、当該数量を記載又は記録するものとします。

3　前項により混合寄託される寄託証券又は決済会社の口座に振り替えられる振替証券（以下「寄託証券等」という。）は、当該寄託証券等の発行者が所在する国等又は決済会社が適当と認める国等にある保管機関（以下「現地保管機関」という。）において、現地保管機関が所在する国等の諸法令及び慣行並びに現地保管機関の諸規則等に従って保管又は管理します。

4　申込者は、第1項の寄託又は記録もしくは記載については、申込者が現地保管機関が所在する国等において外国証券を当社に寄託した場合を除き、当社の要した実費又は当社の定めるところにより所定の手続料をその都度当社に支払うものとします。

（寄託証券に係る共有権等）

第４条の２　当社に外国証券を寄託した申込者は、当該外国証券及び他の申込者が当社に寄託した同一銘柄の外国証券並びに当社が決済会社に寄託し決済会社に混合保管されている同一銘柄の外国証券につき、共有権を取得します。現地保管機関における当社に係る口座に外国株式等を記載又は記録された申込者は、当該現地保管機関における決済会社の口座に記載又は記録された数量に応じて、適用される準拠法の下で当該申込者に与えられることとなる権利を取得します。

2　寄託証券に係る申込者の共有権は、当社が申込者の口座に振替数量を記帳した時に移転します。振替証券に係る申込者の権利は、当社が申込者の口座に振替数量を記載又は記録した時に移転します。

（寄託証券等の我が国以外の金融商品市場での売却又は交付）

第５条　申込者が寄託証券等を我が国以外の金融商品市場において売却する場合又は寄託証券等の交付を受けようとする場合は、当社は、当該寄託証券等を現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関（以下、「当社の保管機関」という。）に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えた後に、売却し又は申込者に交付します。

2　申込者は、前項の交付については、当社の要した実費又は当社の定めるところにより所定の手続料をその都度当社に支払うものとします。

（上場廃止の場合の措置）

第６条　寄託証券等が当該取引所において上場廃止となる場合は、当社は、当該寄託証券等を上場廃止日以後、現地保管機関から当社又は当社の指定する保管機関に保管替えし、又は当社の指定する口座に振り替えます。

2　前項の規定にかかわらず、上場廃止となる寄託証券等について、有価証券としての価値が失われたことを決済会社が確認した場合には、あらかじめ決済会社が定める日までに申込者から返還の請求がない限り、決済会社が定めるところにより当該寄託証券等に係る券面が廃棄されることにつき、申込者の同意があったものとして取り扱います。

（配当等の処理）

第７条　寄託証券等に係る配当（外国投資信託受益証券等の収益分配、外国投資証券等の利益の分配及び外国受益証券発行信託の受益証券等の信託財産に係る給付を含む。以下同じ。）、償還金、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為に基づかずに交付されるその他の金銭（発行者の定款その他の内部規則もしくは取締役会その他の機関の決定、決済会社の規則又は外国証券取引口座に関する約款等により、寄託証券等の実質的又は形式的な保有者の行為があったものとみなされ、それに基づき交付される金銭を含む。以下同じ。）等の処理は、次の各号に定めるところによります。

（1）　金銭配当の場合は、決済会社が受領し、配当金支払取扱銀行（外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては分配金支払取扱銀行。以下同じ。）を通じ申込者あてに支払います。

（2）　株式配当（源泉徴収税（寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられるものを含む。以下同じ。）が課せられる場合の株式分割、無償交付等を含み、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。以下同じ。）の場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。

a　寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

決済会社が、寄託証券等について、株式配当に係る株券の振込みを指定し、申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該株式配当

外国証券取引口座約款

に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株(外国投資信託受益証券等、外国投資証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては1口(投資法人債券に類する外国投資証券等にあっては1証券)、カバードワラントにあっては1カバードワラント、外国株預託証券にあっては1証券。以下同じ。)未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときは、決済会社が当該株式配当に係る株券を売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関(外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益権事務取扱機関、外国投資証券等にあっては投資口事務取扱機関又は投資法人債事務取扱機関、カバードワラントにあってはカバードワラント事務取扱機関。以下同じ。)を通じ申込者あてに支払います。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該株式配当に係る株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

b　寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

申込者は源泉徴収税額相当額を支払うものとし、当該株式配当に係る株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとします。ただし、1株未満の株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

(3)　配当金以外の金銭が交付される場合は、決済会社が受領し、株式事務取扱機関を通じ申込者あてに支払うものとします。

(4)　第2号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

2　前項第1号に定める配当金、同項第2号a及びbに定める売却代金並びに同項第3号に定める金銭(以下「配当金等」という。)の支払方法は以下の通り取り扱います。

(1)　申込者が株式数比例配分方式を選択する場合は、国内上場外国株式の配当金等の証券口座での受取りの申込みがあったものとして取り扱います。また、他社で株式数比例配分方式の選択の申込みを行われた場合も同様に取り扱います。

(2)　株式数比例配分方式以外の支払方法を申込む場合は、当社所定の書類により当社に申込むものとします。

ただし、上記(1)と重複して申込まれている場合には、当書類での申込みが優先されます。

(3)　上記(1)及び(2)の申込みがない場合には、株式事務取扱機関が郵便為替により支払います。

3　配当金等の支払いは、すべて円貨により行います(円位未満の端数が生じたときは切り捨てる。)。

4　前項の支払いにおける外貨と円貨との換算は、配当金支払取扱銀行(第1項第1号に定める配当金以外の金銭について換算する場合にあっては、株式事務取扱機関。以下この項において同じ。)が配当金等の受領を確認した日に定める対顧客直物電信買相場(当該配当金支払取扱銀行がこれによることが困難と認める場合にあっては、受領を確認した後に、最初に定める対顧客直物電信買相場)によります。ただし、寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により、外貨の国内への送金が不可能もしくは困難である場合には、決済会社が定めるレートによるものとします。

5　第1項各号に規定する配当等の支払手続において、決済会社が寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を支払った場合の当該費用は、申込者の負担とし、配当金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。

6　配当に関する調書の作成、提出等については、諸法令の定めるところにより株式事務取扱機関及び決済会社又は当社が行います。

7　決済会社は、第1項及び第3項の規定にかかわらず、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の事由により配当金等の支払いを円貨により行うことができない場合は、配当金等の支払いを当該事由が消滅するまで留保すること又は外貨により行うことができるものとします。この場合において、留保する配当金等には、利息その他の対価をつけないものとします。

(新株予約権等その他の権利の処理)

第8条　寄託証券等に係る新株予約権等(新たに外国株券等の割当てを受ける権利をいう。以下同じ。)その他の権利の処理は、次の各号に定めるところによります。

(1)　新株予約権等が付与される場合は、次のa又はbに定める区分に従い、当該a又はbに定めるところにより、取り扱います。

a　寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合以外の場合

申込者が所定の時限までに新株式(新たに割り当てられる外国株券等をいう。以下同じ。)の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないとき又は決済会社が当該新株予約権等を行使することが不可能であると認めるときは、決済会社が当該新株予約権等を売却処分します。ただし、当該寄託証券等の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等により又は市場の状況により、決済会社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

b　寄託証券等が当該取引所を主たる市場とするものであると決済会社が認める場合

決済会社が新株予約権等を受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。この場合において、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知し、当社を通じ決済会社に払込代金を支払うときは、決済会社は申込者に代わって当該新株予約権等を行使して新株式を引き受け、当社を通じて本口座に振り込むものとし、申込者が所定の時限までに新株式の引受けを希望することを当社に通知しないときは、新株式の引受けは行えないものとします。

(2)　株式分割、無償交付、減資又は合併による株式併合等(源泉徴収税が課せられるものを除き、外国投資信託受益証券等、外国投資証券等、カバードワラント、外国株預託証券及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係るこれらと同じ性質を有するものを含む。)により割り当てられる新株式は、決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込みます。ただし、1株未満の新株式については、決済会社がこれを売却処分します。

(3)　寄託証券等の発行者が発行する当該寄託証券等以外の株券が分配される場合は、決済会社が当該分配される株券の振込みを指定し申込者が源泉徴収税額相当額の支払いをするときは、当該分配される株券を決済会社が受領し、当社を通じ本口座に振り込むものとし、1株未満の株券及び決済会社が振込みを指定しないとき又は決済会社が振込みを指定し申込者が国内において課せられる源泉徴収税額相当額を支払わないときの当該分配される株券は、決済会社が売却処分し、売却代金を株式事務取扱機関を通じ顧客に支払うものとします。ただし、申込者が寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額を所定の時限までに支払わないときは、原則として当該分配される株券又は株券の売却代金は受領できないものとします。

(4)　前3号以外の権利が付与される場合は、決済会社が定めるところによります。

(5)　第1号a、第2号及び第3号により売却処分した代金については、前条第1項第2号a並びに同条第2項から第5項まで及び第7項の規定に準じて処理します。

(6)　第1号の払込代金及び第3号の寄託証券等の発行者が所在する国等において課せられる源泉徴収税額相当額の支払いは円貨により行うものとし、外貨と円貨との換算は、決済会社又は当社が定めるレートによります。ただし、当社が同意した場合には、外貨により支払うことができるものとします。

（払込代金等の未払い時の措置）

第９条　申込者が、新株予約権等の行使に係る払込代金その他外国証券の権利行使を行うため又は株式配当を受領するため当社に支払うことを約した代金又は源泉徴収税額相当額を、所定の時限までに当社に支払わないときは、当社は、任意に、申込者の当該債務を履行するために、申込者の計算において、当該引受株券の売付契約等を締結することができるものとします。

（議決権の行使）

第10条　寄託証券等（外国株預託証券を除く。以下この条において同じ。）に係る株主総会（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等に係る受益者集会並びに外国投資証券等に係る投資主総会及び投資法人債権者集会を含む。以下同じ。）における議決権は、申込者の指示により、決済会社が行使します。ただし、この指示をしない場合は、決済会社は議決権を行使しません。

2　前項の指示は、決済会社の指定した日までに株式事務取扱機関に対し所定の書類により行うものとします。

3　第1項の規定にかかわらず、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

4　第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、寄託証券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社が当該寄託証券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該寄託証券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

（外国株預託証券に係る議決権の行使）

第10条の2　外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会における議決権は、申込者の指示により、当該外国株預託証券の発行者が行使します。ただし、この指示をしない場合は、当該発行者は議決権を行使しません。

2　前条第2項の規定は、前項の指示について準用するものとします。

3　第1項の規定にかかわらず、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会における議決権の行使を行えない場合の議決権は、申込者が株式事務取扱機関に対し提出する所定の書類を決済会社が当該外国株預託証券の発行者を通じて当該外国株券等の発行者に送付する方法により、申込者が行使するものとします。

4　第1項及び前項の規定にかかわらず、決済会社は、外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等の発行者が所在する国等の法令により、決済会社を通じて当該外国株預託証券の発行者が当該外国株券等に係る株主総会においてその有する議決権を統一しないで行使することができない場合又は申込者が当該外国株券等に係る株主総会に出席して議決権を行使することが認められている場合においては、議決権の行使に関する取扱いについて別に定めることができるものとします。

（株主総会の書類等の送付等）

第11条　寄託証券等の発行者から交付される当該寄託証券等（外国株預託証券を除く。）又は外国株預託証券に表示される権利に係る外国株券等に係る株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の付与等株主（外国投資信託受益証券等及び外国受益証券発行信託の受益証券等にあっては受益者、外国投資証券等にあっては投資主又は投資法人債権者、外国株預託証券にあっては所有者）の権利又は利益に関する諸通知は、株式事務取扱機関が申込者の届け出た住所あてに送付します。

2　前項の諸通知の送付は、当該取引所が認めた場合には、時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙による公告又は株式事務取扱機関に備え置く方法に代えることができるものとします。

第３章　外国証券の外国取引及び国内店頭取引並びに募集もしくは売出しの取扱い又は私募の取扱い

（売買注文の執行地及び執行方法の指示）

第12条　申込者の当社に対する売買の種類、売買注文の執行地及び執行方法については、当社の応じ得る範囲内で申込者があらかじめ指示するところにより行います。

（注文の執行及び処理）

第13条　申込者の当社に対する売買注文並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、次の各号に定めるところによります。また、当社は、外国証券については、募集及び売出しの際に発行開示が行われ、その後継続開示が行われているもの及び我が国の金融商品取引所に上場されている外国株式等を除き、我が国の金融商品取引法による企業内容等の開示が行われていないことを申込者が理解されているものとして取り扱います。

(1)　外国取引並びに募集及び売出し又は私募に係る外国証券の取得の申込みについては、当社において遅滞なく処理される限り、時差等の関係から注文発注日時と約定日時とがずれることがあります。

(2)　当社への注文は、当社が定めた時間内に行うものとします。

(3)　国内店頭取引については、申込者が希望し、かつ、当社がこれに応じ得る場合に行います。

(4)　外国証券の最低購入単位は、当社の定めるところとします。

(5)　当社は、売買等の成立を確認した後、遅滞なく申込者あてに契約締結時等交付書面等を送付します。

（受渡日等）

第14条　取引成立後の受渡し等の処理については、次の各号に定めるところによります。

(1)　外国取引については、執行地の売買注文の成立を、当社が確認した日（その日が休業日に当たる場合は、その後の直近の営業日）を約定日とします。

(2)　外国証券の売買に関する受渡期日は、当社が申込者との間で別途取り決める場合を除き、約定日から起算して3営業日日とします。

（外国証券の保管、権利及び名義）

第15条　当社が申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管、権利及び名義の取扱いについては、次の各号に定めるところによります。

(1)　当社は、申込者から保管の委託を受けた外国証券の保管については、当社の保管機関に委任するものとします。

(2)　前号に規定する保管については、当社の名義で行われるものとします。

(3)　申込者が有する外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された場合には、申込者は、適用される準拠法及び慣行の下で、当社の保管機関における当社の当該外国証券に係る口座に記載又は記録された当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し、当該取得した数量に係る権利の性質に基づき保管されます。

(4)　前号の規定は、みなし外国証券について準用します。この場合において前号中「外国証券（みなし外国証券を除く。）が当社の保管機関に保管された」とあるのは「みなし外国証券に係る数量が当社の保管機関における当社の口座に記載又は記録された」と、「当該外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」とあるのは「当該みなし外国証券に係る数量に応じて権利を取得し」と読み替えるものとします。

(5)　第3号の場合において、申込者は、適用される準拠法の下で、当該外国証券に係る証券又は証書について、権利を取得するものとします。

(6)　申込者が有する外国証券に係る権利は、当社が本口座に振替数量を記載又は記録した時に、当該振替数量に応じて移転が行われるものとします。

(7)　申込者が権利を有する外国証券につき名義人を登録する必要のある場合は、その名義人は当社の保管機関又は当該保管機関の指定する者とします。

(8)　申込者が権利を有する外国証券につき、売却、保管替え又は返還を必要とするときは所定の手続を経て処理します。ただし、申込者は、現地の諸法令等により券面が返還されない外国証券の国内における返還は請求しないものとします。

(9)　申込者は、前号の保管替え及び返還については、当社の要した実費又は当社の定めるところにより所定の手続料をその都度当社に支払うものとします。

(10)　申込者が権利を有する外国証券につき、有価証券としての価値が失われたことにより、当社の保管機関において、現地の諸法令等に基づき残高の抹消が行われた場合には、本口座の当該抹消に係る残高を抹消するとともに、申込者が特に要請した場合を除き、当該外国証券に係る券面は廃棄されたものとして取り扱います。

(選別基準に適合しなくなった場合の処理)

第16条　外国投資信託証券が日本証券業協会の定める選別基準に適合しなくなった場合には、当社は当該外国投資信託証券の販売を中止します。この場合においても、申込者の希望により、当社は申込者が購入した当該外国投資信託証券の売却の取次ぎ、又はその解約の取次ぎに応じます。

(外国証券に関する権利の処理)

第17条　当社の保管機関に保管された外国証券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。

(1)　当該保管機関に保管された外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実並びに償還金は、当社が代わって受領し、申込者あてに支払います。この場合、支払手続において、当社が当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令又は慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用は申込者の負担とし当該果実又は償還金から控除するなどの方法により申込者から徴収します。

(2)　外国証券に関し、新株予約権等が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を前号の規定に準じて処理します。ただし、当該外国証券の発行者が所在する国等の諸法令もしくは慣行等により又は市場の状況により、当社が当該新株予約権等の全部又は一部を売却できないときは、当該全部又は一部の新株予約権等はその効力を失います。

(3)　株式配当、株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等により割り当てられる株式は、当社を通じ本口座により処理します。ただし、我が国以外の金融商品市場における売買単位未満の株式は、申込者が特に要請した場合を除き、1株未満の場合は売却可能なものについてはすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理し、1株以上の場合は原則本口座により処理します。

(4)　前号の規定により割り当てられる株式に源泉徴収税が課せられる場合には、当該規定にかかわらず、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。

(5)　外国証券に関し、前4号以外の権利が付与される場合は、申込者が特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第1号の規定に準じて処理します。

(6)　株主総会、債権者集会、受益権者集会又は所有者集会等における議決権の行使又は異議申立てについては、申込者の指示に従います。ただし、申込者が指示をしない場合には、当社は議決権の行使又は異議の申立てを行いません。

(7)　第1号に定める果実に対し、我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続については、当社が代わってこれを行うことがあります。

(諸　通　知)

第18条　当社は、保管の委託を受けた外国証券につき、申込者に次の通知を行います。ただし、当社の保管機関あるいは発行者から当社に当該事実に係る通知が到達していないもの及び通知が到達しているものの申込者の残高に変更がない等影響が軽微である場合を除きます。

(1)　募集株式の発行、株式分割又は併合等株主又は受益者及び所有者の地位に重大な変化を及ぼす事実

(2)　配当金、利子、収益分配金及び償還金など

(3)　合併その他重要な株主総会議案

2　前項の通知のほか、当社又は外国投資信託証券の発行者は、保管の委託を受けた外国投資信託証券についての決算に関する報告書その他の書類を送付します。ただし、外国投資証券に係る決算に関する報告書その他の書類については、特にその内容について時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙への掲載が行われた場合は、申込者の希望した場合を除いて当社は送付しません。

(発行者からの諸通知等)

第19条　発行者から交付される通知書及び資料等は、当社においてその到達した日から3年間(海外CD及び海外CPについては1年間)保管し、閲覧に供します。ただし、申込者が送付を希望した場合は、申込者に送付します。

2　前項ただし書により、申込者あての通知書及び資料等の送付に要した実費は外国投資信託証券に係るものを除き、その都度申込者が当社に支払うものとします。

(諸 料 金 等)

第20条　取引の執行に関する料金及び支払期日等は次の各号に定めるところによります。

(1)　外国証券の外国取引については、我が国以外の金融商品市場における売買手数料及び公租公課その他の賦課金並びに所定の取次手数料を第14条第2号に定める受渡期日までに申込者が当社に支払うものとします。

(2)　外国投資信託証券の募集及び売出し又は私募に係る取得の申込みについては、ファンド所定の手数料及び注文の取次地所定の公租公課その他の賦課金を目論見書等に記載された支払期日までに申込者が当社に支払うものとします。

2　申込者の指示による特別の扱いについては、当社の要した実費をその都度申込者が当社に支払うものとします。

(外貨の受払い等)

第21条　外国証券の取引に係る外貨の授受は、原則として、申込者が自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

(金銭の授受)

第22条　本章に規定する外国証券の取引等に関して行う当社と申込者との間における金銭の授受は、円貨又は外貨(当社が応じ得る範囲内で申込者が指定する外貨に限る。)によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決め又は指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。

2　前項の換算日は、売買代金については約定日、第17条第1号から第4号までに定める処理に係る決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。

第4章　雑　　則

(取引残高報告書の交付)

第23条　申込者は、当社に保管の委託をした外国証券について、当社が発行する取引残高報告書の交付を定期的に受けるものとします。ただし、申込者が請求した場合には、取引に係る受渡決済後遅滞なく交付を受ける方法に代えるものとします。

2　前項の規定にかかわらず、申込者は、当社が申込者に対して契約締結時等交付書面を交付することが法令により義務付けられていない場合については、法令に定める場合を除き、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書の交付を受けるものとします。

3　当社は、当社が申込者に対して取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付することとする場合であっても、法令に定める記載事項については、取引に係る受渡決済後遅滞なく取引残高報告書を交付する方法に代えて、定期的に取引残高報告書を交付することがあります。

(共通番号の届出)

第24条　申込者は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用

外国証券取引口座約款

等に関する法律（以下「番号法」という。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、申込者の共通番号を当社に届出るものとします。その際、当社は、番号法その他の関係法令の規定に従い、申込者の本人確認を行うものとします。

（届 出 事 項）

第24条の2　申込者は、住所（又は所在地）、氏名（又は名称）及び共通番号等を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

（届出事項の変更届出）

第25条　申込者は、当社に届け出た住所（又は所在地）、氏名（又は名称）、共通番号等に変更のあったとき、又は届出の印鑑を紛失したときは、直ちにその旨を当社所定の手続により当社に届け出るものとします。

（届出がない場合等の免責）

第26条　前条の規定による届出がないか、又は届出が遅延したことにより、申込者に損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

（通知の効力）

第27条　申込者あて、当社によりなされた本口座に関する諸通知が、転居、不在その他申込者の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取り扱うことができるものとします。

（口座管理料）

第28条　申込者は、この約款に定める諸手続の費用として、当社の定めるところにより、口座管理料を当社に支払うものとします。

（契約の解除）

第29条　次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

（1）　申込者が当社に対し解約の申出をしたとき

（2）　申込者がこの約款の条項の一に違反し、当社がこの契約の解除を通告したとき

（3）　申込者が暴力団員、暴力団関係企業、いわゆる総会屋等の反社会的勢力に該当すると相当の事由をもって当社が判断し又は申込者との取引を継続することが適切でないと認められる以下の事由があると、相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約を申し出たとき

①反社会的勢力が申込者の経営を支配している

②反社会的勢力が申込者の経営に実質的に関与している

③申込者が反社会的勢力を利用している

④申込者が反社会的勢力に対して資金の提供その他便宜の供与をしている

⑤申込者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有している

（4）　申込者が暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為等を行い、当社が契約を継続しがたいと認めて、解約を申し出たとき

（5）　申込者が口座開設時にした反社会的勢力に関する表明・確約に関して虚偽の申告をしたと相当の事由をもって当社が判断し、当社が解約の申出をしたとき

（6）　前各号のほか、契約を解除することが適当と認められる事由として当社が定める事由に該当したとき、又は、やむを得ない事由により当社が申込者に対し解約の申出をしたとき

（7）　申込者のいずれの口座においても金銭及び有価証券の残高がないまま相当な期間が経過し、かつ、当社がこの約款に基づく取引又はサービスの提供を停止する措置を取ったとき

（8）　当社が必要と判断し、申込者に情報提供を求めた場合で、申込者が当社が必要と認める情報提供を行わなかったとき

（9）　申込者が犯罪による収益等の隠匿又は収受等に関与したと当社が相当の事由をもって判断したとき

2　前項に基づく契約の解除に際しては、当社の定める方法により、保管する外国証券及び金銭の返還を行うものとします。なお、保管する外国証券のうち原状による返還が困難なものについては、当社の定める方法により、申込者の指示によって換金、反対売買等を行ったうえ、売却代金等の返還を行うものとします。

（免 責 事 項）

第30条　次に掲げる損害については、当社は免責されるものとします。

（1）　天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等、不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受又は保管の手続等が遅延し、又は不能となったことにより生じた損害

（2）　電信又は郵便の誤謬、遅滞等当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

（3）　当社所定の書類に押印した印影と届出の印鑑とが相違ないものと当社が認めて、金銭の授受、保管の委託をした証券の返還その他の処理が行われたことにより生じた損害

（4）　この約款又は法令の定めに則って、取引又はサービスの提供が停止・制限され、もしくは取引内容が変更され、又は契約が解約されたことによる損害

（準拠法及び合意管轄）

第31条　外国証券の取引に関する申込者と当社との間の権利義務についての準拠法は、日本法とします。ただし、申込者が特に要請し、かつ、当社がこれに応じた場合には、その要請のあった国の法律とします。

2　申込者と当社との間の外国証券の取引に関する訴訟については、当社本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定することができるものとします。

（約款の変更）

第32条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

（個人データの第三者提供に関する同意）

第33条　**申込者は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める者に対し、当該申込者の個人データ（住所、氏名、連絡先、生年月日、所有する外国証券の数量、取引履歴その他当該場合に応じて必要な範囲に限る。）が提供されることがあることに同意するものとします。**

（1）　外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合　当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

（2）　預託証券に表示される権利に係る外国証券の配当金、利子及び収益分配金等の果実に対し我が国以外において課せられる源泉徴収税に係る軽減税率又は免税の適用、還付その他の手続を行う場合　当該国等の税務当局、当該外国証券の保管機関、当該預託証券の発行者もしくは保管機関又はこれらの者から当該手続に係る委任を受けた者

（3）　外国証券又は預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者が、有価証券報告書その他の国内又は我が国以外の法令又は金融商品取引所等の定める規則（以下「法令等」という。）に基づく書類の作成、法令等に基づく権利の行使もしくは義務の履行、実質株主向け情報の提供又は広報活動等を行う上で必要となる統計データの作成を行う場合　当該外国証券の発行者もしくは保管機関又は当該預託証券に表示される権利に係る外国証券の発行者もしくは保管機関

（4）　外国証券の売買を執行する我が国以外の金融商品市場の監督当局（当該監督当局の認可を受けた自主規制機関を含む。以下この号において同じ。）が、マネー・ローンダリング、証券取引に係る犯則事件又は当該金融商品市場における取引公正性の確保等を目的とした当該国等の法令等に基づく調査を行う場合　当該監督当局、当該外国証券の売買に係る外国証券業者又は保管機関

（外国証券情報の提供・公表免除に関する同意）

第34条　当社が金融商品取引法第4条第1項第4号に該当する有価証券の売出しにより外国証券を売り付ける場合には、金融商品取引法に基づく企業内容等の開示が行われている外国証券を売り付ける場合及び金融商品取引法第23条の13に定める告知をして外国証券の売付け勧誘等を行う場合を除き、金融商品取引法第2条に規定する定義に関する内閣府令第10条に定める適格機関投資家に該当する申込者は、次の各号に同意するものとします。

（1）　当該外国証券を買い付けるときまでに請求をしない限り、金融商品取引法第27条の32の2に定める「外国証券情報の提供・公表」が行われないこと

（2）　当該外国証券を金融商品取引業者等又は非居住者（外国為替及び外国貿易法第6条第1項第6号に規定される非居住者をいう。）に譲渡する場合以外の譲渡を行わないこと（当該外国証券を買い付けるときにおいて、証券情報の提供又は公表に関する内閣府令第13条第1号ないし第3号に該当する場合を除く。）

附　則

この約款は、2025年6月30日より適用されます。

以　上

外国為替取引約款

（約款の趣旨）

第1条　この約款は、お客様と大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）との間で行う、外国通貨で表示される支払手段の売買取引（以下「外国為替取引」といいます。）についての取決めです。当社との外国為替取引に関する契約は、この約款に従って締結します。但し、以下の各号に該当する場合は、この約款に関わらず、各号に指定する約定書、契約書、または約諾書に基づき、外国為替取引を行うものとします。

1 お客様と当社の間で、外国為替取引に関する規定を追加した「ISDA Master Agreement」を締結している場合、または将来において締結した場合　当該「ISDA Master Agreement」

2 お客様と当社の間で、外国為替取引に関する規定のある「店頭デリバティブ取引等に関する基本契約書」を締結している場合、または将来において締結した場合　当該「店頭デリバティブ取引等に関する基本契約書」

3 お客様が当社に、「外国為替取引に関する約諾書」を差し入れている場合、または将来において差し入れた場合　当該「外国為替取引に関する約諾書」

4 お客様が当社より「銀行取引約定書」を受け入れている場合、または将来において受け入れた場合　当該「銀行取引約定書」

2　この約款に規定のある事項及びこの約款に基づき当社が別途定める事項を除き、お客様が当社との間で行う外国為替取引に関しては、お客様が当社と締結している大和証券総合取引約款又は大和証券保護預り・振替決済口座管理約款に従います。

（口座による処理）

第2条　お客様が当社との間で行う外国為替取引に関する金銭の授受は、当社と締結している大和証券総合取引約款又は大和証券保護預り・振替決済口座管理約款に基づき開設されたお客様の総合取引口座又は保護預り・振替決済口座により処理するものとします。

（償還・ヘッジ為替予約取引）

第3条　償還為替予約取引及びヘッジ為替予約取引は、この約款のほか、別途定める手続きにより行います。

（取引内容の確認）

第4条　外国為替取引が成立したときで、当社が必要とする場合には、お客様は直ちに当社所定の手続きに従い、取引確認書を作成して当社に提出するものとします。

2　万一当社の帳簿等に記載された内容と、お客様が提出した取引確認書の内容とが相違する場合には、当社の帳簿等に記載された内容に従います。

（取引通貨・取引時間等）

第5条　外国為替取引の売買の対象となる通貨（以下「売買通貨」といいます。）、決済に用いる通貨（以下「決済通貨」といいます。）及び売買通貨と決済通貨の組合せ（以下「通貨ペア」といいます。）、ならびに取扱時間及び取扱日は、当社が定めるところによるものとします。当社は、日本国又は外国の法令等により外国為替市場での取引ができなくなった場合のほか、外国為替市場の状況を勘案して、事前の通告なく、通貨ペアの全て又は一部の取扱を中止し又は停止することがあります。

（売買の方法）

第6条　お客様は、当社と外国為替取引を行おうとするときは、その都度、売買通貨、決済通貨、売買通貨の買付又は売付の別、及び売買通貨の額を当社に明示するものとします。なお、契約する為替レートは、当社が定める方法により当社が提示するものとします。取引単位は、実際に流通する最小単位に基づき、当社が定めます。また、決済期日については、当社が別途定めるものとします。

（注文の制限）

第7条　当社は、売買通貨の額又は決済通貨の額が取引単位に満たない注文や差金決済を前提にした注文については、原則として応じられません。また、当社が不適切とする取引も、応じることはできません。

（取引の条件等）

第8条　外国為替取引の条件、方法等は、当社が別途定めるところによります。

（決済の不履行等）

第9条　お客様が、外国為替取引の決済期日までに決済代金の支払いを行わなかったときは、当社は、任意の為替レートで反対売買を行うことができます。この場合、当該外国為替取引は失効し、お客様は、これにより発生する全ての損害金及び費用を直ちに当社に支払います。

2　前項の他、お客様が外国為替取引に関し当社との契約に違反し又は当社に対する債務の履行を怠った場合にも、お客様はこれにより発生する全ての損害金及び費用を直ちに当社に支払います。

（担保）

第10条　お客様との間の外国為替取引において保全を必要とする相当の事由が生じた場合、お客様は当社の請求によって、当社が定める期限までに当社の承認する担保若しくは増担保を差入れ、又は保証人を立て若しくはこれを追加します。

（期限の利益喪失）

第11条　お客様が次のいずれかに該当した場合、当社から通知等がなくても、お客様は外国為替取引に関し当社に負担する一切の債務につき当然に期限の利益を失い、直ちに弁済をします。

1　お客様が、支払を停止し、又は破産、民事再生開始、会社更生開始、特別清算開始のいずれかの申立てを行なった場合

2　お客様が、破産宣告又は民事再生、会社更生若しくは特別清算開始のいずれかの決定を受けた場合

3　お客様が手形交換所の取引停止処分を受けた場合

4　お客様が、前条所定の期限までに担保を提供せず、又は保証人を立てない場合

5　お客様が当社に対する債務の履行を遅滞し、当社が期限を定めて催告したにも拘らず、その期限までに履行しなかった場合

6　お客様が当社との契約に違反し、当社が期限を定めて是正を求めたにも拘らず、その期限までに是正しなかった場合

7　お客様が当社と締結している大和証券総合取引約款、大和証券保護預り・振替決済口座管理約款又はこの約款が効力を失った場合

8　前各号の他、保全を必要とする相当の事由があり、当社が期限利益喪失を通告した場合

（準拠法）

第12条　この約款は日本法に準拠し、これによって解釈されるものとします。

（合意管轄）

第13条　お客様と当社との間の外国為替取引に関する訴訟・調停については、取扱部店の所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を以て管轄裁判所と致します。

（約款の変更）

第14条　この約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

附　則

この約款は、2020年4月1日より適用されます。

以　上

特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款

第１章　総則

1.（約款の趣旨）

この約款は、お客様が大和証券株式会社（以下、「当社」という。）に設定する租税特別措置法第37条の11の3第1項及び第2項に規定する特定口座及び、同法第37条の11の6に規定する特定口座（特定口座源泉徴収選択届出書の提出があった場合の特定口座（以下、「源泉徴収選択口座」という。）に限る。）における上場株式配当等の受領について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

（2）　特定口座に関するお取引は、関係法令等及びこの約款に定めがある場合を除き、「大和証券総合取引約款」等他の約款の定めるところによるものとします。

第２章　特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等

2.（特定口座の開設）

お客様が当社に特定口座の設定を申込むに当たっては、あらかじめ、当社に対し、特定口座開設届出書を提出しなければなりません。

（2）　お客様が特定口座内保管上場株式等（租税特別措置法第37条の11の3第1項に規定されるものをいい、特定公社債等を含む。以下同じ。）の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引及び発行日決済取引（以下、「信用取引等」という。）に係る差金決済による所得について源泉徴収を選択される場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択届出書を提出しなければなりません。また、当該特定口座源泉徴収選択届出書が提出された年の翌年以後の特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済については、お客様から源泉徴収を選択しない旨の申出がない限り、当該特定口座源泉徴収選択届出書の提出があったものとみなします。

（3）　租税特別措置法その他法令により認められる場合を除き、お客様は当社に複数の特定口座を開設することはできません。

3.（特定保管勘定における保管の委託等）

特定口座に係る上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下、「保管の委託等」という。）は特定保管勘定（当該特定口座に保管の委託等が行われる上場株式等について、当該保管の委託等に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。）において行います。

4.（特定信用取引等勘定における処理）

信用取引等による上場株式等の譲渡又は当該信用取引等の決済のために行う上場株式等の譲渡については、特定口座に設けられた特定信用取引等勘定（特定口座において処理される上場株式等の信用取引等につき、当該信用取引等の処理に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいう。以下、同じ。）において行います。

5.（特定口座と一般口座）

特定口座で受入れできない上場株式等又は当社が定める証券がある場合、お客様は別に総合取引口座を開設することが必要となる場合があります。この場合、一方の口座を特定口座とし、他の口座を一般口座とします。

（2）　特定口座と一般口座のお届出印は同一印とさせて頂きます。

（3）　特定口座と一般口座のお取引コースは同一とさせて頂きます。

（4）　お客様が特定口座において特定信用取引等勘定を設ける場合には、特定口座が開設され、特定保管勘定が設けられていること及び信用取引口座設定約諾書又は発行日決済取引の委託についての約諾書が締結されていることが

必須となります。

(5)　お客様が特定口座の開設申込を行う際、既に信用取引口座設定約諾書若しくは発行日決済取引の委託についての約諾書を締結している場合、又は新たに信用取引口座設定約諾書若しくは発行日決済取引の委託についての約諾書を締結する場合には、特定信用取引等勘定を同時に開設することを必須とします。

(6)　お客様が締結した信用取引口座設定約諾書は、特定口座と一般口座の双方に適用されます。

(7)　お客様は特定口座と一般口座の両口座で同一銘柄を保有する場合に、正しく名寄せされないことに基因して発生する事柄につき了解しているものとします。なお、当該事例としては、例えば次の事柄が発生するおそれがあります。

①　単独株主権、少数株主権の確保ができない場合があること

②　発行会社に対する株主としての継続性が失われる場合があること

③　株主の議決権や新株予約権が過少に処理される場合があること

6.（特定口座を通じた取引）

お客様が当社との間で行う取引に関しては、特に申出がない限り、当社が定める取引を除くすべての取引に関して原則特定口座を通じて行います。

(2)　前項にかかわらず、国内公募株式投資信託（非上場）についての特定口座での買付けは、当該特定口座で国内公募株式投資信託（非上場）の特定口座計算対象外残高を管理している場合は、同一銘柄の買付け残高については特定口座計算対象外残高となります。

(3)　特定口座での売却は、当該特定口座で同一銘柄の上場株式等の特定口座計算対象残高と対象外残高を管理している場合は、特定口座計算対象残高からの売却とします。

(4)　特定口座を通じたその他の取引も当社所定の方法により行うこととします。

7.（特定口座と一般口座との間の金銭振替）

同一のお客様の特定口座と一般口座との間の金銭振替については、原則として金銭振替を行う前営業日までにお客様が金銭振替の指示を行った場合には、お客様からの署名、捺印等による申出を特に必要とせずにお客様の指示により行うことができるものとします。但し、当該金銭振替は、当社が別途定める場合に該当すると当社が認めた場合に行うことができるものとします。

8.（特定口座と一般口座との間の証券振替）

同一のお客様の特定口座から一般口座への証券振替については、振替後に速やかに売却注文を行う又は当社が一般口座への振替を必要と定める特定口座対象外残高の振替を行う場合には、お客様からの署名、捺印等による申出を特に必要とせずにお客様からの指示により、次の各号の証券の振替を行うことができるものとします。但し、当該証券振替は当社が別途定める方法により行うこととします。また、権利確定日前等で当社が別途定める日に該当する場合は、当該証券振替は行えません。

①「社債、株式等の振替に関する法律」に基づく振替決済制度において取扱う有価証券（以下、「振替証券」という。）等で特定口座に受入れできないもの

②　税制優遇措置等を受ける対象となる上場株式等で振替証券等

③　当社が特に認めた証券

(2)　前項各号に係る証券振替後の売却は、次の各号の通りとします。

①　前項第一号及び第二号に係る証券の証券振替後の売却は、当該振替日の翌営業日以降に可能であること

②　前項第三号に係る証券の証券振替後の売却は、当社が定める営業日以降に可能であること

(3)　上場株式等を現渡しする場合には、お客様からの署名、捺印等による申出を特に必要とせずにお客様からの指示により、同一のお客様の特定口座と一般口座との間で当該上場株式等を振替えることができるものとします。

9.（所得金額等の計算）

特定口座における上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済による所得金額の計算は、関係法令等の定めに基づき行います。

10.（削除）

11.（源泉徴収）

お客様が特定口座源泉徴収選択届出書を提出し、特定口座における源泉徴収を選択される場合は、租税特別措置法第37条の11の4、地方税法第71条の51及びその他関係法令の規定に基づき源泉徴収を行います。

12.（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）

当社はお客様の特定保管勘定においては以下の上場株式等のみ（租税特別措置法第29条の2第1項の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除く。）を受入れます。

①　特定口座の開設後に、当社への買付の委託により取得又は当社から取得をした上場株式等（募集を含む）で、その取得後直ちに特定口座に受入れる上場株式等

②　当社以外の金融商品取引業者等に開設されているお客様の特定口座に受入れられている特定保管内上場株式等の全部又は一部を所定の方法により当社の当該お客様の特定口座に移管することにより受入れる上場株式等

③　当社に開設された特定口座に設けられた特定信用取引等勘定において行った信用取引等により買付けた上場株式等のうち、その受渡の際に、特定保管勘定への振替の方法により受入れる上場株式等

④　お客様が贈与、相続（限定承認に係るものを除く。）又は遺贈（包括遺贈のうち、限定承認に係るものを除く。）により取得した上場株式等で、当該贈与をした者、当該相続に係る被相続人又は当該遺贈をした者が当社又は他の金融商品取引業者等に開設し保管の委託等をしていた口座から、法令の規定に基づき当社に開設されたお客様の特定口座に移管することにより受入れるもの

⑤　特定口座内保管上場株式等につき、株式又は投資信託若しくは特定受益証券発行信託の受益権の分割又は併合、株式無償割当て、新株予約権無償割当て又は投資信託及び投資法人に関する法律第88条の13に規定する新投資口予約権無償割当て、発行法人の合併又は分割、株式交換、株式移転により取得する上場株式等（合併親法人株式、分割承継親法人、株式交換完全親法人の親法人の株式、株式移転完全親法人の株式、又は新たな投資信託の受益権等を含む。）で特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

⑥　特定口座内保管上場株式等につき、取得請求権付株式の請求権の行使、取得条項付株式の取得事由の発生、全部取得条項付種類株式の取得決議又は取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債の取得事由の発生、特定口座内保管上場株式等に付された新株予約権若しくは株式の割当を受ける権利の行使、上場株式等償還特約付社債の償還、有価証券オプション取引による権利の行使又は義務の履行により取得する上場株式等で、特定口座への受入れを、保管の委託等をする方法により行われるもの

⑦　下記25.（出国口座等）により開設された出国口座において保管されている上場株式等で、お客様からの「出国口座内保管上場株式等依頼書」の提出により当該出国口座から特定口座への移管によりそのすべてを受入れるもの

⑧　当社で開設している特定口座に係る特定口座内保管上場株式等を当社に貸し付けた場合における当該貸付契約に基づき返還される上場株式等で、特定口座への受入れを振替口座簿に記載又は記録をする方法により行われるもの

⑨　お客様が有する上場株式等以外の株式等で、その株式等の上場等の日の前日において当該上場株式等と同一銘柄の株式等のすべてを、その上場等の日に特定口座に受入れるもの

⑩　保険会社の相互会社から株式会社への組織変更によりお客様が割当てを受ける株式においてその割当てを受ける株式のすべてを当該株式の上場等の日に、又はその割当てを特別口座に受けた株式を移管により、特定口座に受入れるもの

⑪　お客様が締結した持株会契約等に基づき開設された持株会等口座又は株式付与信託契約にて取得した上場株式等の特定口座への受入れについて、当該持株会等口座又は当該株式付与信託契約の受託者口座から当該特定口座への振替の方法により行うもの

⑫　当社に開設された非課税口座に設けられた非課税管理勘定又は未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定並びに課税未成年者口座である特定口座に係る上場株式等を移管により、特定口座へ受入れるもの

⑬　前各号のほか租税特別措置法施行令第25条の10の2第14項に基づき定められる上場株式等

13.（譲渡の方法）

特定保管勘定において保管の委託がされている上場株式等の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法又は上場株式等を発行した法人に対して会社法第192条第1項の規定に基づいて行われる単元未満株式の譲渡等当社を経由する方法のほか政令で定める方法のいずれかにより行います。

14.（特定口座内保管上場株式等の払出しに関する通知）

特定口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、当該払出しをした当該上場株式等の関係法令等に定めるところにより計算した金額、取得の日及び当該取得日に係る数等を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

15.（特定口座内保管上場株式等の移管）

当社は、12.（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）②に規定する移管は、関係法令等の定めるところにより行います。

16.（贈与、相続又は遺贈による特定口座への受入）

当社は、12.（特定口座に受入れる上場株式等の範囲）④に規定する上場株式等の移管による受入れは、関係法令等の定めるところにより行います。

17.（年間取引報告書の送付）

当社は、関係法令等に定めるところにより、特定口座年間取引報告書を、翌年1月31日までに、お客様に交付いたします。

18.（当社における権利の処理）

（1）　国内上場株式等に関する株主割当増資等の権利の処理及びこれに伴う簿価再計算は、権利の取得の日から相当の期間を経た後に行われます。

（2）　外国証券に関する株式分割、株式無償割当、減資、合併又は株式交換等（以下、「株式分割等」という。）の権利の処理及びこれに伴う簿価再計算は、本邦以外の国又は地域の有価証券市場における株式分割等の権利の取得の日から相当の期間を経た後に行われます。

（3）　上記（1）、（2）において権利の処理を行った国内上場株式等及び外国証券の売却を、当社における権利の処理及びこれに伴う簿価再計算を行う前に行うか、その後に行うかにより、所得金額等の計算に相当の差異（売却毎の所得金額等の計算の偏り）が生じる場合があります。

第３章　特定口座に係る上場株式配当等受領委任

19.（源泉徴収選択口座への配当の受入）

お客様が租税特別措置法第37条の11の6第1項に規定する上場株式等の配当等（特定公社債等の利子等を含む。以下同じ。）について、源泉徴収選択口座内に設けられた下記22.（特定上場株式配当等勘定における処理）に規定する特定上場株式配当等勘定への受入れ及び譲渡損失との損益通算を希望する場合には、あらかじめ、当社に対し、特定口座源泉徴収選択口座届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しなければなりません。

（2）　お客様が当社に対し、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出した年の翌年以後の上場株式等の配当等については、お客様から当該所得金額の損益通算を希望しない旨の申出がない限り、源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書の提出があったものとみなします。

20.（源泉徴収選択口座への配当の受入終了）

源泉徴収選択口座を開設しているお客様が、上場株式等の配当等について、特定上場株式配当等勘定への受入れ及び譲渡損失との損益通算を希望しない場合には、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済について源泉徴収しない旨を選択した特定口座源泉徴収選択変更届出書及び租税特別措置法第37条11の6第3項に規定する上場株式等の配当等の特定上場株式配当等勘定への受入れをとりやめる旨を記載した源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただきます。

（2）　源泉徴収選択口座を開設しているお客様が、特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済について源泉徴収を選択しない場合についても、前項と同様に特定口座源泉徴収選択変更届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入終了届出書を提出していただきます。

（3）　お客様が当社に対して特定口座源泉徴収選択届出書及び源泉徴収選択口座内配当等受入開始届出書を提出しており、その年に交付を受けた特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済又は上場株式等の配当等が特定保管勘定及び特定信用取引等勘定又は特定上場株式配当等勘定にて処理されている場合には、その年最初に当該上場株式等の譲渡又は特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済若しくは上場株式等の配当等の支払が確定した日以降、お客様は、当該年に特定口座内保管上場株式等の譲渡及び特定口座において処理される上場株式等の信用取引等に係る差金決済について源泉徴収を選択しない旨及び上場株式等の配当等の受入終了の申出を行うことはできません。

21.（源泉徴収選択口座に受入れる上場株式等の配当等の範囲）

当社はお客様の源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定においては、次に掲げる配当等のうち上場株式等の配当等（租税特別措置法第8条の4第1項に規定にする上場株式等の配当等をいう。）に該当するもの（当該源泉徴収選択口座が開設されている当社の営業所に保管の委託等がされている上場株式等に係るものに限る。）で当社により所得税が徴収されるべきもののみを受入れます。

①　租税特別措置法第3条の3第2項に規定する国外公社債等（国外一般公社債等除く。）の利子等

②　租税特別措置法第8条の3第2項第2号に掲げる国外投資信託等（私募を除く。）の配当等

③　租税特別措置法第9条の2第1項に規定する国外株式の配当等

④　租税特別措置法第9条の3の2第1項に規定する上場株式等の配当等

（2）　当社が支払の取扱いをする前項の上場株式等の配当等のうち、当社が当該上場株式等の配当等をその支払をする者から受け取った後直ちにお客様に交付するもの（ダイワSMA口座、ダイワファンドラップ口座等、当社が特に認めた同一のお客様の別の口座に交付するものを含む。）を、その交付の際に当該源泉徴収選択口座に設けられた特定上場株式配当等勘定に受入れます。

22.（特定上場株式配当等勘定における処理）

源泉徴収選択口座において交付を受ける上場株式等の配当等については、源泉徴収選択口座内に設けられた特定上場株式配当等勘定（上場株式等の配当等に関する記録を他の上場株式等の配当等に関する記録と区分して行うための勘定）において行います。

23.（配当所得金額等の計算）

特定口座源泉徴収選択口座内配当等にかかる所得計算は、租税特別措置法第37条の11の6第6項、関係法令等の定めに基づき行います。

なお、所得計算の結果、上場株式等の配当等の源泉徴収した額に還付すべき額が生じた場合には、租税特別措置法第37条の11の6及びその他関係法令に基づきお客様へ還付を行います。

第４章　雑則

24.（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

① お客様が当社に対して特定口座廃止届出書を提出したとき

② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

③ 特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

25.（出国口座等）

お客様が出国する場合、関係法令等の定めに基づき、当社の出国をする前の特定口座である出国前特定口座に係る特定口座内保管上場株式等のすべてにつき、当社の出国をした後の口座である出国口座において引続き保管の委託等をし、かつ、帰国後再び開設する当社の特定口座に保管の委託等をすることを希望する場合は、出国をする日までに特定口座継続適用届出書を当社に提出し、かつ、帰国後に特定口座開設届出書と出国口座内保管上場株式等移管依頼書を当社に提出することが必要です。

26.（特定口座内公社債の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定口座内公社債等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定口座内公社債等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、申込者に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、当該特定口座内公社債等に係る1単位当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。なお、その価値喪失の金額は、特定口座における上場株式等の譲渡損益の計算には含まれません。

27.（通知の効力）

お客様あて、当社によりなされたこの契約に基づく全ての口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

28.（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

29.（平成28年1月1日以前に開設した特定口座の取扱い）

平成27年12月31日以前に発行され上場株式等に該当する公社債等（国内外の特定公社債又は公募公社債投資信託等）を保有されているお客様が、平成28年1月1日において特定口座を開設している場合、特段のお申し出がない限り、以下の事項につきご同意いただいたものとして取り扱います。

①平成28年1月1日に当社にて取得価額等の確認可能な当該公社債等については、当社はお客様から特定口座への受け入れのご依頼をいただいたものとして、当該取得価額等にて特定口座に受け入れる手続きを行うこと。

②前号において、当社はあらかじめお客様に当該取得価額等の情報を通知するものとし、お客様は当該取得価額等を確認いただくこと。

③お客様が上記5．に記載する一般口座を開設されており、当該公社債等が当該口座にある場合において、一般口座から振替を行い、特定口座へ受け入れること。

(2) 当社にて取得価額等の確認が行えず、特定口座に受け入れができない公社債等がある場合、平成28年1月1日から同年12月31日までに取得価額等の確認書類をご提出のうえ所定の手続きにより特定口座への受け入れができます。

附　則

この約款は、2021年12月4日より適用されます。

以　上

特定口座に係る上場株式等保管委託及び上場株式等信用取引等約款

特定管理口座約款

1.（約款の趣旨）

この約款は、お客様が大和証券株式会社（以下、「当社」という。）に設定する租税特別措置法第37条の11の2第1項に規定する特定管理口座について、お客様と当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

（2） 特定管理口座に関するお取引は、関係法令等及びこの約款に定めがある場合を除き、「大和証券総合取引約款」等他の約款の定めるところによるものとします。

2.（特定管理口座の開設）

当社に特定口座を開設しているお客様が特定管理口座の設定を申込むに当たっては、当社に対し特定管理口座開設届出書を提出しなければなりません。

3.（特定管理口座における保管の委託等）

当社に特定管理口座が開設されている場合、当社に開設されている特定口座で特定口座内保管上場株式等として管理されていた内国法人の株式又は公社債が上場株式等に該当しないこととなった場合の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託（以下「保管の委託等」という。）は、当該特定口座からの移管により、上場株式等に該当しないこととなった日以後引続き当該特定管理口座において行います。

4.（譲渡の方法）

特定管理口座において保管の委託等がされている内国法人の株式又は公社債（以下、「特定管理株式等」という。）の譲渡については、当社への売委託による方法、当社に対してする方法により行います。

（2） 前項の規定にかかわらず、お客様が、当社に対して、特定管理株式等の売委託の注文または当社に対する買取りの注文を出すことができない場合があります。

（3） 前項の規定により、お客様が当社に対して特定管理株式等に係る注文を当社に対して出すことができない場合には、お客様が特定管理株式等を譲渡される前に、当該特定管理株式等を特定管理口座から払出すことといたします。

5.（特定管理株式等の譲渡、払出しに関する通知）

特定管理口座において特定管理株式等の譲渡、全部又は一部の払出しがあった場合には、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより、当該譲渡又は払出しをした当該特定管理株式等に関する一定の事項を書面又は電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により通知いたします。

6.（特定管理株式等の価値喪失に関する事実確認書類の交付）

特定管理口座で管理している特定管理株式等の発行会社について清算結了等の一定の事実が発生し、当該特定管理株式等の価値が失われた場合に該当したときには、当社は、お客様に対し、関係法令等に定めるところにより価値喪失株式等の銘柄、価値喪失株式等に係る1株当たりの金額に相当する金額などを記載した確認書類を交付いたします。

7.（契約の解除）

次の各号の一に該当したときは、この契約は解除されます。

① お客様が当社に対して関係法令等に規定する特定口座廃止届出書を提出したとき

② お客様が出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合に、関係法令等の定めに基づき特定口座廃止届出書の提出があったものとみなされたとき

③ 特定口座開設者死亡届出書の提出があり相続・遺贈の手続きが完了したとき

（2） 前項の規定にかかわらず、前項第1号の事由が生じたときに、当社に開設されている特定管理口座において特定管理株式等の保管の委託等がされている場合、当該特定管理口座の全ての銘柄について、譲渡、払出し又は価値喪失があったときに、特定管理口座の廃止を行います。

8.（通知の効力）

お客様あて、当社によりなされたこの契約に基づく全ての口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

9.（約款の変更）

この約款は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

附　則

この約款は、2020年4月1日より適用されます。

以　上

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款

第１章　総　　則

（約款の趣旨）

第１条　この約款は、お客様（本約款に基づいて開設する口座の口座名義人を指します。）が租税特別措置法第９条の８に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座並びに、同法第９条の９に規定する配当所得の非課税及び同法第37条の14の２に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために当社に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座について、当社との権利義務関係を明確にするための取決めです。

２．　お客様と当社との間における、各サービス、取引等の内容や権利義務に関する事項は、この約款に定めがある場合を除き、「大和証券総合取引約款」その他の当社が定める契約条項及び租税特別措置法その他の法令によります。

第２章　非課税口座の管理

（非課税口座開設届出書等の提出等）

第２条　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、当社に対して租税特別措置法その他の法令で定める次の各号の書類を、それぞれに掲げる期間に、当社での受付及び所定の手続が完了するよう当社の定める方法にて提出していただく必要があります。

①　「非課税口座開設届出書」等
　勘定設定期間の開始の日の属する年の前年10月１日から当該勘定設定期間の終了の日の属する年の９月30日までの間

②　「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」等
　非課税口座を再開設しようとする年（以下、「再開設年」といいます。）又は非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定若しくは特定非課税管理勘定を再設定しようとする年（以下、「再設定年」といいます。）の前年10月１日から再開設年又は再設定年の９月30日までの間。なお、「非課税口座廃止通知書」が提出される場合において、当該廃止通知書の交付の基因となった非課税口座において、当該非課税口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当該非課税口座を廃止した日から同日の属する年の９月30日までの間は当該廃止通知書を受理することができません。

２．「非課税口座開設届出書」等について、同一の勘定設定期間に異なる証券会社又は金融機関へ重複して提出することはできません。

３．　お客様が非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には、租税特別措置法第37条の14第16項に規定する「非課税口座廃止届出書」を提出してください。

４．　当社が「非課税口座廃止届出書」の提出を受けた場合で、当社での受付手続が完了した日において次の各号に該当するとき、当社は所定の手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第37条の14第５項第10号に規定する「非課税口座廃止通知書」を交付します。

①　１月１日から９月30日までの間に受付手続が完了した場合
　非課税口座に同日の属する年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられていたとき

②　10月１日から12月31日までの間に受付手続が完了した場合
　非課税口座に同日の属する年分の翌年分の非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定が設けられることとなっていたとき

５．　お客様が当社の非課税口座に設けられるべき非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を他の証券会社若しくは金融機関に設けようとする場合は、非課税口座に当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が設けられる日の属する年（以下、「設定年」といいます。）の前年10月１日から設定年の９月30日までの間に当社での受付手続が完了するよう、租税特別措置法第37条の14第13項に規定する「金融商品取引業者等変更届出書」（以下、「変更届出書」といいます。）を提出してください。なお、当該変更届出書が提出される日以前に、設定年分の非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定に上場株式等の受入れが行われていた場合には、当社は当該変更届出書を受け付けることができません。

６．　当社は、「変更届出書」の受付手続が完了したときに非課税口座に設定年に係る非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定が既に設けられている場合には、当該非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定を廃止します。

７．　当社は、「変更届出書」の提出を受け所定の手続が完了した後、速やかにお客様に租税特別措置法第37条の14第５項第９号に規定する「勘定廃止通知書」を交付します。

８．　第３項、第５項に基づきお客様が提出された「非課税口座廃止届出書」、「変更届出書」について、当社での受付及び所定の手続が９月30日までに完了した場合であっても、当社での手続の関係その他の事由により、第４項第１号の「非課税口座廃止通知書」、第７項の「勘定廃止通知書」のお客様への交付が10月１日以降となる場合があります。

（非課税管理勘定の設定）

第３条　非課税口座に係る非課税の特例を受けるための非課税管理勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法等に定める上場株式等をいいます。以下同じ。）につき、当該記録若しくは記載又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2014年から2023年までの各年（累積投資勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第２条の「非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載の非課税管理勘定の勘定設定期間においてのみ設けられます。

２．　前項の非課税管理勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への非課税管理勘定の設定ができる旨等の提供があった日（非課税管理勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同１月１日）において設けられます。

（累積投資勘定の設定）

第３条の２　非課税口座に係る非課税の特例を受けるための累積投資勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定で、2018年から2023年までの各年（非課税管理勘定が設けられる年を除きます。）に設けられるものをいいます。以下同じ。）は、第２条の「非課税口座開設届出書」、「非課税適用確認書」、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」に記載の累積投資勘定の勘定

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款

設定期間においてのみ設けられます。

2. 前項の累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（「非課税口座開設届出書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（設定しようとする累積投資勘定に係る年分の１月１日前に提供があった場合には、同１月１日）において設けられます。

（累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

第３条の３ 当社は、お客様から提出を受けた第２条第１項の「非課税口座開設届出書」等（「非課税口座開設届出書」等の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、租税特別措置法その他の法令に定める氏名及び住所と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後５年を経過した日ごとの日をいいます。）から１年を経過する日までの間（以下、この条において「確認期間」といいます。）に、租税特別措置法等により定める方法により、確認します。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該１年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第１項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

（特定累積投資勘定の設定）

第３条の４ 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定累積投資勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は2024年以後の各年（以下、この条において「勘定設定期間内の各年」といいます。）において設けられます。

2. 前項の特定累積投資勘定は、当該勘定設定期間内の各年の１月１日（非課税口座開設届出書が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日）において設けられ、「非課税口座廃止通知書」又は「勘定廃止通知書」が提出された場合は、所轄税務署長から当社にお客様の非課税口座の開設又は非課税口座への特定累積投資勘定の設定ができる旨等の提供があった日（特定累積投資勘定を設定しようとする年の１月１日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

（特定累積投資勘定を設定した場合の所在地確認）

第３条の５ 当社は、お客様から提出を受けた第２条第１項の「非課税口座開設届出書」等（「非課税口座開設届出書」等の提出後に氏名又は住所の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出があった場合には、当該「非課税口座異動届出書」をいいます。）に記載又は記録されたお客様の氏名及び住所が、租税特別措置法その他の法令に定める氏名及び住所と同じであることを、基準経過日（お客様が初めて非課税口座に累積投資勘定を設けた日から10年を経過した日及び同日の翌日以後５年を経過した日ごとの日をいいます。）から１年を経過する日までの間（以下、この条において「確認期間」といいます。）に、租税特別措置法等により定める方法により、確認します。ただし、当該確認期間内にお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合及び「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様から、出国をした日から当該１年を経過する日までの間に「（非課税口座）帰国届出書」の提出を受けなかった場合を除きます。

2. 前項の場合において、確認期間内にお客様の基準経過日における氏名及び住所が確認できなかった場合（第１項ただし書の規定の適用があるお客様を除きます。）には、当該確認期間の終了の日の翌日以後、お客様の非課税口座に係る累積投資勘定に上場株式等の受入れを行うことはできなくなります。ただし、同日以後、前項各号のいずれかの方法によりお客様の氏名及び住所を確認できた場合又はお客様から氏名、住所又は個人番号の変更に係る「非課税口座異動届出書」の提出を受けた場合には、その該当することとなった日以後は、この限りではありません。

（特定非課税管理勘定の設定）

第３条の６ 非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるための特定非課税管理勘定（この契約に基づき当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は第３条の４特定累積投資勘定と同時に設けられます。

（非課税管理勘定、累積投資勘定、特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定における処理）

第４条 非課税上場株式等管理契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税管理勘定において処理します。

2. 同一銘柄であっても、当社株式累積投資口名義にて管理する単元未満株式等については、お客様の振替口座簿への記載又は記録される上場株式等とは区分して勘定種類毎に当社に備える帳簿等にてそれぞれ管理します。

3. 非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた累積投資勘定において処理します。

4. 特定非課税累積投資契約に基づいた上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、非課税口座に設けられた特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において処理いたします。

（非課税口座に受け入れる上場株式等の上限額）

第５条 非課税口座に設けられた各年分の非課税管理勘定又は累積投資勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額は租税特別措置法その他の法令に定める金額（附則に定める本約款の適用日時点では、非課税管理勘定においては120万円、累積投資勘定においては40万円、特定累積投資勘定においては120万円、特定非課税管理勘定においては240万円）を上限とします（以下、「非課税口座の上限額」といいます。）。

2. 前項に定める非課税口座の上限額は、租税特別措置法その他の法令の変更に伴い変更される場合があります。

（非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第６条 当社は、お客様の非課税口座に設けられた非課税管理勘定においては、租税特別措置法等に規定する次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所に係る振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰

国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの及び租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、第 3 条第 2 項に基づき非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が非課税口座の上限額（②により受け入れた上場株式等がある場合には、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額をいいます。）を超えないもの

イ 非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます 。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う有価証券の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもの

ロ 他年分非課税管理勘定（当該非課税管理勘定を設けた当社非課税口座に係る他の年分の非課税管理勘定又は当該非課税口座が開設されている当社の営業所に開設された未成年者口座に設けられた非課税管理勘定をいいます。）から租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 10 項各号の規定に基づき移管がされる上場株式等（②に掲げるものを除きます。）

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 11 項により読み替えて準用する同条第 10 項各号の規定に基づき、他年分非課税管理勘定から当該他年分非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過した日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等

③ 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する上場株式等

（累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第 6 条の 2 当社は、お客様の非課税口座に設けられた累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 第 3 条の 2 第 2 項に基づき累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が非課税口座の上限額を超えないもの

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 22 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等

（特定累積投資勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第 6 条の 3 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定累積投資勘定においては、お客様が当社と締結した累積投資契約に基づいて取得した次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第1項第2号イ及びロに掲げる上場株式等のうち、定期的に継続して取得することにより個人の財産形成が促進されるものとして、当該上場株式等（公社債投資信託以外の証券投資信託）に係る委託者指図型投資信託約款（外国投資信託の場合には、委託者指図型投資信託約款に類する書類）において租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項各号の定めがあり、かつ、内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める要件を満たすものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 第 3 条の 4 第 2 項に基づき特定累積投資勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 120 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定累積投資勘定に受け入れた場合に、当該合計額、同年において特定非課税管理勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額（特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,800 万円を超えることとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 29 項において準用する同条第 12 項第 1 号、第 4 号及び第 11 号に規定する上場株式等

（特定非課税管理勘定に受け入れる上場株式等の範囲）

第 6 条の 4 当社は、お客様の非課税口座に設けられた特定非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（当該非課税口座が開設されている当社の営業所にかかる振替口座簿に記載若しくは記録がされ、又は当該営業所に保管の委託がされるものに限り、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国した日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に取得をした上場株式等で①、②に掲げるもの、租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の適用を受けて取得をした同項に規定する特定新株予約権に係る上場株式等及び第 2 項に掲げるものを除きます。）のみを受け入れます。

① 特定非課税管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに非課税口座に受け入れられるもので、受け入れた上場株式等の取得対価の額（購入した上場株式等についてはその購入の代価をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいいます。）の合計額が 240 万円を超えないもの（当該上場株式等を当該特定非課税管理勘定に受け入れた場合において、次に掲げる場合に該当することとなるときにおける当該上場株式等を除く。）

イ 当該合計額及び特定非課税管理勘定基準額（特定非課税管理勘定に前年に受け入れている上場株式等の購入の代価の額等をいう。）の合計額が 1,200 万円を超える場合

ロ 当該期間内の取得対価の合計額、その年において特定累積投資勘定に受け入れている買付けの委託等により取得した上場株式等の取

得対価の額の合計額及び特定累積投資勘定基準額の合計額が 1,800 万円を超える場合

② 租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 31 項において準用する同条第 12 項各号に規定する上場株式等

2. 特定非課税管理勘定には、次の各号に定める上場株式等を受け入れることができません。

① その上場株式等が上場されている金融商品取引法第 2 条第 16 項に規定する金融商品取引所の定める規則に基づき、当該金融商品取引所への上場を廃止することが決定された銘柄又は上場を廃止するおそれがある銘柄として指定されているもの

② 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権、投資信託および投資法人に関する法律第 2 条第 14 項に規定する投資口又は特定受益証券発行信託の受益権で、同法第 4 条第 1 項に規定する委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）、同法第 67 条第 1 項に規定する規約（外国投資法人の社員の地位である場合には、当該規約に類する書類）又は信託法第 3 条第 1 号に規定する信託契約において法人税法第 61 条の 5 第 1 項に規定するデリバティブ取引に係る権利に対する投資（租税特別措置法第 25 条の 13 第 15 項第 2 号に規定する目的によるものを除きます。）として運用を行うこととされていることその他の内閣総理大臣が財務大臣と協議して定める事項が定められているもの

③ 公社債投資信託以外の証券投資信託の受益権で委託者指図型投資信託約款（外国投資信託である場合には、当該委託者指図型投資信託約款に類する書類）に租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 15 項第 1 号及び第 3 号の定めがあるもの以外のもの

（譲渡の方法）

第 7 条 非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

2. 累積投資勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法並びに租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

3. 特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は当社への売委託による方法、当社に対して譲渡する方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について、同項に規定する請求を当社の営業所を経由して行う方法又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡にかかる金銭及び金銭以外の資産の交付が当社の営業所を経由して行われる方法のいずれかの方法により行います。

（非課税口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第 8 条 非課税口座から上場株式等の全部又は一部の払出しがあった場合（第 6 条第 2 号により取得する上場株式等で非課税口座に受け入れなかったものであって、非課税口座に受け入れた後直ちに当該非課税口座から払い出されたものとみなされるものを含みます。）には、当社は、お客様に対し、当該払出しがあった上場株式等の租税特別措置法第 37 条の 14 第 4 項に規定する払出し時の金額及び数、その払出しに係る同項各号に掲げる事由及びその事由が生じた日等を書面又は「取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定」に基づいて行う電子交付により通知します。

ただし、非課税口座内上場株式等が特定口座に払い出される場合及び第 6 条第 1 号ロ及び第 2 号に規定する移管に係るもの、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 12 項各号に規定する事由に係るものは、当社は、租税特別措置法施行令に基づき当該払出しに係る通知を省略することができるものとします。

（非課税管理勘定終了時の取扱い）

第 9 条 本約款に基づき非課税口座に設定した非課税管理勘定は、当該非課税管理勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 5 年を経過する日に終了します（第 2 条第 6 項により廃止した非課税管理勘定を除きます。）。

2. 前項の終了時点で、非課税管理勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に非課税管理勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から当社に対して第 6 条第 2 号の移管を行うその他必要事項を記載した「非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合　非課税口座に新たに設けられる非課税管理勘定への移管

② お客様から当社に対して租税特別措置法施行令第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に規定する「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合又は当社に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管

③ 前各号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管

（累積投資勘定終了時の取扱い）

第 9 条の 2 本約款に基づき非課税口座に設定した累積投資勘定は当該累積投資勘定を設けた日から同日の属する年の 1 月 1 日以降 20 年を経過する日に終了します（第 2 条第 6 項により廃止した累積投資勘定を除きます。）。

2. 前項の終了時点で、累積投資勘定に係る上場株式等は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定めるところにより取扱うものとします。なお、「（非課税口座）継続適用届出書」の提出をしたお客様が出国をした日から「（非課税口座）帰国届出書」の提出があった日までの間に累積投資勘定が終了した場合は、一般口座へ移管いたします。

① お客様から当社に対して租税特別措置法施行令 第 25 条の 13 第 8 項第 2 号に定める「特定口座以外の他の保管口座への非課税口座内上場株式等移管依頼書」の提出があった場合又は当社に特定口座を開設していない場合　一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合　特定口座への移管

（特定累積投資勘定での上場株式等の注文等について）

第 10 条 当社がお客様から「非課税口座開設届出書」の提出を受けた場合、当社は、当該届出書の提出を受けた日に非課税管理勘定、累積投資勘定又は特定累積投資勘定及び特定非課税管理勘定を非課税口座に設定いたしますが、当社においては、お客様から特定累積投資勘定での上場株式等の買付け等に係る注文等を受け付けないことといたします。

（特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から特定口座への払出しについて）

第 10 条の 2 お客様が特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定で保有する

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款

上場株式等を特定口座に移管しようとする場合には、当該移管しようとする上場株式等と同一銘柄については、特定累積投資勘定又は特定非課税管理勘定から全て移管先の特定口座に移管する必要があります。

（非課税口座取引である旨の明示）

第 11 条　お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を非課税口座に受け入れようとする場合には、当該取得に際し、当社に対して非課税口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。

なお、お客様から特にお申出がない場合は、特定口座又は一般口座による取引とさせていただきます（特定口座による取引は、お客様が特定口座を開設されている場合に限ります。）。

2.　お客様が非課税口座及び非課税口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、非課税口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。

（取得対価の額の合計額が非課税上限額を超える場合の取扱い）

第 12 条　お客様が当社に対し、非課税口座での上場株式等の取得に係る注文等を行い、当該注文等の約定の結果、当該非課税口座に係る非課税管理勘定内、累積投資勘定内、特定累積投資勘定内又は特定非課税管理勘定内に受け入れる上場株式等の取得対価の額の合計額が非課税口座の上限額を超える場合には、当社の定める方法により取扱います。

2.　前項の規定は、第 6 条第 1 号に掲げる上場株式等においても同様とします。

（非課税口座開設後に重複口座であることが判明した場合の取扱い）

第 13 条　お客様が当社に対して「非課税口座開設届出書」等を提出し、当社において非課税口座の開設をした後に、当該非課税口座が租税特別措置法第 37 条の 14 第 12 項の規定により非課税口座に該当しないこととなった場合、当該非課税口座に該当しない口座で行っていた取引については、その開設のときから特定口座（未開設の場合は一般口座）での取引として取扱わせていただきます。

（非課税口座に係るその他の細目）

第 13 条の 2　非課税口座に係るその他の細目は、当社所定の方法により行うこととします。

（契約の解除）

第 14 条　次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に非課税口座に関する契約は解除されます。

①　お客様から租税特別措置法第 37 条の 14 第 16 項に定める「非課税口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日

②　租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 1 号に定める「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した日から起算して 5 年を経過する日の属する年の 12 月 31 日までに租税特別措置法第 37 条の 14 第 24 項に定める「（非課税口座）帰国届出書」の提出をしなかった場合　　租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（5 年経過する日の属する年の 12 月 31 日）

③　租税特別措置法第 37 条の 14 第 22 項第 2 号に定める「出国届出書」の提出があった場合　当該「出国届出書」に記載する出国日までの間で当社が定める日

④　お客様が出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合（「（非課税口座）継続適用届出書」を提出した場合を除く）　租税特別措置法第 37 条の 14 第 26 項の規定により「非課税口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

⑤　お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます 。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 5 に定める「非課税口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　　当該非課税口座開設者が死亡した日

第 3 章　未成年者口座の管理

（未成年者口座開設届出書等の提出）

第 15 条　お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには 、当社に対して租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 1 号及び同条第 12 項に基づき「未成年者非課税適用確認書の交付申請書兼未成年者口座開設届出書」又は「未成年者口座開設届出書」及び「未成年者口座廃止通知書」等租税特別措置法その他の法令で定める書類を、当社の定める方法にて提出していただく必要があります。ただし、当該未成年者口座廃止通知書の交付の基因となった未成年者口座において当該未成年者口座を廃止した日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等を受け入れているときには、当該廃止した日から同日の属する年の 9 月 30 日までの間は、当該未成年者口座廃止通知書が添付された未成年者口座開設届出書を受理することはできません。

2.　当社では別途税務署より交付を受けた「未成年者非課税適用確認書」を受領し、当社にて保管します。

3.「未成年者非課税適用確認書の交付申請書 兼 未成年者口座開設届出書」、「未成年者口座開設届出書」又は租税特別措置法第 37 条の 14 第 6 項に規定する「非課税適用確認書の交付申請書」（当該申請書にあっては、お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年の前年 12 月 31 日までに提出されるものに限ります。）は、当社又は他の証券会社若しくは金融機関に重複して提出することはできません。

4.　お客様が未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けることをやめる場合には 、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項に規定する「未成年者口座廃止届出書」を提出してください。

5.　お客様がその年の 3 月 31 日において 18 歳である年（以下、「基準年」といいます。）の前年 12 月 31 日又は 2023 年 12 月 31 日のいずれか早い日までに、当社に対して「未成年者口座廃止届出書」を提出した場合又は課税未成年者口座から金銭その他の資産の払出を行ったこと等に伴い、租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 20 項の規定により「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた場合（租税特別措置法施行令所定の災害等事由による移管又は返還で同令所定の要件を満たす場合を除きます。）には、未成年者口座を設定したときから当該未成年者口座が廃止される日までの間にお客様が非課税で受領した配当等及び譲渡所得等について課税されます。

6.　当社が「未成年者口座廃止届出書」（お客様がその年 1 月 1 日において 17 歳である年の 9 月 30 日又は 2023 年 9 月 30 日のいずれか早い日までに提出がされたものに限り、1 月 1 日において 17 歳である年に提出されたものについては、提出日の属する年分の非課税管理勘定に既に上場株式等の受入れをしていた場合の「未成年者口座廃止届出書」を除きます。）の提出を受けた場合には、当社はお客様に租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項第 8 号に規定する「未成年者口座廃止通知書」を交付します。

（非課税管理勘定及び継続管理勘定の設定）

第 16 条　未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための非課税管理勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等（租税特別措置法第 37 条の 14 第 1 項各号に掲げるものをいいます。第 28 条から第 30 条、第 32 条及び第 39 条を除き、以下同じ。）（以下、「未成年者口座内上場株式等」といいます。）につき 、当該記載若しくは記録又は

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款

保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2016 年から 2023 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年及び出生した日の属する年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。

2. 前項の非課税管理勘定は、「未成年者非課税適用確認書」が年の中途において提出された場合における当該提出された日の属する年にあっては、その提出の日において設けられ、「未成年者口座廃止通知書」が提出された場合にあっては、所轄税務署長から当社にお客様の未成年者口座の開設ができる旨等の提供があった日（設定しようとする非課税管理勘定に係る年分の 1 月 1 日前に提供があった場合には、同日）において設けられます。

3. 未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるための継続管理勘定（当該口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等につき、当該記載若しくは記録又は保管の委託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）は、2024 年から 2028 年までの各年（お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳未満である年に限ります。）の 1 月 1 日に設けられます。

（非課税管理勘定及び継続管理勘定における処理）

第 17 条 未成年者口座における上場株式等の振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託は、当該記載若しくは記録又は保管の委託に係る口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定において処理します。

2. 同一銘柄であっても、当社株式累積投資口名義にて管理する単元未満株式等については、お客様の振替口座簿への記載又は記録される上場株式等とは区分して各年分の非課税管理勘定毎に当社に備える帳簿等にてそれぞれ管理します。

（未成年者口座に受け入れる上場株式等の上限額）

第 18 条 未成年者口座に設けられた各年分の非課税管理勘定に受け入れることができる上場株式等の取得対価の合計額は 80 万円を上限とします（以下、「未成年者口座の上限額」といいます。）。

2. 前項に定める未成年者口座の上限額は、租税特別措置法その他の法令の変更に伴い変更される場合があります。

（未成年者口座に受け入れる上場株式等の範囲）

第 19 条 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定においては、次に掲げる上場株式等（租税特別措置法第 29 条の 2 第 1 項本文の規定の適用を受けて取得した同項に規定する特定新株予約権等に係る上場株式等を除きます。）のみを受け入れます。

① 次に掲げる上場株式等で、受入期間内に受け入れた上場株式等の取得対価の額（イの場合、購入した上場株式等についてはその購入の代価の額をいい、払込みにより取得をした上場株式等についてはその払い込んだ金額をいい、ロの場合、当該未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定からの移管により受け入れた上場株式等についてはその移管に係る払出し時の金額をいいます。）の合計額が未成年者口座の上限額（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

イ 受入期間内に当社への買付けの委託（当該買付けの委託の媒介、取次ぎ又は代理を含みます。）により取得をした上場株式等、当社から取得をした上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集（金融商品取引法第 2 条第 3 項に規定する有価証券の募集に該当するものに限ります。）により取得をした上場株式等で、その取得後直ちに当該未成年者口座に受け入れられるもの

ロ 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、租税特別措置法施行規則第 18 条の 15 の 10 第 3 項第 1 号に規定する「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等（②の掲げるものを除きます。）

② 非課税管理勘定を設けた未成年者口座に係る他の年分の非課税管理勘定から、当該他の年分の非課税管理勘定が設けられた日の属する年の 1 月 1 日から 5 年を経過する日（以下「5 年経過日」といいます。）の翌日に、同日に設けられる非課税管理勘定に移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等

③ その他租税特別措置法施行令に規定する上場株式等

2. 当社は、お客様の未成年者口座に設けられた継続管理勘定においては、次に掲げる上場株式等のみを受け入れます。

① 当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられた日から同日の属する年の 12 月 31 日までの間に、当該継続管理勘定を設けた口座に係る非課税管理勘定から移管がされる上場株式等（②の掲げるものを除きます。）で、お客様が当社に対し、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等で、当該移管に係る払出し時の金額の合計額が未成年者口座の上限額（②により受け入れた上場株式等があるときは、当該上場株式等の移管に係る払出し時の金額を控除した金額）を超えないもの

② お客様の未成年者口座に設けられた非課税管理勘定から、当該非課税管理勘定に係る 5 年経過日の翌日に、同日に設けられる継続管理勘定に移管がされる上場株式等で、お客様が当社に対し、「未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出して移管がされる上場株式等

③ その他租税特別措置法施行令に規定する上場株式等

（譲渡の方法）

第 20 条 非課税管理勘定又は継続管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。

（課税未成年者口座等への移管）

第 21 条 未成年者口座から課税未成年者口座又は他の保管口座への移管は、次に定める取扱いとなります。

① 非課税管理勘定に係る 5 年経過日において有する当該非課税管理勘定に係る上場株式等（第 19 条第 1 項第 1 号ロ若しくは第 2 号又は同条第 2 項第 1 号若しくは第 2 号の移管がされるものを除きます。） 次に掲げる場合の区分に応じそれぞれ次に定める移管

イ 5 年経過日の属する年の翌年 3 月 31 日においてお客様が 18 歳未満である場合 当該 5 年経過日の翌日に行う未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座への移管

ロ イに掲げる場合以外の場合 当該 5 年経過日の翌日に行う他の保管口座への移管

② お客様がその年の 1 月 1 日において 18 歳である年（以下、「18 歳到達年」といいます。）の前年 12 月 31 日において有する継続管理勘定に係る上場株式等 同日の翌日に行う他の保管口座への移管

2. 前項第 1 号イに規定する課税未成年者口座への移管並びに前項第 1 号ロ及び第 2 号に規定する他の保管口座への移管は、次の各号に掲げる場合に

応じ、当該各号に定めるところにより行うこととします。

① お客様が租税特別措置法施行令に規定する「特定口座以外の他の保管口座への未成年者口座内上場株式等移管依頼書」を提出した場合又は当社に特定口座（前項第1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）を開設していない場合　一般口座への移管

② 前号に掲げる場合以外の場合　特定口座（前項1号イの場合には、課税未成年者口座を構成する特定口座に限ります。）への移管

（継続管理勘定等への移管）

第21条の2 非課税管理勘定が設けられている未成年者口座において、当該非課税管理勘定に係る5年経過日の翌日に当該未成年者口座に継続管理勘定が設けられる場合には、同日に当該非課税管理勘定に係る未成年者口座内上場株式等を当該非課税管理勘定から当該継続管理勘定に移管いたします。

2. 前項の場合において、お客様が、租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第3号に規定する書面を5年経過日の属する年の別途当社が指定する日までに提出した場合には、継続管理勘定への移管は行わず、特定口座又は一般口座に移管いたします。

（非課税管理勘定及び継続管理勘定の管理）

第22条 非課税管理勘定又は継続管理勘定に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等は、基準年の前年12月31日までは、次に定める取扱いとなります。

① 災害等による返還等及び当該未成年者口座に設けられた非課税管理勘定又は継続管理勘定に係る上場株式等の金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所への上場が廃止されたことその他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第18条の15の10第8項に定める事由（以下、「上場等廃止事由」といいます。）による未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該未成年者口座から他の保管口座で当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座以外のものへの移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

② 当該上場株式等の第20条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと

イ 租税特別措置法第37条の10第3項第1号から第3号まで、第6号及び第7号に規定する事由による譲渡

ロ 租税特別措置法第37条の11第4項第1号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡

ハ 租税特別措置法第37条の12の2第2項第5号又は第8号に掲げる譲渡

ニ 租税特別措置法施行令第25条の8第4項第1号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ 所得税法第57条の4第3項第1号に規定する取得請求権付株式、同項第2号に規定する取得条項付株式、同項第3号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第6号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡

③ 当該上場株式等の譲渡の対価（その額が租税特別措置法第37条の11第3項又は第4項の規定によりこれらの規定に規定する上場株式等に係る譲渡所得等に係る収入金額とみなされる金銭その他の資産を含みます。）又は当該上場株式等に係る配当等として交付を受ける金銭その他の資産（上場株式等に係る同法第9条の8に規定する配当等で、当社が国内における同条に規定する支払の取扱者ではないもの及び前号に掲げる譲渡の対価として交付を受ける金銭その他の資産で、その交付が当社を経由して行われないものを除きます。以下、「譲渡対価の金銭等」といいます。）は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託すること

（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）

第23条 第21条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該未成年者口座及び当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座を廃止します。

（未成年者口座内上場株式等の払出しに関する通知）

第24条 未成年者口座からの未成年者口座内上場株式等の全部又は一部の払出し（振替によるものを含むものとし、特定口座以外の口座（同法第37条の14第5項第1号に規定する非課税口座を除きます。）への移管に係るものに限ります。）があった場合には、当社は、お客様（相続又は遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）による払出しがあった場合には、当該相続又は遺贈により当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等であった上場株式等を取得した者）に対し、その払出しがあった未成年者口座内上場株式等の払出し時の金額及び数、その払出しに係る事由及びその事由が生じた日その他参考となるべき事項を通知いたします。

（出国時の取扱い）

第25条 お客様が、基準年の前年12月31日までに、出国により居住者又は恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなる場合には、その出国をする日の前日までに、当社に対して租税特別措置法施行令第25条の13の8第12項第4号に規定する出国移管依頼書を提出してください。

2. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、当該出国の時に、当該未成年者口座に係る未成年者口座内上場株式等の全てを当該未成年者口座と同時に設けられた課税未成年者口座に移管します。

3. 当社が、出国移管依頼書の提出を受けた場合には、お客様が帰国（租税特別措置法施行令第25条の10の5第2項第2号に規定する帰国をいいます。以下同じ。）をした後、当社に帰国をした旨その他同令第25条の13の8第12項第6号に規定する届出書を提出するまでの間は、当該未成年者口座に係る非課税管理勘定への上場株式等の受け入れは行いません。

第3章の2　課税未成年者口座の管理

（課税未成年者口座の設定）

第26条 課税未成年者口座（お客様が当社又は当社と租税特別措置法施行令第25条の13の8第13項各号に定める関係にある法人の営業所に開設している特定口座、預金口座若しくはお客様から預託を受けた金銭その他の資産の管理のための口座でこの約款に基づく取引以外の取引に関する事項を扱わないものに限ります。以下同じ。）は、未成年者口座と同時に設けられます。

（課税管理勘定における処理）

第27条 課税未成年者口座における上場株式等（租税特別措置法第37条の11第2項に規定する上場株式等をいいます。以下第28条から第30条、第32条及び第39条において同じ。）の振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託又は金銭その他の資産の預入れ若しくは預託は、同法第37条の11の3第3項第2号の規定にかかわらず、当該記載若しくは記録若

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款

しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に係る口座に設けられた課税管理勘定（振替口座簿への記載若しくは記録若しくは保管の委託がされる上場株式等又は預入れ若しくは預託がされる金銭その他の資産につき、当該記載若しくは記録若しくは保管の委託又は預入れ若しくは預託に関する記録を他の取引に関する記録と区分して行うための勘定をいいます。以下同じ。）において処理します。

（譲渡の方法）

第 28 条　課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等の譲渡は、租税特別措置法第 37 条の 11 の 3 第 3 項第 2 号の規定にかかわらず、当社への売委託による方法、当社に対してする方法、上場株式等を発行した法人に対して会社法第 192 条第 1 項の規定に基づいて行う同項に規定する単元未満株式の譲渡について同項に規定する請求を当社を経由して行う方法（当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われるものに限ります。）又は租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 4 号又は同法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号若しくは第 2 号に規定する事由による上場株式等の譲渡について、当該譲渡に係る金銭及び金銭以外の資産の交付が当社を経由して行われる方法により行うこととします。

（課税管理勘定での管理）

第 29 条　課税管理勘定において振替口座簿への記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等に係る譲渡対価の金銭等は、その受領後直ちに当該課税未成年者口座に預入れ又は預託します。

（課税管理勘定の金銭等の管理）

第 30 条　当該課税未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等及び当該課税未成年者口座に預入れ又は預託がされる金銭その他の資産は、お客様の基準年の前年 12 月 31 日までは、次に定める取扱いとなります。

①　災害等による返還等及び上場等廃止事由による課税未成年者口座からの払出しによる移管又は返還を除き、当該上場株式等の当該課税未成年者口座から他の保管口座への移管又は当該上場株式等に係る有価証券のお客様への返還を行わないこと

②　当該上場株式等の第 28 条に規定する方法以外の方法による譲渡で次に掲げる譲渡以外のもの（当該譲渡の対価に係る金銭その他の資産の交付が、当社を経由して行われないものに限ります。）又は贈与をしないこと

イ　租税特別措置法第 37 条の 10 第 3 項第 1 号から第 3 号まで、第 6 号又は第 7 号に規定する事由による譲渡

ロ　租税特別措置法第 37 条の 11 第 4 項第 1 号に規定する投資信託の終了（同号に規定する信託の併合に係るものに限ります。）による譲渡

ハ　租税特別措置法第 37 条の 12 の 2 第 2 項第 5 号又は第 8 号に掲げる譲渡

ニ　租税特別措置法施行令第 25 条の 8 第 4 項第 1 号に掲げる事由による同号に規定する新株予約権の譲渡

ホ　所得税法第 57 条の 4 第 3 項第 1 号に規定する取得請求権付株式、同項第 2 号に規定する取得条項付株式、同項第 3 号に規定する全部取得条項付種類株式又は同項第 6 号に規定する取得条項付新株予約権が付された新株予約権付社債であるものに係る請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議（これらの号に定める請求権の行使、取得事由の発生又は取得決議を除きます。）による譲渡

③　課税未成年者口座又は未成年者口座に記載若しくは記録又は保管の委託がされる上場株式等の取得のためにする払出し及び当該課税未成年者口座に係る上場株式等につき災害等事由による返還等がされる場合の当該金銭その他の資産の払出しを除き、当該金銭その他の資産の課税未成年者口座からの払出しをしないこと

（未成年者口座及び課税未成年者口座の廃止）

第 31 条　第 29 条若しくは前条に規定する要件に該当しないこととなる事由又は災害等事由による返還等が生じた場合には、これらの事由が生じたときに当該課税未成年者口座及び当該課税未成年者口座と同時に設けられた未成年者口座を廃止します。

（重複して開設されている当該課税未成年者口座以外の特定口座がある場合）

第 32 条　お客様が課税未成年者口座を構成する特定口座を開設しており、基準年の 1 月 1 日において、当社に重複して開設されている当該課税未成年者口座を構成する特定口座以外の特定口座があるときは、同日に当該課税未成年者口座を構成する特定口座を廃止します。

2.　前項の場合において、廃止される特定口座に係る振替口座簿に記載若しくは記録又は保管の委託がされている上場株式等がある場合には、当該特定口座が廃止される日において、当該上場株式等は全て当社に開設されている当該特定口座以外の特定口座に移管します。

（出国時の取扱い）

第 33 条　お客様が出国移管依頼書を提出した場合、その出国の時から帰国の時までの間は、第 3 章の 2（第 28 条及び第 32 条を除きます。）の適用があるものとして取扱います。

第 3 章の 3　口座の入出金

（課税未成年者口座の入出金処理）

第 34 条　お客様が課税未成年者口座へ入金を行う場合には、お客様本人に帰属する資金により行うこととします。

2.　お客様が課税未成年者口座から出金等を行う場合には、お客様名義の預貯金口座への出金等により行うこととします。

3.　お客様が未成年者の場合、前項の出金等を行うことができる者は、お客様の法定代理人に限ることとします。

4.　お客様の法定代理人が第 2 項の出金等を行う場合には、当社は当該出金等に関してお客様の同意がある旨を確認することとします。

5.　前項に定める同意を確認できない場合には、当社は当該出金等に係る金銭又は証券がお客様本人のために用いられることを確認することとします。

第 3 章の 4　代理人の届出

（代理人の届出）

第 35 条　お客様が未成年者の場合は、当社に対してお取引等を行っていただく法定代理人 1 名を届け出ていただきます。

2.　お客様の法定代理人以外の者が代理人として未成年者口座及び課税未成年者口座における取引を行う場合には、あらかじめお客様の法定代理人より当社に対して代理人選任届出を行っていただく必要があります。

3.　前項の代理人はお客様の二親等内の者に限ることとします。

4.　第 2 項の届出があった場合、お取引（前条第 3 項の出金を除きます。）は原則として当該代理人を通じて行うものとします。

（代理人の変更）

第 36 条　前条第 1 項により届け出た法定代理人に変更があった場合及び前条第 2 項により選任した代理人を変更する場合は、所定の方法により当社へ届け出てください。

（成年に達した場合の取扱い）

第 37 条　お客様が成年に達した場合、第 35 条及び前条による代理権は消滅

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款

します。

2. お客様が成年に達した後、代理人による取引を行う場合は、所定の方法により当社へ届け出てください。

第3章の5　その他の通則

（残高の通知）

第38条　当社は未成年者口座及び課税未成年者口座のお預り残高について、定期的にお客様に通知します。

（未成年者口座取引又は課税未成年者口座取引である旨の明示）

第39条　お客様が受入期間内に、当社への買付けの委託により取得をした上場株式等、当社から取得した上場株式等又は当社が行う上場株式等の募集により取得をした上場株式等を未成年者口座又は課税未成年者口座に受け入れようとする場合には、当該取得に係る注文等を行う際に当社に対して未成年者口座又は課税未成年者口座への受入れである旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から特にお申出がない場合は、課税未成年者口座による取引とさせていただきます。

2. お客様が未成年者口座及び未成年者口座以外の口座で同一銘柄の上場株式等を保有している場合であって、未成年者口座で保有している上場株式等を譲渡するときには、その旨の明示を行っていただく必要があります。なお、お客様から、特にお申出がない場合には、先に取得したものから譲渡することとさせていただきます。

（基準年以降の手続き等）

第40条　お客様が基準年に達した場合には、当社はお客様に払出制限が解除された旨及び残高を通知します。

（非課税口座の開設）

第41条　お客様が2024年以後の各年（その年の1月1日においてお客様が18歳である年に限ります。）の1月1日に未成年者口座を開設している場合（出国中である場合を除きます。）、租税特別措置法第37条の14第32項の規定に基づき、当社はお客様より非課税適用確認書が添付された非課税口座開設届出書が提出されたものとみなして同年1月1日に非課税口座を開設し、第2章の適用があるものとして取扱います。

（契約の解除）

第42条　次の各号に該当したときは、それぞれに掲げる日に未成年者口座及び課税未成年者口座に関する契約は解除されます。

① お客様又は法定代理人から租税特別措置法第37条の14の2第20項に定める「未成年者口座廃止届出書」の提出があった場合　当該提出日

② 租税特別措置法第37条の14の2第5項第2号トに規定する未成年者口座等廃止事由又は同項第6号ホに規定する課税未成年者口座等廃止事由が生じた場合　租税特別措置法第37条の14の2第20項の規定によりお客様が「未成年者口座廃止届出書」を提出したものとみなされた日

③ 租税特別措置法施行令第25条の13の8第30項に定める「未成年者出国届出書」の提出があった場合　出国日

④ お客様が基準年の1月1日以後に出国により居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者に該当しないこととなった場合　租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項に規定する「未成年者口座廃止届出書」の提出があったものとみなされた日（出国日）

⑤ お客様が出国の日の前日までに第25条の出国移管依頼書を提出して出国したが、その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日までに「未成年者口座を開設している者の帰国に係る届出書」を提出しなかった場合　その年の1月1日においてお客様が18歳である年の前年12月31日の翌日

⑥ お客様の相続人・受遺者による相続・遺贈（贈与をした者の死亡により効力を生ずる贈与を含みます。）の手続きが完了し、租税特別措置法施行令第25条の13の8第20項で準用する租税特別措置法施行令第25条の13の5に定める「未成年者口座開設者死亡届出書」の提出があった場合　当該未成年者口座開設者が死亡した日

第4章　雑則

（通知の効力）

第43条　お客様あて、当社によりなされた本約款に基づく全ての口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

（合意管轄）

第44条　この約款に関するお客様と当社との間で生ずる全ての訴訟については、当社の本店又は支店の所在地を管轄する裁判所のうちから当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

（約款の変更）

第45条　この約款は、法令の変更、監督官庁の指示又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

附　則

この約款は、2025年5月12日より適用されます。

以　上

非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款

ダイワのＮＩＳＡ取扱規定

第１条　規定の趣旨

この規定は、租税特別措置法第９条の８に規定する配当所得の非課税及び同法第 37 条の 14 に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「非課税口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された非課税口座を管理する取引口座、並びに同法第９条の９に規定する配当所得の非課税及び同法第 37 条の 14 の２に規定する譲渡所得等の非課税の特例（以下、「未成年者口座に係る非課税の特例」といいます。）の適用を受けるために当社に開設された未成年者口座及び課税未成年者口座を管理するそれぞれの取引口座について、お客様（取引口座の口座名義人を指します。）と当社との権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

2. 非課税口座を管理する取引口座、並びに未成年者口座及び課税未成年者口座を管理するそれぞれの取引口座における取引やサービス等に関する事項は、この規定に定めがある場合を除き、大和証券総合取引約款（以下、「総合取引約款」といいます。）等及び租税特別措置法その他の法令によるものとし、総合取引約款等又は法令が変更されたときは、その内容に応じて取扱うものとします。

第２条　取引口座

お客様が当社にて非課税口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、お客様は通常の取引口座とは別に非課税口座を管理する取引口座を開設いただく必要があります。非課税口座内の上場株式等以外の有価証券等の取引や管理及び金銭の入出金等に利用する通常の取引口座を主口座といい、非課税口座を管理する取引口座をＮＩＳＡ口座といいます。

2. お客様が当社にて未成年者口座に係る非課税の特例の適用を受けるためには、お客様は未成年者口座を管理する取引口座及び課税未成年者口座を管理する取引口座を新たに開設いただく必要があります。未成年者口座を管理する取引口座をジュニアＮＩＳＡ口座といい、課税未成年者口座を管理する取引口座を課税ジュニアＮＩＳＡ口座といいます。

3. ジュニアＮＩＳＡ口座を開設している場合、別途定める場合を除き、ジュニアＮＩＳＡ口座をＮＩＳＡ口座、課税ジュニアＮＩＳＡ口座を主口座と読み替えて、本規定を適用します。

4. ジュニアＮＩＳＡ口座を開設しているお客様の 1 月 1 日時点の年齢が 18 歳に達した場合、当該ジュニアＮＩＳＡ口座は、同年 1 月 1 日に租税特別措置法第 37 条の 14 第 32 項の規定に基づいて第 1 項のＮＩＳＡ口座に移行します。

5. 前項の場合において、お客様は第 1 項に定める主口座を当社へ届け出ていただく必要があります。お客様から主口座のお届出があるまでは、当社は課税ジュニアＮＩＳＡ口座を主口座として取り扱います。

6. 主口座とＮＩＳＡ口座のお届出事項やお取引コース等は原則として同一とします。

第３条　届出事項の変更

ＮＩＳＡ口座にかかるお届出事項について変更がある場合、当社経由で税務署へ届け出る必要がありますので、当社所定の手続きに従って遅滞なくお届出ください。

第４条　ＮＩＳＡ口座を通じた取引

「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款」で定義されている上場株式等のうち当社が認めた商品及び取引についてＮＩＳＡ口座で取扱います。

2. お客様がＮＩＳＡ口座の取引として明示の上、同一の銘柄で取得日が異なる商品を譲渡される場合には、別途当社が指定する譲渡順序のうち、お客様のご指定された譲渡順序に基づき譲渡されたものとして取扱います。予め譲渡順序のご指定がない場合、以下の順番で譲渡されたものとして取扱います。

(1) 非課税管理勘定・累積投資勘定で保有する商品のうち非課税期間の残存が短いもの
(2) 特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定で保有する商品のうち買付日が古いもの

3. 当年非課税枠（「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款」に定める非課税口座の上限額又は未成年者口座の上限額について、以下、「非課税上限額」といいます。）が設定されている特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定・非課税管理勘定・累積投資勘定（以下、「特定累積投資勘定等」といいます。）にて受け入れている上場株式等を譲渡した場合であっても、非課税枠の未使用額は増加することなく、非課税枠の再利用はできません。また、当年の非課税枠の未使用額について翌年以降に繰越して利用することもできません。

4. 当社はお客様への事前の通知なく、取扱う商品や取引を追加することが出来るものとします。一方、取扱う商品や取引の一部又は全部の中止を行う場合には、第 17 条に準じてその内容によりお客様へご通知等行います。なお、取扱わない商品及び取引の主なものは以下の通りです。

(1) 新株予約権付社債の売買
(2) 新株予約権の買付
(3) 非上場の外国株式投資信託の売買
(4) 外貨決済による外国株式の売買
(5) 外国株式の配当金等の外貨による受取り　等

5. ＮＩＳＡ口座内の外国株式に関する権利の処理においてＮＩＳＡ口座の取扱いとしないものがあります。

第５条　取得対価の額の合計額が非課税上限額を超える場合の取扱い

ＮＩＳＡ口座にて買付約定後、取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えると判明した場合、当社はお客様に速やかに連絡を行いますので、特定累積投資勘定等に受入れる上場株式等の数量等をご指示ください。当社は、お客様よりご指示を受けた場合にはそのご指示に従って取扱います。

2. 当該買付の受渡日前営業日までにお客様に連絡が取れない又はお客様のご指示がいただけない場合には、買付にかかる全数量等について主口座（主口座に特定口座が開設されている場合は特定口座）にて取引を行ったものとして取扱います。

第６条　ＮＩＳＡ口座へ受入れた配当金等

ＮＩＳＡ口座内の上場株式等により生じた配当金等は、当該ＮＩＳＡ口座へ受入れることにより非課税の特例が適用されます。なお、当社又は他の金融商品取引業者に対して、国内の取引所に上場する株式の配当金等を金融商品取引業者のお客様口座にて受領されない登録配当金受領口座方式等の申込みや配当金領収書での受領とされた場合には非課税の特例は適用されません。

2. ＮＩＳＡ口座内の上場株式等により生じる金銭であっても非課税の特例の適用を受けられないものがあります。主なものは以下の通りです。

(1) 大口株主が受ける上場株式等の配当
(2) 外国株式の配当等にかかる国外の源泉徴収税
(3) 株式累積（積立）投資における株主優待物の換金代金
(4) 非上場国内公募株式投資信託の特別分配金（元本払戻金のため本来非課税）　等

第７条　積立投資の取扱い

ＮＩＳＡ口座における積立投資は、原則として株式累積（積立）投資については総合取引約款第５章株式累積（積立）投資取引、投資信託の積立投資については総合取引約款第４章積立投資取引に基づきますが、以下の点が異

なります。

(1)　積立投資の停止・休止について、以下の通り取扱います。

①　当年分の特定累積投資勘定等にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えない範囲において、お客様のご指定に基づき積立投資にかかる買付を行います。

②　複数の上場株式等の積立投資にかかる買付代金の払込みが同一日に行われる場合においては、まず株式累積（積立）投資の買付を優先して行い、買付代金の払込みに充てるためのお預り金（以下、「買付充当金」といいます。）がその買付の代金総額に満たない場合は、その買付の全てを停止します。次に、投資信託の積立投資の買付を行い、株式累積（積立）投資の買付後の買付充当金の残額（但し、株式累積（積立）投資の買付が停止された場合は買付充当金全額）が投資信託の積立投資の買付の代金総額に満たない場合は、その買付の全てを停止します。

③　上記②の株式累積（積立）投資の買付において、買付充当金がその買付の代金総額を満たしている場合であっても、当年分の特定累積投資勘定等にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えるおそれがある場合は、当年の買付の全てを停止し、翌年分の特定累積投資勘定等にかかる買付が可能となるまで買付を休止します。次に、投資信託の積立投資の買付において、株式累積（積立）投資の買付後の買付充当金の残額（但し、株式累積（積立）投資の買付が停止された場合は買付充当金全額）がその買付の代金総額を満たしている場合であっても、当年分の特定累積投資勘定等にかかる取得対価の額の合計額が非課税上限額を超えるおそれがある場合は、当年の買付の全てを停止し、翌年分の特定累積投資勘定等にかかる買付が可能となるまで買付を休止します。

④　積立投資にかかる配当金等を受入れた場合は、これをＮＩＳＡ口座へ入金後、再投資買付を行わず、直ちに主口座へその全額を自動的に振替えます。主口座へ振替えた金銭は第 8 条第 6 項に従い取扱います。

(2)　株式累積（積立）投資の買付最低金額は、1,000 円とします。また、株式累積（積立）投資の買付に係る金銭の払込は、予めお客様が指定した振替月に行います。

(3)　投資信託の積立投資の買付において、お客様の指定する投資信託の買付日が当該投資信託の目論見書に記載する休業日の場合もしくは当社の休業日に該当する場合の買付日の取扱いは、当社が別途定めるものとします。

2.　積立投資の 1 回あたりの買付金額のお申込にあたっては当社が別途定めるダイワのＮＩＳＡ取扱規定金額の範囲内とします。なお、特定累積投資勘定等にてこの金額を超える取引を行っている場合には、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款」に定める勘定の種類の変更を行うことはできません。

第 8 条　主口座とＮＩＳＡ口座との間の金銭振替

ＮＩＳＡ口座にかかる当社とお客様との金銭の授受は、原則として主口座経由にて円貨のみで行います。

2.　ＮＩＳＡ口座にて上場株式等の買付又は積立投資にかかる買付をした場合は、ＮＩＳＡ口座の金銭残高の有無にかかわらず、買付代金相当額全額について主口座からＮＩＳＡ口座への金銭振替を自動的に行います。

3.　ＮＩＳＡ口座にて上場株式等を譲渡し又は配当金等を受入れた場合は、その受入れた譲渡代金や配当金等についてＮＩＳＡ口座から主口座への金銭振替を自動的に行います。

4.　第 13 条のオンライントレードを利用して行う上場株式等の買付代金に充当するための金銭の振替やＮＩＳＡ口座にあるお預り金の主口座への振替はお客様自ら行っていただきます。

5.　当社は、お客様のご指示の有無にかかわらず当社が必要と認めた場合に、主口座とＮＩＳＡ口座の間にて金銭振替を行うことができます。

6.　ＮＩＳＡ口座から主口座へ振替えた金銭は、総合取引約款第 8 章に定める自動運用買付、スウィープサービス、又は総合取引約款 2.（1）等に基づくお客様がご選択されている方法に従い速やかに取扱います。

7.　主口座からＮＩＳＡ口座へ振替えた金額が非課税枠の未使用額を超える場合、超過金額分についてはＮＩＳＡ口座から主口座への金銭振替を自動的に行います。

第 9 条　主口座等とＮＩＳＡ口座との間の証券振替

ＮＩＳＡ口座の契約解除による上場株式等の全部、お客様のお申し出等による上場株式等の全部又は一部の払出しによる証券振替や当社の他の口座又は当社以外の金融商品取引業者等への移管は、原則として主口座経由で行います。なお、ＮＩＳＡ口座から払出した上場株式等について、再び当該ＮＩＳＡ口座へ受入れることはできません。

2.　ＮＩＳＡ口座内で株式累積（積立）投資にかかる上場株式等が単元株式数又は売買単位等に到達した場合であっても、お客様より単元株式等への振替のお申し出がない限り、総合取引約款第 5 章株式累積（積立）投資取引にかかわらず引き続き非課税の特例の適用を受けるため株式累積（積立）投資として管理します。お客様が議決権の行使や株主優待等の株主等の権利を享受する又は単元株式等として売却するため単元株式等への振替を希望される場合は、当社は所定の方法によりお申し出を受けて、原則として主口座へ払出し単元株式等への振替を行いますが、非課税管理勘定・累積投資勘定で取得した上場株式等については同じ勘定年単位、特定累積投資勘定・特定非課税管理勘定で取得した上場株式等については同じ勘定種類単位で主口座へ払出さずにＮＩＳＡ口座内で単元株式等への振替を行うことができます。

第 10 条　取引所上場株式等の移管又は払出し時に採用する価格

金融商品取引法第 2 条第 16 項で定める金融商品取引所（以下、「取引所」といいます。）に上場している株式等をＮＩＳＡ口座内の他の年分の特定累積投資勘定等へ移管する場合の価格は、移管した日の取引所の終値とし、無い場合は気配値とします。但し、2 つ以上の取引所に上場している場合、特別の事情がない限り最も低い価格を採用します。

2.　第 9 条におけるＮＩＳＡ口座から主口座へ取引所に上場している株式等を払出す場合の価格は、払出し事由が生じた日の取引所の終値とし、無い場合は気配値とします。但し、2 つ以上の取引所に上場している場合、特別の事情がない限り最も高い価格を採用します。

第 11 条　非課税管理勘定等終了時の取扱い

当社は、非課税管理勘定・累積投資勘定終了時において、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資及び特定非課税累積投資約款」に定める新たに設けられる特定累積投資勘定等への移管の方法を除き、原則として終了時点で対象となる上場株式等を主口座へ払出します。なお、主口座に特定口座を開設されている場合には、お客様より特定口座以外の口座への払出のお申し出がない限り、第 10 条第 2 項に定める払出し時の価格をもって特定口座へ受入れます。

第 12 条　手数料等

お客様が行うＮＩＳＡ口座内の取引については、主口座での取引とは別に手数料計算を行います。

2.　単元未満株式の買取請求や新株予約権の行使請求の取次手続料等の諸費用は主口座よりお支払いいただきます。

3.　ＮＩＳＡ口座にて上場株式等をお預りする場合、所定の料金（外国証券、株式累積（積立）投資を含みます。）をいただくことがあります。

ダイワのＮＩＳＡ取扱規定

第 12 条の 2　累積投資勘定での積立投資に係る手数料の取扱い

特定累積投資勘定・累積投資勘定での株式等の累積（積立）投資、投資信託の積立投資において、売買等に係る手数料は、以下の通り取扱います。

(1)　株式等の累積（積立）投資

①　特定累積投資勘定・累積投資勘定で株式等の累積（積立）投資に係る売買を行うにあたって、総合取引約款第 5 章株式累積（積立）投資取引に規定する所定の手数料（委託手数料）については、上場有価証券等書面に記載の委託手数料をお支払いいただきます。なお、この委託手数料の上限は、約定代金の 1.265％となります。

②　特定累積投資勘定・累積投資勘定で株式等の累積（積立）投資契約を締結する場合、総合取引約款第 5 章株式累積（積立）投資取引に規定する累投口座管理料は、いただいておりません。

(2)　投資信託の積立投資

①　特定累積投資勘定・累積投資勘定で投資信託受益証券又は受益権の取得又は返還の申込みを行うにあたって、総合取引約款第 4 章積立投資取引に規定する所定の手数料（信託財産留保額などの投資信託の信託財産に帰属するものを除きます。）については、いただいておりません。

②　特定累積投資勘定・累積投資勘定で投資信託受益証券又は受益権をお預りするにあたって、料金（口座管理料）はいただいておりません。

第 13 条　オンライントレード

オンライントレードのご利用を申込まれているお客様は、ＮＩＳＡ口座における上場株式等の取引、残高情報照会その他当社が提供するサービスをオンライントレードにて受けることができます。主な内容は以下の通りです。

(1)　オンライントレードにて上場株式等の買付を行う場合は、第 8 条第 4 項によりお客様は予めその時点において、特定非課税管理勘定の非課税枠の未使用額を超えない範囲で買付代金に充当するための金銭の振替を主口座からＮＩＳＡ口座へ行っていただきます。

(2)　前号にて振替えた金銭を買付代金に充当し、余りが発生した場合はＮＩＳＡ口座にて預り金として管理します。

(3)　オンライントレードにて上場株式等の売却をした場合は、第 8 条第 3 項によりその売却代金をＮＩＳＡ口座から主口座へ自動的に振替えます。

(4)「取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定」に基づく電子交付のご利用を申込まれているお客様は、ＮＩＳＡ口座にかかる取引報告書等をＮＩＳＡ専用ページにて確認できます。なお、取引残高報告書については、主口座の電子交付メニューにて主口座の取引や残高とあわせて確認できます。

(5)　オンライントレードにてＮＩＳＡ口座における上場株式等の取引を行っても「ダイワの 1 日定額手数料（愛称：ハッスルレート）」は適用されません。

第 14 条　その他留意事項

ＮＩＳＡ口座にてお取引いただく上で、以下の点にご留意ください。

(1)　ＮＩＳＡ口座における上場株式等の譲渡に伴い発生する損失については、他の有価証券の売買益や配当等との損益通算は認められず、当該損失の繰越控除も認められません。

(2)　ＮＩＳＡ口座における上場株式等は、信用取引及び先物取引における代用有価証券として利用できません。

(3)　ＮＩＳＡ口座における上場株式等を質権設定することはできません。

(4)　上場廃止決定後にＮＩＳＡ口座から主口座に開設されている特定口座に払出した上場株式等は、当該上場株式等が上場廃止となっても特定管理口座における特定管理株式には該当しません。そのため、特定管理株式の価値が失われた場合にその事実等を記載した確認書類は交付されません。

(5)　ＮＩＳＡ口座にて生じたお預り金があっても、総合取引約款第 8 章に定める自動運用買付やスウィープサービスは行われません。当該サービスを利用される場合は、ＮＩＳＡ口座より主口座へ当該お預り金を振替える必要があります。

(6)　お客様が出国される場合、法令等に基づき出国時前日までにその旨当社へ届出を行っていただく必要があります。当社への届出がなく出国の事実が判明した場合には、当社は法令等の定めに従い、出国の日に遡って非課税の特例の適用がなかったものとして取扱います。

(7)　ＮＩＳＡ口座の重複開設等の要件違反や廃止事由の当社への届出の遅延により、支払われた配当等について過去に遡って当社を通じて納税が必要となることがあります。

(8)　前号により生じた諸費用や源泉徴収税・延滞税等についてお客様にお支払いいただきます。

第 15 条　ジュニアＮＩＳＡ口座及び課税ジュニアＮＩＳＡ口座における留意事項

(1)　租税特別措置法第 37 条の 14 の 2 第 5 項に規定する災害等事由による返還等を行う場合、お客様は租税特別措置法施行令第 25 条の 13 の 8 第 8 項に定める手続きを行う必要があります。

(2)　ジュニアＮＩＳＡ口座を開設しているお客様が満 18 歳に達したことにより租税特別措置法第 37 条の 14 第 32 項の規定に基づいてＮＩＳＡ口座に自動的に移行する場合、ジュニアＮＩＳＡ口座で行っている積立投資は、ＮＩＳＡ口座において継続するものとします。

第 16 条　通知の効力

お客様あて、当社によりなされたこの規定に基づく全ての口座に関する諸通知が、転居、不在その他お客様の責に帰すべき事由により、延着し、又は到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

第 17 条　規定の変更

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、又は日本証券業協会が定める諸規則の変更等、その他当社が必要と認めたときは、民法第 548 条の 4 の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

附　則

この規定は 2025 年 5 月 12 日より適用されます。

以　上

ダイワのＮＩＳＡ取扱規定

オンライントレード・コンタクトセンター取扱規定

第１章　総則

第１条　規定の趣旨

この規定は、お客様が大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）のオンライントレード及びコンタクトセンター（自動音声応答装置等による場合を含みます。）を利用して行う、当社が取扱う商品の取引の注文（以下「取引注文」といいます。）の受付けその他これに付随するサービス、並びにオンライントレード及びコンタクトセンターにて提供される下記第15条に規定する情報サービス等（以上の各サービスを総称して「本サービス」といいます。）の利用に関する取決めです（以下「本規定」といいます。）。

第２条　本サービスの利用

1．次の各号の全てに該当する場合に、お客様と当社との間の本サービスのご利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）は成立し、お客様は、本規定に基づいて本サービスをご利用になることができます。但し、オンライントレードのご利用には、オンライントレードの利用申込みが必要となります。

（1）　個人のお客様

①　お客様が当社所定の方法によりお申込みになり、かつ、当社が承諾した場合。

②　お客様が当社に保護預り口座又は振替決済口座を開設されている場合。

③　お客様が、証券総合サービスの申込みをされている場合。

④　お客様が、本サービスを利用するのに必要な通信機器及びその他のシステム機器を保有されるか又はご利用可能であり、かつ本サービスを利用するのに必要なネットワーク回線、通信回線及びその他の通信手段がご利用可能である場合。

⑤　お客様が、日本国内に居住されている個人の方である場合。

但し、②～⑤の各号の全てに該当し、お客様からオンライントレードを利用しない旨のお申出がない場合には、お客様からオンライントレードの利用申込みがあったものとして取扱う場合があります。

（2）　法人のお客様

①　お客様が当社所定の方法によりお申込みになり、かつ、当社が承諾した場合。

②　お客様が当社に保護預り口座又は振替決済口座を開設されている場合。

③　お客様が本サービスを利用するのに必要な通信機器及びその他のシステム機器を保有されるか又はご利用可能であり、かつ本サービスを利用するのに必要なネットワーク回線、通信回線及びその他の通信手段がご利用可能である場合。

④　お客様が本規定第２条の２に規定する取引責任者を特定し、当社にお届出になり、かつ当社が承諾した場合。

⑤　お客様が日本国内に本店を登記している法人の方である場合。

但し、②～⑤の各号の全てに該当し、お客様からオンライントレードを利用しない旨のお申出がない場合には、お客様からオンライントレードの利用申込みがあったものとして取扱う場合があります。

2．本サービスの内容は、お客様が選択したお取引コース等により異なる場合があります。

3．本サービスは、以下の場合にのみご利用になることができます。

（1）　オンライントレードをご利用の場合、お客様が当社にお届出いただいた暗証番号またはお客様が任意に設定したログインパスワードと、オンライントレードご利用時に使用するログインパスワードとが一致する場合。

（2）　コンタクトセンターをご利用の場合、お客様が当社にお届出いただいた暗証番号等と、コンタクトセンターご利用時に申告される暗証番号等が一致する場合。

4．本サービスで提供可能なサービスは使用する通信用の機器、ソフト等により異なる場合があります。また、ご利用になるブラウザー又はOS等により、ご利用できるサービスが制約されることもあります。

第２条の２　取引責任者

1．法人のお客様は、本サービスの利用にあたり取引及び取引に付随する行為について担当者（以下「取引責任者」といいます。）を当社に届出ることとします。

2．取引責任者は、当該口座名義人の法人代表者自身とします。ただし、法人代表者より代理権を付与された法人の役員又は従業員である自然人１名を取引責任者とすることもできます。

3．法人のお客様の行う取引注文等は、全て取引責任者が行うものとし、取引責任者の行為は、口座名義人たる法人の行為とみなします。

4．取引責任者の変更は、当社が取引責任者の変更届を受理した時点で変更したものとみなします。

5．法人代表者及び前項の取引責任者の変更の際には、当社所定の手続きにより暗証番号及びログインパスワードの変更を行うことといたします。この場合、変更手続きに相当の期間をいただきます。

6．暗証番号及びログインパスワードを取引責任者以外の第三者への開示又は貸与により利用させることはできません。取引責任者以外の者が暗証番号及びログインパスワードを用いてオンライントレードを利用した場合も当該利用は取引責任者が行ったものとみなします。

7．暗証番号及びログインパスワードを失念した場合の再登録・再発行は、当社所定の手続きにより行うことといたします。この場合、再登録・再発行には相当の期間をいただきます。

第３条　法令などの遵守

本サービスのご利用に当たっては、お客様及び当社は、法令並びに日本証券業協会、日本銀行及び金融商品取引所の諸規則を遵守するものとします。

第４条　自己責任の原則

お客様は、本規定の内容を十分理解し、ご自身の責任と判断において本サービスをご利用し当社との取引を行うものとします。

第５条　利用時間

お客様が、本サービスをご利用できる時間は、当社が別途定める時間とします。

第５条の２　利用料金

1．法人のお客様が本サービスを利用する場合、当社が別途定める利用料金（以下「利用料金」といいます。）をお支払いいただくことがあります。

2．利用料金は、経済情勢その他の事情により、これを改定することがあります。

3．利用料金は、当社が指定する方法にて、お支払いいただきます。

4．一旦お支払いいただいた利用料金は、中途解約された場合も含めていかなる事由においても返却いたしません。

第２章　取引注文

第６条　取引の種類

お客様が、本サービスを利用して取引注文を行える商品及び取引の種類等は、当社が別途定める種類等とします。

第７条　取扱銘柄

お客様が、本サービスを利用して取引注文を行える銘柄は、当社が別途定める銘柄とします。但し、金融商品取引所等が売買を規制している銘柄等については、当社が定める銘柄を事前の通知なく変更することがあります。

第８条　数量の範囲

1．お客様が本サービスを利用して当社に売付の取引注文を行える数量は、大和証券総合取引約款第2章及び第3章、大和証券保護預り・振替決済口座管理約款第2章及び第3章又は当該売付を行う商品の約款及び約諾書等に基づき

当社がお客様からお預り又は管理している数量の範囲内とします。

2. お客様が本サービスを利用して当社に買付の取引注文を行える金額は、当社が定める金額の範囲内とし、この金額の計算は、当社の定める方法によって行います。

その他、お客様からお届けをいただいている投資経験、投資目的等から見て著しく過剰な数量であると当社が判断した場合またはお客様の取引注文が公正な価格形成に弊害をもたらすものであると当社が判断した場合は、新たな買付取引及び建取引のご注文の金額・数量について制限を設けることがあります。

第9条　手数料

お客様が本サービスを利用して取引注文を行い約定した場合には、お客様は当社に対し、当社が定める方法により計算した手数料を手数料等に課される消費税等と合算のうえ、当社が別途定める方法によりお支払いいただくものとします。

第10条　有効期限

お客様が本サービスを利用して行う取引注文の有効期限は、当社が別途定める期限とします。

第11条　注文の受付け

お客様が本サービスをご利用して行う取引注文は、次に定める時点をもって、注文の受付けとさせていただきます。

(1) オンライントレードをご利用の場合は、注文内容入力後、お客様が確認の入力をされ、その入力内容を当社が受信した時点。

(2) コンタクトセンターをご利用の場合は、当社が注文内容を復唱し、その内容についてお客様が特に異議を留めることなく通話が終了した時点。

但し、当社が自動音声応答装置等により注文を受付けた場合は前号に準じます。

第12条　注文の取消、変更

お客様が本サービスを利用した取引注文に対する取消及び変更(以下「取消等」といいます。)は、未約定の取引注文に限り行えるものとし、その方法は以下のいずれかによります。但し、いずれの場合も当社が定める商品・変更項目・時間内に限ります。

(1) 本サービスを利用した取消等。

(2) お客様がお取引窓口に申し出ることによる取消等。その場合の手数料は本規定第9条に定めるものとは別に当社が定めるものとします。

第13条　執行

1. お客様が本サービスを利用して行った取引注文は、執行日において、お客様による取引の注文内容を当社で確認した後可及的速やかに執行します。

2. 当社は、取引注文が次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、お客様に通知することなくその執行を致しません。なお、取引注文を執行しないことにより生じるお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

(1) お客様が委託された取引注文の内容が、第6条、第7条、及び第8条に定める事項のいずれかに反している場合。但し、注文時にはこれらに反しない場合でも、注文を執行するまでに反することとなった場合も同様とします。

(2) お客様の口座に立替金がある場合。

(3) お客様の口座の信用取引(又は発行日取引)の委託保証金又は先物取引、オプション取引の委託証拠金等が不足する場合。

(4) お客様の取引注文が、公正な価格形成に弊害をもたらす場合もしくはその疑いがあると当社が判断する場合。

(5) その他、当社が取引の健全性、各種法令・諸規則等に照らし、不適当と判断する場合。

3. 次の場合、その注文内容がお客様の意図しないものであったとしても、お客様自らの意思に基づく注文があったとみなします。また、これにより生じたお客様の損害については、当社はその責を負わないものとします。

(1) オンライントレード及び自動音声応答装置等により対応するコンタクトセンターを利用して行う取引注文において、注文内容入力後、お客様が確認の入力をされ、その入力内容を当社が受信し注文を執行した場合。

(2) コンタクトセンター(自動音声応答装置等により対応する場合を除く。)を利用して行う取引注文において、当社が注文内容を復唱し、その内容についてお客様が特に異議を留めることなく通話が終了し、当社がその注文を執行した場合。

第14条　注文の照会

本サービスを利用したお客様の取引注文の内容は、本サービスにより、照会することができます。

第3章　情報サービスの利用

第15条　情報サービスの利用

1. 当社は、本サービスにて、当社が定める方法によって株価情報等の情報サービス(以下「本情報サービス」といいます。)を提供します。本サービスをご利用になれるお客様に限り本情報サービスをご利用になれるものとします。

2. 本情報サービスにて提供される情報の種類・内容等は、当社が定めるものとします。また、これらは、予め通知することなく変更又は中止することがあります。

3. 本情報サービスは、その正確性・完全性を保証するものではなく、また、特定目的適合性の保証を含むあらゆる明示的又は黙示的な保証なく提供されるものです。

第16条　付加情報

当社は、本情報サービスにおいて、別途申込みをいただいたお客様に対し、特定の情報(以下「付加情報」といいます。)を提供することがあります。この場合における付加情報の申込方法その他ご利用に係る要件については、別に定めるものとします。

第17条　禁止事項

1. お客様は、本情報サービスの情報をお客様ご自身の証券投資のためにのみ利用するものとし、以下の行為をできないものとします。

(1) 本情報サービスの情報を営業に利用すること。

(2) 本情報サービスの情報を第三者に提供又は漏洩すること。

(3) 本情報サービスの情報を第三者と共同して利用すること。

(4) 本情報サービスの情報を独自に加工すること。

(5) 本情報サービスの情報を複写又は加工したものを第三者に譲渡又は使用させること。

(6) お客様の口座番号・暗証番号・ログインパスワード等のパスワードを第三者の利用に供すること。

(7) その他本情報サービスの情報をお客様ご自身の証券投資の用に供さない目的に利用すること。

2. お客様は、本情報サービスの情報に関する著作権、商標権、その他の知的財産権を含むあらゆる権利を侵害する行為を行わないものとします。

3. お客様の行為が本条第1項又は第2項に反すると当社が判断した場合、当社はお客様に対する本情報サービスを中止します。なお、本情報サービスの中止によりお客様に費用又は損害等が発生した場合、当該費用又は損害等はお客様の負担とし、当社はお客様に対しその責を負わないものとします。

第4章　雑則

第18条　免責事項

1. 当社は次に掲げる事項により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。但し、当社の故意又は重大なる過失により生じた損害についてはこの限りではありません。

(1) 本サービスのご利用に関し、当社が以下の確認をして行った取引。

オンライントレード・コンタクトセンター取扱規定

オンライントレードをご利用の場合、お客様の暗証番号等をお客様ご自身が入力したか否かにかかわらず、オンライントレードによる暗証番号等の一致を確認した取引。

コンタクトセンターをご利用の場合、お客様の暗証番号等をお客様ご自身が利用したか否かにかかわらず、コンタクトセンターによる暗証番号等の一致を確認した取引。

(2) 通信回線、通信機器、インターネットもしくはコンピュータシステム(ソフト・ハード)等の障害もしくは瑕疵又は第三者による妨害、侵入、もしくは、情報改変等によって生じた本サービスの伝達遅延、不能、誤動作又はその他一切の不具合。

(3) 本規定第13条により注文を執行したにもかかわらず、当該執行中における市場価格等の変動により生じた損害又は逸失利益。

(4) 本規定第13条第2項による注文の不執行。

(5) 天変地異、政変、外貨事情の急変、又は外国為替市場の閉鎖等不可抗力と認められる事由による、取引注文の執行、金銭の授受又は有価証券の預託の手続き等の遅延、又は不能。

(6) 本情報サービスの誤謬、欠缺、又はその他一切の不完全性。

(7) 本情報サービス情報伝達の遅延又は不能。

(8) お客様が本サービスにより取引注文の取消等を申込んだにもかかわらず、当該取消等の対象となる元の注文が金融商品取引所等にて執行され取引が成立したため、取引注文の取消等が行えなかった場合。

(9) 暗証番号及びログインパスワード等の誤使用のため、取引を制限・中断したために生じた損害又は逸失利益。

(10) その他当社の責に帰すことができない事由。

2. 本サービスの利用に関し、第2条第1項第1号④及び第2条第1項第2号③にて定める通信機器もしくはその他のシステム機器又は通信回線・ネットワーク回線もしくはその他の通信手段に、当社の故意又は重大なる過失によらない障害又は瑕疵が発生した場合、お客様が自らの責任と費用負担によりそれを解決するものとし、当社はその原因を調査する義務又は解決する義務を負わないものとします。

3. 当社及び本情報サービスに関する情報の提供元は、お客様が本情報サービスをご利用になったことにより生じた、又は、ご利用にならなかったことにより生じた、直接的、間接的、付随的又はその他の損害のいずれについても一切の責任を負いません。

第19条　本契約の終了

次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、本契約は、終了するものとします。

(1) お客様が当社所定の用紙に必要事項を記入のうえ、本サービスの利用中止の申し出をされた場合。

(2) お客様による当社の保護預り口座並びに振替決済口座の利用が終了した場合。

(3) 次に掲げるいずれかの事由又はその他のやむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。

① 当社の保護預り口座又は振替決済口座の規定に照らし、お客様による本サービスのご利用が不適当な場合。

② お客様から当社への届出事項等につき虚偽であることが判明した場合もしくは虚偽の疑いがあると当社が判断した場合。

③ お客様が第2条第1項各号の利用要件を欠くに至った場合。

④ お客様が本規定に違反した場合。

第20条　本サービス利用の禁止

1. 当社は、お客様が本サービスをご利用いただくことが不適当と判断した場合には、本サービスの利用をお断りすることがあります。

2. 当社は、前項にて定める本サービスにおけるサービス利用の禁止により生じたお客様の損害については、その責めを負わないものとします。

第21条　サービス内容の変更

1. 当社は、お客様に予め通知することなく、本サービスにおけるサービスの内容を変更することがあります。

2. 当社は、前項にて定める本サービスにおけるサービス内容の変更により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

第22条　本サービスの停止

1. 当社は、本サービスの緊急点検の必要性又はその他の合理的理由に基づき、お客様に予め通知することなく、本サービスにおける全部又は一部のサービスを停止することがあります。

2. 当社は、前項にて定める本サービスにおけるサービスの停止により生じたお客様の損害については、当社に故意又は重大なる過失のない限りその責を負わないものとします。

第23条　利用内容の確認

本サービスの利用内容について、お客様と当社との間で認識の不一致が生じたときは、お客様が入力されたデータの記録及び録音内容をもって処理させていただきます。

第24条　準拠法・合意管轄

本規定に関する準拠法は日本法とします。本規定に関しお客様と当社との間で生ずるすべての訴訟について、当社の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第25条　届出事項の変更

お客様は、本サービスの利用にかかる届出事項に変更がある場合は、当社所定の手続きにより、当社に直ちに届け出るものとします。届出事項に関してこの届出の前に生じた損害について、当社はその責を負わないものとします。

第26条　他の規定、約款の適用

本規定に定めのない事項については、「大和証券総合取引約款」、「大和証券保護預り・振替決済口座管理約款」、「外国証券取引口座約款」等により取扱います。

第27条　規定の変更

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要と認めた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

附　則

この取扱規定は、2025年6月30日より適用されます。

以　上

オンライントレード・コンタクトセンター取扱規定

抽選参加サービス取扱規定

第１条　規定の趣旨

この規定は、お客様が大和証券株式会社（以下「当社」といいます。）のオンライントレードを利用して行う、新規公開株式〈不動産投資信託等を含みます。〉および既公開株式の公募・売出株式〈不動産投資信託等を含みます。〉（以下、特に記載がない限り、あわせて「新規公開株式等」といいます。）を購入することができる権利の抽選への参加および抽選結果に基づく新規公開株式等の購入にかかるサービス（以下「本サービス」といいます。）に関する取り決め（以下「本規定」といいます。）です。

第２条　本サービスの利用

1.　（新規公開株式）お客様は、次の各号の全てに該当する場合に、新規公開株式にかかる本サービスをご利用になれます。
（1）　お客様が「オンライントレード」契約をなされている場合
（2）　お客様の住所、電話番号、生年月日、勤務先など当社へのお届出事項が正しく登録されている場合
（3）　当社が別途定める基準によりお客様の新規公開株式の取得を制限していない場合
（4）　お客様が本サービスを利用するのに必要な、通信機器その他のシステム機器および通信回線その他の通信手段を利用することが可能であり、報告書電子交付を一括してお申込済みの場合
（5）　お客様が日本国内に居住されている個人の方である場合

2.　（既公開株式の公募・売出株式）お客様は、次の各号の全てに該当する場合に、既公開株式の公募・売出株式にかかる本サービスをご利用になれます。
（1）　お客様が当社との間のお取引コースに関する契約において「ダイワ・ダイレクト」をご指定されていて、かつ「オンライントレード」契約をなされている場合、もしくは登録金融機関の金融商品仲介により口座開設されている場合
（2）　お客様の住所、電話番号、生年月日、勤務先など当社へのお届出事項が正しく登録されている場合
（3）　当社が別途定める基準によりお客様の既公開株式の取得を制限していない場合
（4）　お客様が本サービスを利用するのに必要な、通信機器その他のシステム機器および通信回線その他の通信手段を利用することが可能である場合
（5）　お客様が方法の如何を問わず、同一の公募・売出株式についての購入のお申込みまたは抽選参加のお申込みをされていない場合
（6）　お客様が日本国内に居住されている個人の方である場合

第３条　法令などの遵守

1.　本サービスのご利用にあたって、お客様および当社は、法令、日本証券業協会および金融商品取引所の諸規則、オンライントレード・コンタクトセンター取扱規定、総合取引約款をはじめとするお客様がお申込みをされている当社所定の各種規定および約款を遵守するものとします。

2.　お客様が前項に反した場合、当社は、お客様に連絡することなく、本サービスのご利用を制限もしくはお断りすること、または本サービスのご利用結果（当選・補欠当選を含みます）を全て取消すことができるものとします。

第４条　自己責任の原則

お客様は、本規定、オンライントレードによるお客様への説明、新規公開株式等の目論見書などの内容を十分理解し、ご自身の責任と判断において本サービスをご利用するものとします。

第５条　確認事項

1.　お客様が本サービスを利用して抽選および購入のお申込みを行える時間（以下、「取扱時間」といいます。）につきましては、当社が別途定めることとします。お客様はオンライントレードのご利用により、ご自身で取扱時間をご確認ください。

2.　本サービスにおけるお客様の抽選申込み状況、抽選結果、購入もしくは補欠購入の申込み状況、または購入もしくは補欠購入にかかる購入代金の充当結果などの確認時間（以下、「確認時間」といいます。）は、当社が別途定めることとします。お客様はオンライントレードのご利用により、ご自身でご確認ください。

3.　お客様は、確認時間において、購入代金に充当可能な金額など必要な事項を、オンライントレードのご利用により確認するものとします。

第６条　取扱銘柄・数量・価格

お客様が本サービスを利用して抽選に参加し、購入することができる新規公開株式等およびその数量（以下「申込数量」といいます。）は、当社が定めるものとします。また、当該新規公開株式等の購入価格についてはその募集または売出しの価格（以下「募集・売出価格」といいます。）とします。

第７条　抽選参加の申込み

1.　お客様が本サービスを利用して新規公開株式等の抽選参加の申込みおよび抽選参加の申込みの撤回ができる期間は、新規公開株式等ごとに当社が定めるものとします。

2.　お客様は、次に掲げる事項の全てに該当する場合に限り、抽選参加をお申込みになることができるものとします。
（1）　お客様が第2条の利用要件を全て満たしている場合
（2）　お客様のお取引口座における、お客様が抽選参加をお申込みになる時点での現金、ダイワMRFおよび大和ネクスト銀行円普通預金の合計から当社の別途定める金額を加減した金額が、購入概算代金以上であることを当社が確認できる場合

3.　抽選参加の申込み時より、当該新規公開株式に関する募集または売出しの条件が変更される場合、当社は、お客様の当該新規公開株式にかかる抽選参加の申込みを取消すことがあります。

4.　当社が前項に規定する取消しを行い、お客様が、当該新規公開株式の抽選参加を希望する場合、お客様は、ご自身で改めて抽選参加の申込みをするものとします。

第８条　抽選参加申込回数の範囲

1.　お客様が本サービスを利用して抽選に参加申込みできる回数は、同一の新規公開株式等につき1回に限るものとします。

2.　複数のお取引口座を利用して本サービスの抽選参加を申込まれた場合、当社は、お客様の当該新規公開株式等にかかる全ての抽選参加のお申込みおよびその結果を、お客様に連絡することなく全て取消すことができるものとします。

第９条　抽選方法

1.　当社は、当該新規公開株式等に関する募集または売出しの条件決定日において速やかに抽選参加者を対象に抽選を行なうことにより、当選者および当選者が当社が定める申込期間（第11条第1項で定義します。）終了時までに購入に至らなかった場合の補欠当選者（以下「補欠当選者」といいます。）を決定いたします。抽選は当社の別途定める条件に応じて、厳正かつ公平に機械的な方法により行います。
（1）　新規公開株式の抽選においては、当社販売数量のうち一定数量について、本サービスを利用して当該銘柄にお申込みのあった全てのお客様を対象に実施します。
（2）　既公開株式の公募・売出株式につきましては、本サービスを利用して当該銘柄にお申込みのあった全てのお客様を対象に抽選を実施します。

2.　当社は、次に掲げる事項の全てに該当するお客様を対象に、抽選を行うものとします。
（1）　お客様が第2条の利用要件を全て満たしている場合
（2）　お客様のお取引口座における、当社が抽選を行う時点での現金、ダイワMRFおよび大和ネクスト銀行円普通預金の合計から当社の別途定める金額を加減した金額が、購入概算代金以上であることを当社が確認できる場合

第10条　抽選結果などの確認

1.　お客様は、抽選後、確認時間内にオンライントレードのご利用により、ご自身で抽選結果の確認をするものといたします。別途定める場合を除き、当社からお客様へ抽選結果をご連絡することはございません。

2.　お客様が、前項に規定する抽選結果の確認を怠ったことにより、お客様が新規公開株式等の購入に至らなかった場合、当社は一切の責任を負わないものとします。

第11条　購入の申込み

1.　当選者は、新規公開株式等ごとに当社が定める期間（以下「申込期間」といいます。）において、本サービスを利用して新規公開株式等の購入の申込みができるものとします。

2.　当選者は、次の各号の全てに該当する場合、当該新規公開株式等の購入の申込みがあったものとします。

（1）　当選者が、当社が定める方法により目論見書を入手されたうえ、これをお読みになっており、当社がそのことを確認できること。当社が確認させていただいたにも関わらず、当選者が虚偽の回答を行った場合、当社は責任を負わないものとします。

（2）　当選者が、オンライントレードを利用して、当社が定める申込期間内に購入申込みの意思表示を行い、当社にて当選者の購入申込みの意思を確認できること。

（3）　当選者が当該新規公開株式等の購入申込みを行なった時点において、当選者のお取引口座における現金、ダイワMRFおよび大和ネクスト銀行円普通預金の合計から当社の別途定める金額を加減した金額が、当該新規公開株式等の募集・売出価格に申込数量を乗じた金額（以下「購入代金」といいます。）以上であり、当社がそれを確認できること。

3.　当選者と当社との間における新規公開株式等の購入にかかる契約は、当選者のお取引口座における現金、ダイワMRF および大和ネクスト銀行円普通預金が当該新規公開株式等の購入代金として別途定める方法により充当された時点で成立するものとします。

4.　法令などによる制約または購入代金充当時における購入代金の不足その他理由の如何を問わず購入代金の充当ができなかった場合、当選者による購入の申込みはその効力を失うものとさせていただきますので、当選者が新規公開株式等のご購入を希望される場合には、当選者は申込期間内に再度購入の申込みを行う必要があります。なお、当社から当選者に対して、当社が別途定める場合を除き積極的に購入代金の充当結果をご連絡することはございませんので、当選者は、確認時間内に、オンライントレードのご利用により、ご自身で購入代金の充当結果をご確認下さい。

5.　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は当選者が当選にかかる権利を放棄したものとみなします。なお、当社は、当選者にその旨をご連絡しません。

（1）　理由の如何を問わず、申込期間内に当選者による購入の申込みがない場合

（2）　申込期間内に、法令などによる制約または購入代金充当時における購入代金の不足その他理由の如何を問わず、当選者のお取引口座における現金、ダイワMRFおよび大和ネクスト銀行円普通預金を、別途定める方法により購入代金として充当することができない場合

6.　前項により新規公開株式等を購入できなかったことによる一切の損害につき、当社は責任を負わないものとします。

第12条　補欠購入の申込み

1.　補欠当選者は、申込期間において、本サービスを利用して新規公開株式等の補欠購入のお申込みができるものとします。

2.　第10条及び前条第2項は補欠購入のお申込みの場合にも準用します。

3.　申込期間終了時における当選者の総購入株数が当社の定める本サービスに配分される株数（以下「本サービス配分株数」といいます。）を下回った場合に、購入申込みをされた補欠当選者の中から、本サービス配分株数と当選者の総購入株数の差に相当するまで、厳正かつ公平に機械的な抽選により、繰上当選者を決定します。繰上当選者のお取引口座における現金、ダイワMRFおよび大和ネクスト銀行円普通預金が別途定める方法により当該新規公開株式等の購入代金として充当された場合、当該新規公開株式等の購入にかかる契約が成立するものとします。

4.　次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、当社は補欠当選者が補欠当選にかかる権利を放棄したものとみなします。なお、当社は、補欠当選者にその旨をご連絡しません。

（1）　理由の如何を問わず、申込期間内に補欠購入の申込みがない場合

（2）　法令などによる制約または購入代金充当時における購入代金の不足その他理由の如何を問わず申込期間最終日に当社が購入代金を充当しようとした時点で、補欠当選者のお取引口座における現金、ダイワMRF および大和ネクスト銀行円普通預金を、別途定める方法により購入代金として充当することができない場合

5.　前項により新規公開株式等を購入できなかったことによる一切の損害につき、当社は責任を負わないものとします。

第13条　購入申込みなどの撤回

お客様が購入または補欠購入の申込みを行った後は、お客様は、購入または補欠購入の申込みを撤回することはできないものとします。

第14条　権利の譲渡など

お客様は、当選または補欠当選にかかる権利を譲渡することはできないものとします。

第15条　サービス内容などの変更

当社は、お客様に予めご連絡することなく、本サービスの内容などを変更または追加することおよび本サービスの提供の一部または全部を中止することができるものとします。

第16条　免責事項

（1）　当該新規公開株式等にかかる募集・売出の延期または中止、申込期間などの条件の変更などやむをえない事由により、当社は本サービスの提供を中止もしくは中断またはサービス内容の変更をすることがあります。この場合、その為にお客様または第三者に生じた一切の損害につき当社は責任を負わないものとします。

（2）　本サービスの提供に関し、当社の故意または過失による場合を除き、お客様または第三者に生じた一切の損害につき当社は責任を負わないものとします。

（3）　お客様の過失などにより生じた一切の損害につき当社は責任を負いません。またかかる場合において当社に生じた費用などはお客様が負担するものとします。

（4）　本サービスを利用するためにインターネットを利用する場合において、当社の故意または過失による場合を除き、インターネットに接続することによりお客様または第三者に生じた一切の損害につき当社は責任を負わないものとします。

第17条　準拠法・合意管轄

本規定に関する準拠法は日本法とします。本規定に関しお客様と当社との間で生ずるすべての訴訟について、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。ただし、お客様および当社が東京簡易裁判所に調停の申立てをすることを妨げるものではありません。

第18条　規定の変更

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、または当社が必要と認めた場合には、

民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、またはその他相当の方法により周知します。

附　則

1. この取扱規定は、2023年10月1日以降に抽選参加の申込みを開始する銘柄より適用されます。
2. 当社が別に定めるまでの間、既公開株式の公募・売出株式について第9条2(2)は適用しないこととします。

以　上

取引報告書等の電磁的方法による交付に係る取扱規定

第1条　規定の趣旨

この規定は、大和証券株式会社(以下「当社」といいます。)が、第3条で規定する書面(以下「対象書面」といいます。)の交付に代えて、対象書面に記載すべき事項(以下「記載事項」といいます。)を電子情報処理組織(当社の使用に係るコンピューターと、お客様の使用に係るコンピューターとを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいいます。)を使用する方法(以下「電磁的方法」といいます。)により提供し、お客様が電磁的方法により記載事項の提供を受ける場合(以下「電子交付」といいます。)における方法等を定めたものです(以下「本規定」といいます。)。

第2条　電子交付の利用

次の各号の全てに該当する場合に、電子交付のご利用に関するお客様と当社との間の契約(以下「本契約」といいます。)は成立し、お客様は本規定に基づいて電子交付をご利用になることができます。

(1)　お客様が当社所定の方法により電子交付をお申込になり、かつ、当社が承諾した場合。

(2)　お客様が「オンライントレード・コンタクトセンター取扱規定」に基づき、当社とオンライントレード利用契約を締結し、かつ、電子交付を受けられる通信機器、通信回線及び閲覧環境等を保有している場合。

第3条　対象書面

対象書面は、金融商品取引法、投資信託及び投資法人に関する法律、金融商品取引業等に関する内閣府令、各金融商品取引所受託契約準則、日本証券業協会関係諸規則等において規定されている書面、及び当社が提供するその他の報告書等のうち、当社が定め、当社オンライントレード認証内画面(以下「オンライントレード」といいます。)上に掲げる書面とします。

なお、当社が対象書面を追加する場合は、事前にオンライントレード上にて告知を行うものとします。

第4条　申込方法

お客様が電子交付をお申込になる場合は、本規定の内容を承諾いただいたうえで、当社所定の手続きにより又はオンライントレード上でお申込みいただくものとします。

第5条　電子交付の内容確認

第2条に基づき、本契約が成立した場合、お客様はオンライントレード上にて対象書面の記載事項を閲覧できるほか、電子交付の申込み状況、記載事項の電子交付履歴を確認できます。

第6条　電子交付による提供方法

1. 電子交付はオンライントレード上で記載事項を提供することにより行います。
2. 前項の提供はPDFファイルにより行うため、お客様は当社が提供するPDFファイルを閲覧可能なPDF閲覧ソフトを使用し閲覧するものとします。
3. 電子交付された記載事項は、当該記載事項が閲覧可能となった日から5年間閲覧できます。
4. 電子交付は、お客様の使用に係るコンピューターにダウンロード及びプリンターによる紙媒体での出力が可能な状態で行います。

第7条　書面による例外交付

本契約が成立した後でも、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社の都合により記載事項を電子交付によらず、書面により交付する場合があります。その場合、電子交付は行いません。

第8条　本契約の終了

1. 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、本契約は終了するものとします。

(1)　お客様が当社所定の方法により、電子交付の利用中止の申し出をされた場合。

(2)　お客様による当社の保護預り口座及び振替決済口座の利用が終了した場合。

(3)　お客様のオンライントレード利用契約が終了し、又は解約された場合。
(4)　次に掲げるいずれかの事由又はその他のやむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。
①　当社の保護預り口座又は振替決済口座の規定に照らし、お客様による電子交付のご利用が不適当であると当社が判断した場合。
②　お客様が当社への届出事項等につき虚偽の届出を行っていたことが判明した場合。
③　お客様が第2条各号のいずれかの要件を欠くに至った場合。
④　お客様が本規定に違反した場合。
⑤　お客様が電子交付による記載事項の閲覧ができない状況であると当社が判断した場合。
⑥　上記のほか、お客様による電子交付の利用が不適当であると当社が判断した場合。

2.　本契約が終了した場合、お客様から電子交付を行った記載事項を消去する指図があったものとみなし、消去する場合があります。

第9条　電子交付の方法の変更

1.　当社は、お客様に予め通知することなく、法令に反しない範囲で電子交付の方法を変更することがあります。

2.　当社は、前項にて定める変更により生じたお客様の損害については、その責を負わないものとします。

第10条　電子交付の停止

1.　当社は、電子情報処理組織の緊急点検の必要性又はその他の合理的理由に基づき、お客様に予め通知することなく、電子交付の全部又は一部のサービスを停止することがあります。

2.　当社は、前項にて定める電子交付の停止により生じたお客様の損害については、当社に故意又は重大なる過失のない限りその責を負わないものとします。

第11条　準拠法・合意管轄

本規定に関する準拠法は日本法とします。本規定に関し、お客様と当社との間で生ずる訴訟については、当社の本店又はお客様口座のある本・支店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第12条　届出事項の変更

お客様は、電子交付の利用にかかる届出事項に変更がある場合は、当社所定の手続きにて、当社に直ちに届け出るものとします。また、かかる変更に関連して生じた損害について、当社はその責を負わないものとします。

第13条　他の規定、約款の適用

本規定に定めのない事項については、「大和証券総合取引約款」、「大和証券保護預り・振替決済口座管理約款」等お客様に適用されるその他の約款・契約により取扱います。

第14条　規定の変更

本規定は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要と認めた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

附　則

この取扱規定は、2020年4月1日より適用されます。

以　上

スウィープサービス取扱規定

第1条　規定の趣旨

この規定は、お客様が大和証券株式会社（以下、「当社」といいます。）に開設された総合取引口座又は保護預り口座（以下、「当社お客様口座」といいます。）と、お客様が指定する金融機関（以下、「指定金融機関」といいます。）の円普通預金・外貨普通預金口座との間で、自動的に入出金を行うサービス（以下、「本サービス」といいます。）の利用に関する取り決め（以下、「本規定」といいます。）です。

第2条　本サービスの利用

次の各号の全てに該当する場合に、お客様と当社との間の本サービスのご利用に関する契約（以下、「本契約」といいます。）は成立し、お客様は、本規定に基づいて本サービスをご利用になることができます。

(1)　個人のお客様
①　お客様が当社所定の方法によりお申込みになり、かつ、当社が承諾した場合。
②　お客様が当社に総合取引口座を開設されている場合。
③　お客様が、オンライントレードの申込みをされている場合。
④　指定金融機関にお客様名義の円普通預金口座が開設されていること。

(2)　法人のお客様
①　お客様が当社所定の方法によりお申込みになり、かつ、当社が承諾した場合。
②　お客様が当社に保護預り口座を開設されている場合。
③　指定金融機関にお客様名義の円普通預金口座（以下、「指定金融機関お客様口座」といいます。）が開設されていること。

第3条　指定金融機関の範囲

本サービスのご利用にあたって、お客様が指定できる金融機関は、別途当社が定めるものとします。

第4条　自動資金送受金処理

1.　本条の取り扱いは、当社が銀行代理店として取扱う円普通預金・外貨普通預金の各通貨（次の各号に定める場合を除く）を対象とします。また、本条において「指定金融機関お客様口座」とは、お客様が指定金融機関に開設する円普通預金・外貨普通預金口座を指すものとします。

(1)　当社が自動振替を行わない通貨として別途定める通貨（以下、「自動振替停止通貨」といいます。）については、自動振替を行いません。自動振替停止通貨は当社ホームページ等に掲載します。

(2)　自動振替停止通貨は、金融情勢の動向、その他当社が必要と認めた場合には変更することがあります。なお、自動振替停止通貨を変更する場合には、原則として変更前に当社ホームページ等にて告知を行います。ただし、緊急を要する場合その他やむを得ない場合には、変更後すみやかに告知を行うものとします。

(3)　お客様が指定金融機関にお客様名義の外貨普通預金口座を開設していない場合、外国通貨については、自動振替を行いません。

2.　当社は、毎営業日夜間に行う計算により、翌営業日の当社お客様口座にお預り金（ただし、即日預託規制銘柄の取引等による拘束金など、当社所定の拘束金は含まれません。以下、「剰余金」といいます。）があることが見込まれる場合、当社お客様口座より翌営業日付で出金を行い、指定金融機関お客様口座へ送金します。

3.　当社は、当社お客様口座が以下の条件に該当する場合は、指定金融機関に対し、以下の通り不足金相当額等の送金を依頼します。

(1)　毎営業日夜間に行う計算により、翌営業日の当社お客様口座において、買付代金の受渡、振込出金などにより、不足金が発生することが見込ま

れる場合、指定金融機関に対し、指定金融機関お客様口座から当社お客様口座に、翌営業日付で不足金相当額の送金を依頼します。

(2) 当社お客様口座残高を超える金銭の払戻請求、信用取引・外国為替証拠金取引等の現金保証金・証拠金等への差入れ依頼などがあった場合、指定金融機関に対し、指定金融機関お客様口座から当社お客様口座に、当社お客様口座残高を超える部分の金額の送金を、その都度依頼します。

第５条　自動資金送金処理における基準金額の設定

前条第2項の剰余金の指定金融機関お客様口座への送金に係る計算について、お客様は、当社所定の方法により、指定金融機関お客様口座残高の上限金額(以下「基準金額」といいます。)を設定することができます（ただし、日本円に限ります)。この場合、当社お客様口座に剰余金がある場合には、前条第2項の当社お客様口座からの出金は、指定金融機関お客様口座残高が、当該基準金額を上回らない範囲で行います。

第６条　提携ATMでの取扱に関する特約

1. 本サービスご利用のお客様が、「大和証券総合取引約款」、「ダイワ・カード規定」に定めるダイワ・カードを用いて、当社の提携先により設置された提携ATMにおいて、当社お客様口座のお預り金およびダイワMRF(以下「お預り金等」と総称します。)のお引出し及びお預り金等の残高照会を行う場合、「大和証券総合取引約款」、「ダイワ・カード規定」に定める内容に加え、当社が本条第2項および第3項に定める取扱いを行うことにご同意いただいたものとします。
2. 提携ATMを使用してのお預り金等の残高照会時、当社は、当社お客様口座のお預り金等の残高(当社所定の拘束金は含まれません。)に加え、当社が指定金融機関に対し、指定金融機関お客様口座から当社お客様口座に、即時に送金を依頼可能な範囲の上限額を合算のうえ、提携ATM又はご利用明細に表示する等の方法により、お客様への通知を行います。
3. 提携ATMを使用してのお預り金等のお引出し時、お客様は前項の残高照会時に通知する金額の範囲内でお引出しの操作を行うことができます。お引出しの実行により、当社お客様口座に不足金が発生することが見込まれる場合、当社はあらかじめ指定金融機関に対し、第4条第3項第2号に定める、指定金融機関お客様口座から当社お客様口座への、不足金相当額の即時の送金を依頼します。

第７条　証券総合サービスの利用に関する特約

本サービスご利用のお客様は、「大和証券総合取引約款」に定める証券総合サービスのご利用にあたって、「大和証券総合取引約款」に定める有価証券等の果実、償還金、売却代金又は解約代金等のお支払いがあった時、および有価証券等の買付代金等のお支払いの為に入金を行った時における指定受益権の取得(自動運用買付)を行わない取扱いとすることに、ご同意いただいたものとします。

第８条　ダイワMRFの換金

1. 本契約の成立時、お客様が保有しているダイワMRFの全数量について、お客様から換金の申込みがあったものとし、換金します。
2. 「大和証券総合取引約款」に定める証券総合サービスをご利用のお客様は、本サービスのご利用中であっても、「大和証券総合取引約款」に定めるお客様の有価証券等の買付代金等の不足が生じる場合、もしくは、お客様からの金銭の引出可能額以上の金銭の引出請求があった場合における、指定受益権の換金処理(以下、「自動運用換金処理」といいます。)は行われます。この場合、自動運用換金処理は、第4条第3項に定める自動資金受金処理に先んじて行われます。

第９条　ダイワ外貨MMFの取得申込の利用

1. 「大和証券総合取引約款」2.(2) ②又は「大和証券積立投資約款」3.(2) ②に定める方法によるダイワ外貨MMFの取得申込をご利用されている場合、当該ダイワ外貨MMFの取得申込は、本サービスに先んじて行うものとします。
2. 当社が前項に定める方法によるダイワ外貨MMFの取得申込を停止しているポートフォリオの基準通貨においては、本サービスが適用されます。

第10条　果実、償還金等の取扱

1. 本サービスをご利用いただく場合、外国証券、その他当社において取扱う証券、証書、権利又は商品から発生する果実、償還金のうち、当社において外国通貨で支払われるもの（当社の応じ得る範囲内に限る。ただし、当社所定の方法にて円貨決済、届出預貯金口座への送金を届出いただいた場合を除く。）については、外貨により支払いを行います。
2. 前項の取り扱いは、当社が銀行代理店として取扱う外貨普通預金の外国通貨に限ります。なお、当社が銀行代理店として取扱う外貨普通預金の外国通貨を追加した場合には、当該外国通貨においても前項の取り扱いが適用されます。

第11条　当社との間で証券担保ローン取引を行っているお客様の取扱

1. 当社との間で「ダイワの証券担保ローン基本取引約定書」、「ダイワのネットローン基本取引約定書」その他の約定に基づき当社お客様口座において保有される有価証券を担保としたお借入にかかる取引をされているお客様は、本サービスのご利用中、「普通預金口座担保特約約定書」の内容が適用されます。
2. 前項に加え、当社所定の外貨普通預金担保差入書兼外貨定期預金担保差入書を当社に差し入れている場合には、本サービスのご利用中、「外貨普通預金口座担保特約約定書」が適用されます。

第12条　取扱部店の変更

お客様が、当社において取扱部店の変更手続(当社が定める方法によって、お客様が新しく当社お客様口座を開設し、取扱部店の変更手続前よりお客様が保有している当社お客様口座の残高を新しく開設した当社お客様口座に移管する手続を指します。以下、「取扱部店変更」といいます。)を行った場合、お客様は、取扱部店変更により新しく開設した当社お客様口座にて本サービスをご利用できるものとし、取扱部店変更前の当社お客様口座においては、本サービスをご利用できないものとします。

第13条　取引の報告

当社は、本サービスにかかる当社お客様口座の入出金の通知を、「大和証券総合取引約款」、「大和証券保護預り・振替決済口座管理約款」に定める「取引残高報告書」により行います。

第14条　本サービスの解約

1. 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合、本契約は、終了するものとします。
   (1) お客様が当社所定の方法により、本サービスの利用中止の申し出をされた場合。
   (2) お客様による当社お客様口座の利用が終了した場合。
   (3) お客様による指定金融機関お客様口座の利用が終了した場合。
   (4) 次に掲げるいずれかの事由又はその他のやむを得ない事由により、当社が解約を申し出た場合。
      ① 当社の総合取引口座又は保護預り口座の規定に照らし、お客様による本サービスのご利用が不適当な場合。
      ② お客様から当社への届出事項等につき虚偽であることが判明した場合もしくは虚偽の疑いがあると当社が判断した場合。
      ③ お客様が第2条各号の利用要件を欠くに至った場合。
      ④ お客様が本規定に違反した場合。
      ⑤ 当社が本サービスを営むことができなくなった場合。
2. 前項第1号および第4号に基づき本契約を終了し、指定金融機関お客様口

座の利用を終了する場合、当社は、指定金融機関に対し、当該終了時点で指定金融機関お客様口座に入金されている金銭の全額について、当社お客様口座への送金を依頼します。

第15条　免責事項

1. 当社お客様口座又は指定金融機関お客様口座（外貨普通預金口座を含む）が、当社又は指定金融機関所定の理由により、お取引制限等の措置がなされている場合、本サービスによる入出金は行われません。この場合に生じた損害について当社はその責めを負わないものとします。
2. 本サービスによる入出金は、当社又は指定金融機関のシステムメンテナンス状況、システム障害又は通信障害等によりご利用できない場合があります。この場合に生じた損害について当社はその責めを負わないものとします。

第16条　準拠法・合意管轄

本規定に関する準拠法は日本法とします。本規定に関しお客様と当社との間で生ずるすべての訴訟について、当社の本店所在地を管轄する東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

第17条　他の規定、約款の適用

この規定に定めのない事項については、「大和証券総合取引約款」、「大和証券保護預り・振替決済口座管理約款」、「ダイワ・カード規定」等により取扱います。

第18条　規定の変更

この規定は、法令の変更、監督官庁の指示、又は当社が必要と認めた場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更されることがあります。変更を行う旨及び変更後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、当社ホームページ等への掲載、又はその他相当の方法により周知します。

附　則

この取扱規定は、2020年4月1日より適用されます。

以　上

最良執行方針

この最良執行方針は、金融商品取引法第40条の2第1項の規定に従い、お客様にとって最良の取引の条件で執行するための方針および方法を定めたものです。

当社では、お客様から国内の金融商品取引所市場に上場されている有価証券の注文を受託した際に、以下の方針に従い執行することに努めます。

1．対象となる有価証券

国内の金融商品取引所市場に上場されている株券、新株予約権付社債券、ＲＥＩＴ、ＥＴＦ等で、金融商品取引法施行令第16条の6に規定される「上場株券等」

なお、金融商品取引法第67条の18第４号に規定される「取扱有価証券」につきましては、当社では取り扱いません。

2．最良の取引の条件で執行するための方法

当社においては、お客様からいただいた注文に対し、お客様から取引の執行に関する特別なご指示がない場合につきましては、委託注文として取り次ぎます。

なお、本方針にて使用する用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。

【用語の定義】

ダークプール

一般的に国内においては、注文価格や注文数量等の気配情報を外部に非公表の状態で注文を対当させる、証券会社が運営するシステムのことをいいます。対当させた注文は、東京証券取引所（以下「東証」といいます。）の立会外取引システム（ＴｏＳＴＮｅＴ）に回送し取引を成立させます。

ダイワ・マッチング

お客様の注文を当社内で直接対当させる取引システムのことをいいます。注文を対当させた後は、東証の立会外取引システム（ＴｏＳＴＮｅＴ）で約定します。なお、ダイワ・マッチングは、いわゆる「ダークプール」に該当します。

ＳＯＲ（Ｓｍａｒｔ　Ｏｒｄｅｒ　Ｒｏｕｔｉｎｇ）

一般的に、複数の市場等からお客様にとって最も有利な価格を提供している市場等を選択して注文を執行することをいいます。

ダイワ最良執行システム

東証の気配とダイワ・マッチングの気配をシステムの内部で比較し、お客様にとって有利になると判断した方法で東証の立会内取引、またはダイワ・マッチングにて対当した後の東証の立会外取引のいずれかをもって、お客様の注文を執行し、約定させる仕組みであり、いわゆる「ＳＯＲ」を行うシステムに該当します。

なお、ダイワ最良執行システムは、名古屋証券取引所、札幌証券取引所、福岡証券取引所の気配を比較する仕組みは有しておりません。

ＰＴＳ（Ｐｒｏｐｒｉｅｔａｒｙ　Ｔｒａｄｉｎｇ　Ｓｙｓｔｅｍ）

私設取引システムのことで、金融商品取引所を通さず、証券会社が運営するコンピューター上で株式等の有価証券を取引する仕組みのことをいいます。

レイテンシーアービトラージ

注文の執行に要する時間差によって生ずる金融商品市場の相場に係る変動、市場間の価格差を利用した取引戦略のことをいいます。

お客様の委託注文がダイワ最良執行システム対象銘柄の場合、当該システムを用いて注文を執行いたします。なお、当該システムの対象銘柄であってもお客様の任意で金融商品取引所市場を指定した注文が可能です。ただし、ＰＴＳへの取り次ぎは行いません。

(1)　ダイワ最良執行システム対象銘柄

当社では、株式会社ＱＵＩＣＫ（※１）が東証を優先市場として選定する銘柄をダイワ最良執行システム対象銘柄（※２）といたします。なお、個別銘柄の優先市場や当該システムの対象銘柄につきましては、当

社オンライントレードのリアル株価画面等にてご確認するか、当社の本支店または営業所、コンタクトセンターまでお問い合わせください。

※１　株式会社ＱＵＩＣＫでは、所定の計算方法により一定期間においての売買高を市場ごとに比較する等の方法により、最も売買高が多い市場を優先市場として選定しております。また、他の市場へ追加上場された場合等も上記と同様の方法で優先市場が選定されます。

※２　東証上場外国証券、転換社債型新株予約権付社債、優先株式等、当社が指定する銘柄はダイワ最良執行システム対象銘柄から除きます。

①　ダイワ最良執行システムの対象市場等

ダイワ最良執行システムは、東証とダイワ・マッチングを対象市場等とします。

②　ダイワ最良執行システムの対象市場等の選択の方法及び順序

東証の気配とダイワ・マッチングの気配を比較し、お客様に有利な価格と判断した市場等で注文を執行いたします。また、価格比較を行った結果、同値であると判断した場合は、原則、ダイワ・マッチングを優先しますが、対当する反対注文の条件によって機動的に注文執行先を決定します。

※以下の場合、ダイワ・マッチングでの注文の対当は行いません。

・売買立会時間外
・始値決定前
・執行条件が寄り・引け・不成の場合
・特別気配、連続約定気配となっている場合
・東証において売買停止となっている場合

※ダイワ最良執行システムで行う価格比較と取引所での約定成立までの間には、極めて微小ながら時間差が生じます。そのため、ダイワ・マッチングで対当した価格が、必ずしも約定成立時の東証の価格より有利とならない可能性がございます。

※ダイワ最良執行システムは、お客様にとって有利な価格での約定を目指しますが、これを必ずしも保証するものではございません。

③　レイテンシーアービトラージへの対応

ダイワ最良執行システムは、注文価格や数量等の気配情報を当該システムの外部に公表しないダイワ・マッチングと東証のみを対象市場等としており、複数市場間の気配情報に基づいて行われるレイテンシーアービトラージが介在する可能性はないと考えているため、特別な対応策は講じません。

④　ダークプールの利用

ダイワ最良執行システムでは、ダークプールに該当するダイワ・マッチングを利用しております。

(2)　ダイワ最良執行システム非対象銘柄

株式会社ＱＵＩＣＫが東証を優先市場と選定しない銘柄及び（1）※２で当社が指定する銘柄は、ダイワ最良執行システム対象銘柄とはならず、原則として速やかに国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととします。この場合、委託注文の金融商品取引所市場への取り次ぎは、次のとおり行います。

①　上場されている金融商品取引所市場が１箇所である場合（単独上場）には、当該金融商品取引所市場へ取り次ぎます。

②　複数の金融商品取引所市場に上場（重複上場）されている場合には、執行時点において、株式会社ＱＵＩＣＫが優先市場として選定する金融商品取引所市場に取り次ぎます。

③　翌日以降の期限を指定した注文の場合、ご指定の期限が到来するまでの間に上記（2）②における金融商品取引所市場が変更された場合であっても、お客様から取次先変更のご指示があった場合を除き、取次先の金融商品取引所市場の変更は行いません。

3．当該方法を選択する理由

当社では、お客様からいただいた注文をより有利な価格で執行するためにダイワ最良執行システムを導入しています。

(1)　ダイワ最良執行システム対象銘柄

①　ダイワ最良執行システムの対象市場等

ダイワ最良執行システムが、東証とダイワ・マッチングを対象市場等とする理由は、多くの投資家の需要が集中する東証に加え、東証の最良買気配値段と最良売気配値段の間で約定する仕組みを有するダイワ・マッチングの価格を比較することは、お客様にとってより有利な約定機会を提供可能と考えるからです。

②　ダイワ最良執行システム対象市場等の選択の方法及び順序

ダイワ最良執行システムは、東証の気配とダイワ・マッチングの気配を比較し、お客様に有利な価格と判断した市場等（買注文の場合は東証の最良売気配とダイワ・マッチングの最良売気配を比較して、より低い価格、売注文の場合は東証の最良買気配とダイワ・マッチングの最良買気配を比較して、より高い価格）で注文を執行いたします。また、価格比較の結果、同値であればダイワ・マッチングを優先する理由は、当社内で直接注文の対当を行うため、約定の可能性を高めることができ、また東証の立会内取引市場の価格形成へ与える影響を低減可能だからです。

(2)　ダイワ最良執行システム非対象銘柄

金融商品取引所市場は多くの投資家の需要が集中しており、流動性、約定可能性、取引のスピード等を総合的に勘案して、ここで執行することが基本的にはお客様にとって合理的であると判断されるからです。また、複数の金融商品取引所市場に上場されている場合には、その中で最も流動性の高い金融商品取引所市場において執行することが、お客様にとって合理的であると判断されるからです。

4．その他

(1)　次に掲げる取引については、２に掲げる方法によることができないため、それぞれ次に掲げる方法により執行いたします。

①　お客様から執行方法に関する特別なご指示（当社が自己で直接の相手となる売買のご希望、執行する金融商品取引所市場のご希望、取引所外売買のご希望、お取引の時間帯のご希望、ご注文数量の一括執行の必要性等）がある場合

当該ご指示いただいた内容で当社と合意した方法で執行いたします。

②　取引一任契約等に基づく執行

当該契約等においてお客様から委任された範囲内において当社が選定する方法で執行いたします。

③　取引約款等において執行方法を特定している取引

当該方法で執行いたします。

④　単元未満株の取引

単元未満株を取り扱っている金融商品取引業者に取り次ぎます。

ただし、上記の金融商品取引業者が取り次ぎを行わない単元未満株の売却の際には、当社と合意した上での相対取引となります。

⑤　国内の金融商品取引所市場に上場されている外国証券の取引

国内の金融商品取引所市場への取り次ぎをご希望の場合は、２（２）に掲げる方法により取り次ぐこととします。なお、売却注文の場合、国内の決済会社に寄託されている証券については、２（２）に掲げる方法により国内の金融商品取引所市場に取り次ぐこととし、当社の海外保管機関に寄託している証券については、外国取引として取り扱うこととします。

⑥　信用取引

新規建てを行った金融商品取引所市場で執行する方法

信用取引については、ダイワ・マッチングにおいて取引の条件決定を行った注文を東証（ＴｏＳＴＮｅＴ）で執行することが、東証の業務規程により認められていないため、ダイワ最良執行システムの対象外となります。

⑦　特定投資家のお客様で事前に執行方法についての別途の取り決めをしている取引

お客様の個別取引に係る固有のニーズを勘案し、お客様との事前の取り決めで合意された内容に基づき、取引所金融商品市場等に取り次ぐ方法と、当社が自己で直接の相手となる方法のうち、お客様にとって最も合理性が高いと当社が判断する方法で執行いたします。

⑧　特別な目的で当社に口座開設されたお客様及び非居住者のお客様等当社と合意した方法で執行いたします。

(2)　自社のシステムまたは取引所金融商品市場等において障害等が発生した場合、２に掲げる方法によることが難しいため、やむを得ず、２に掲げる方法とは異なる方法により執行する場合がございます。その場合でも、その時点で最良の条件で執行するよう努めます。

附　則

この改正は、2023 年 12 月 11 日から実施する。

以　上

2023年12月11日現在

反社会的勢力への対応について

大和証券グループは、証券市場の健全性・公平性の確保及びお客様と従業員の安全確保のために、暴力団、暴力団関係者、総会屋などの反社会的勢力の排除に向けた体制を整備するとともに、組織的な対応を行うことにより、これら勢力と一切の関係を断絶します。

1. 大和証券グループは、反社会的勢力との取引を一切行いません。
2. 大和証券グループは、すでに当社グループと取引をしている方が反社会的勢力であることが判明した場合は、取引の解消に向けた適切な措置をすみやかに講じます。
3. 大和証券グループは、反社会的勢力への資金提供は一切行いません。
4. 大和証券グループは、反社会的勢力からの不当要求には一切応じません。反社会的勢力による不当要求が認められた場合には、民事上もしくは刑事上の法的対応を行います。
5. 大和証券グループは、反社会的勢力の排除に関し、平素より警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等関係外部機関と緊密な連携関係を構築してまいります。